

本報告書の構成

○巻頭文	1
○盛岡市まちづくり研究所の概要	5
○研究報告	13



岩手県立大学から陽春の岩手山を望む



公立大学法人
岩手県立大学
Iwate Prefectural University

巻頭文

多くの方々と同様、僕は盛岡のまちが好きだ。その規模、地理、歴史、風土、文化、暮らし、・・・その総合性は、勿論課題は持ちながらだが、現代日本社会でこそ輝く都市であり得ると思う。その輝きを「農業」という視野から照らし開こうとするのが本研究である。研究に取り組んだ著者の土井氏は、この盛岡の魅力と可能性を強く思い、同時に「農業」という視座の有効性と逞しい力を認識している。それゆに、この魅力・可能性と有効性・力を如何に分かりやすく表現するかに2年とう研究期間を苦悶されていた。それは土井氏が描く本テーマの真意が、今の社会における大きな必要性と可能性を内蔵するからである。

最初に記しておきたい。ここでの「農業」とは農産業に閉じたものではない。勿論、産業としての農業も踏まえながら、その射程には都市政策・地域政策として、さらに現代社会の持つ構造的な負の問題を解きほどこき、近未来にあるべき魅力的な地域社会と人々の暮らしの創造・提案がある。ここには著者の強い意志が宿っている。著者は、その壮大な、しかし実現可能な構想に向けて「新しい力で盛岡の未来を拓く」ための可能性と有効性を「農業」「農村」に見出す。なぜ、これからの社会を拓く力が「農業・農村」なのか、なぜ盛岡ゆえになのか、その魅力的な未来と実現手段とは。内容は本論をみて頂きたいが、少しだけ触れておこう。

経済効率性の強力なエンジンで成長してきた今日の我が国だが、その恩恵の一方で、構造的な限界と問題も露呈してきている。その一つとして、首都圏一極集中に対する地方都市の存亡課題があり、盛岡市も同様な状況にある地方都市である。本研究では、この地方都市である盛岡市ゆえの強み、魅力、力を農業・農村から照らし出す。

まず本研究では、近代以降の機能性合理性の強い支配のもと我々の暮らしの中で乖離してしまっている「生産」と「消費」、「都市」と「農村」を結び直すことへ着眼する。これに関しては近年、生産者と消費者の分離では無く、生産と消費の接近、あるいは消費者が生産者になるようなスタイルが注目され始めている。ここには環境問題、社会問題、また個々人の自己実現などを踏まえた新しい都市的生活スタイルの希求がある。また都市とは本来（市街化区域・市街化調整区域の線引きされたものではなく）居住・就労環境とそれを取り巻く田園環境が有機的に融合した存在であり、近代都市計画の祖である「田園都市論」の思想もここにある。しかし経済効率性が未だ色濃い我が国においてその実現、定着は難しい。その上でだが、承知のように盛岡市は「農村と都市が近距離で混在する街」である。また既に生産と消費が接近融合する興味深い事例が盛岡の暮らしの中に見られ始めている。実は盛岡市という都市の器は、我が国の一人一人が抱く今日的な社会要求を実現する優れた舞台なのである。その上では冒頭に、盛岡市が「現代日本社会でこそ輝く都市であり得る」と記したが、全国各地のためにも盛岡からその具体の形を築き示していかなければならない責務もある。全国的な都市分布の中で、一つの地方都市である盛岡市ゆえに実現できる、また遂行しなければならぬ都市政策・地域政策である。

では、器、舞台としての農業・農村が優位にある盛岡で、どのような力学を働かせればよいのか。本研究では、その力（＝新しい力）を「小さな農業」と「都市住民」と定める。経済効率性優位のこれまでの社会では大きく強い力が重視された。しかし今日の社会における物語の変革は「小さな出来事」「小さな力」から始まる。大きく強い力は従来の社会システムの中で優位だった。しかしそのシステム自体に弊害が生まれている今日、特に地方都市において同じシステムの土俵で戦ってはよくない。生命・文化・社会において「多様性」が鍵になってきた今日だが、この「小さな力」こそ「多様性」を柔軟に使いこなせる力である。勿論本研究で、その多様性の全体を見渡す提示には至れないが、これまで不十分だったこの視点の重要性・可能性をしっかりと認識することを示し、その上で「小さな拠点」などの効果的な仕掛けの提案は非常に鮮明である。同時にその担い手が「都市住民」である。ここでの「都市住民」とは、「小さな農業」の担い手であると共に、「小さな農業」から育まれる様々な魅力・喜び・幸せを享受する人々である。彼ら彼女らは、都市と農村、生産と消費の各層を自由に飛び交い、多様な人・地域・仕事の交流の中で自らの自己実現をしていく市民である。だからこそ農業・農村（＝暮らし・仕事・地域）はみんなの宝物（公共財）であるという認識に少なからず自覚的に立つ。こうした「小さな農業」と「都市住民」を発動、育成させる空間的思想的フィールドが著者が示す盛岡市の「農業・農村」なのである。

以上の点からも本研究は、これからの社会における人々の暮らしと地域社会の地平を拓く新しい提案である。勿論、そうした暮らしや地域を我ら国民全てが求めるものではないだろう。しかし、明らかに本提案を待ち望む市民層の広がり大きさが現代社会にはある。同時に一つの地方都市の進むべき形としての魅力と可能性に満ちている。著者はここに人と地域社会の開かれた無限の可能性を唱えている。その一面を表しているのが本報告で時々出てくる図、産業政策と地域政策の関係を示した概念図だ。三角形の上部に、現在の社会における産業政策を位置づけつつ、その三角形の底辺に地域政策が広がり位置づく図である。これは上部の産業政策を下部の地域政策が支えること、またその反対の効果も意味するが、同時に底辺の地域政策は広大な有効性・可能性・多様性を包含していることも示している。一見、どこでも見かけそうな図であるが、この底辺の広がりにある有効性・可能性・多様性への明快な認識が著者にはあり、それゆえ強いオリジナリティ放つ概念図と僕は受け取った。これを著者の名を借りるなら「土井の図」「DOIZU」と呼びたい。この土井の図、DOIZUを如何に具体化していくかが、これからの私達の使命でもある。

本報告の全体像を簡単に記しておく。冒頭のはじめに。ここに著者の思いの集約と全体の見取りが示される。第一章の農業・農村の現状と課題。この章は本来、数十頁では書ききれないこの分野の学問的経緯と現状を記す極めて深遠な章である。その興味からの言及を抑えながら、必要最低限の内容を示している。続く第二章は前章を踏まえ国内の現状を示しているが、ここでさりげなく先の「土井の図」「DOIZU」が提起される。同時にこの図を支える全国先進事例とその示唆も非常に興味深い。これらの前提のもと第三章は盛岡の持つ農業・農村の多面的機能の内実である。実は著者はこの章で、農業、農村の持つ豊かな魅力と力・可能性を深く描きたかった。その誘惑は極力抑えて

いるが、例えばその集約として示される図(農業・農村の有する多面的機能のイメージ)は、単純だが、それゆえにこの内容の懐の深さを想起させる。また本章の後半で見せてくれる盛岡の農業・農村の持つ多面性の事例それぞれは読んでいて気軽に楽しめる内容だ。続く四章では、前章後半の多面的機能の中から本研究が見出す具体の施策に向かうための実際の素材・テーマが提示される。ここも盛岡の現在の暮らしの中で触れることが出来る事例で面白い。と共にその内実と意義が後の施策提示に貢献する。そして最終の五章がこれまで触れてきた内容を具現化する政策提言だ。「新しい力で未来を拓く」、この副題は、著者が強い思いと確信を持って叫ぶ言葉だ。それは、盛岡市はもとより、地方にある全国の各都市、またこれから生きる全国の人々に光を投げかける。この提言を如何に具現化していくかが、著者と共に私達一人一人の課題にもなっている。この課題はこれからの日本社会に暮らし生きる上で、明日を照らし元気づけられる課題だ。ぜひ、その実現に盛岡で向かいたい。

農業・農とは土地に根ざした力を発動させる行為である。我々は「土」に根ざし暮らしている。本研究はそのことを再認識させる強い示唆がある。その「土」の力を沸き立たせる場が「井」であるとすれば、農業・農村のもつ今日こそ拓かねばならない力を高らかに謳う「土井」の名を持つ本著者に私達も続こう。

令和3年3月
盛岡市まちづくり研究所長
倉原宗孝

盛岡市まちづくり研究所の概要

1 研究所の設置目的

地方分権の進展に伴い、市の現状及び課題を分析し、緊急度又は優先度の高いテーマについて、大学等の研究機関と共同して研究することにより、新たな政策立案に資するとともに、市職員の政策形成能力の向上を図るものである。

2 研究所設置の背景

- (1) 地方分権の進展に伴い、市の現状と課題を分析するとともに、住民ニーズを的確に把握することにより、具体的な政策を立案することが地方自治体に求められている。
- (2) 「ローカル・オプティマム」（それぞれの地域が選択する地域ごとの最適状態）を実現するためには、職員の政策形成能力の向上と自治体そのものが事業執行機関から政策立案機関に変貌することが重要であるほか、基礎（学術）と応用（実践）の融合する研究が必要となっている。
- (3) 市長が公約として、新県都創造に向けて、平成20年度中に大学等との連携による「シンクタンク」の設立を掲げていた。

3 研究所の設置方針

平成20年度に市から岩手県立大学への共同研究の申し入れを受けて、両者が盛岡市まちづくり研究所に関する協定を締結することにより、岩手県立大学が、新たに地域連携研究センター（平成23年度より地域政策研究センターに変更）内にプロジェクト研究所の一つとして、盛岡市の市政課題及び新たな政策を共同研究するために盛岡市まちづくり研究所を設置するものである。

（岩手県立大学を選定した理由）

当初、大学のほかNPO等の民間との連携も検討したが、総合政策学部があり、地域貢献に力を入れている岩手県立大学を選定したものである。



研究所が入居している岩手県立大学地域連携棟

4 構成 (R2年度)

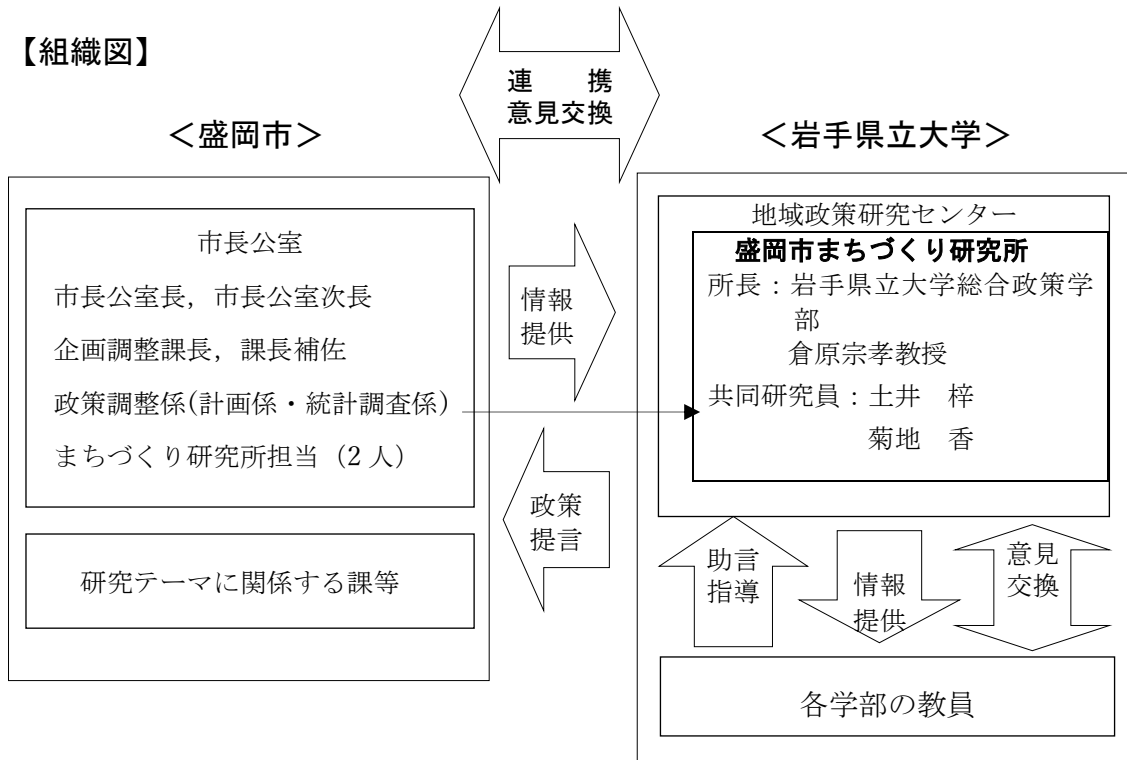
- (1) 所長 1人 (岩手県立大学総合政策学部 倉原宗孝教授)
- (2) 共同研究員 2人 (盛岡市市長公室企画調整課まちづくり研究所担当
研究1担当：土井 梓, 研究2担当：菊池 香)
- (3) その他 共同研究契約書により市及び岩手県立大学の同意に基づき研究協力者を参加させることができる。

※共同研究員は岩手県立大学への派遣ではなく、盛岡市の職員として研究に従事するものである。

(参考) H20～R1年度

- (1) 所長 (1人) 岩手県立大学副学長 幸丸政明教授 (H20～21年度)
岩手県立大学宮古短期大学部学部長 植田眞弘教授 (H22～25年度)
岩手県立大学宮古短期大学部 松本力也准教授 (H26～27年度)
岩手県立大学総合政策学部 倉原宗孝教授 (H28～R2年度)
- (2) 共同研究員 (2人)

【組織図】



5 研究テーマ

(1) 研究内容 (R1 年度)

研究 1 「盛岡の農業の現状と課題解決に向けた施策について」
(R1～2 年度) … 本報告書

研究 2 「盛岡市における子育ての特徴と効果的な支援の在り方について」

(R2～3 年度)

「盛岡市における子育ての特徴と効果的な支援の在り方について」

本市では、子育て支援の取組を、総合計画に係る戦略プロジェクトのひとつに位置付けるなど、都市経営における重要な戦略として捉え、重点的に投資を行ってきたが、市民の子育てに対する負担感や孤立感が高まる傾向にある。

一方で、NPOや企業のCSRなど民間レベルの子育て支援活動は、社会的な関心の高まりを背景に広がりを見せている。

本市は、保育所待機児童対策の強化や、子ども医療費助成の対象拡大、児童虐待対応専門部署の設置など、子育て支援策の充実を図っているところであるが、子育て支援ニーズの多様化や支援を要する家庭が抱える課題の複雑化が背景となって、市民アンケートにおいて「子育てがづらいと感じる」と答えた子育て中の市民の割合は、変動はあるものの一定数存在しており、子育ての負担感や孤立感の解消が大きな課題となっている。

このことから、子育て支援策に関する先行研究・先進事例の調査を行うとともに、これまで市が行ってきたアンケート調査や相談窓口での相談内容を詳細に分析し、本市の子育て世帯を、そのニーズや特徴に基づいて類型化する。

上記類型化された世帯ごとに、どのように既存の社会資源（本市の生活環境やコミュニティのつながり等）や行政サービスと結びつけることが効果的か、また、不足している支援サービスがあるとすればそれをどのように開発・提供していくかなどの論点について考察し、子育ての負担感や孤立感の解消を目指し、政策提言としてまとめる。

(参考) R3～4 年度

「地域課題解決に向けたデータの収集・活用方策等の基盤構築について」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新しい日常」の実現に向けて、デジタル化の進展による地域社会・経済全体の仕組みの変革（デジタル・トランスフォーメーション）に長期的・分野横断的な視点を持って対応していく必要がある。

本市においても、ICT技術の活用による、多様かつ分野横断的なデータ活用の取組を推進することは、地域課題の解決や新たな市民サービスの提供など、各施策における新たな事業展開が期待できるものである。

複雑多様化する地域課題の解決に向けて、データを活用した政策立案を行うにあたり、データの取得・選択・分析方法や、ICT技術の活用、専門人材の確保、民間企業や関係機関等との連携した取組などについて、課題を整理するとともに、データ活用を推進するための体制や基盤構築について提言を行う。

(2) 研究実績 (H20～R1 年度)

研究テーマ	年度	研究内容
<H20・21 基礎研究> 人口等の統計, 市の現状及び課題等政策の企画立案に必要な情報に関する調査分析	20	テーマ 「人口と世帯」 1 社会動態分析 2 人口の将来推計 3 世帯の将来推計 テーマ 「雇用と所得」 1 市民所得推計分析 2 事業所・企業統計調査分析 3 所得格差の状況
	21	テーマ 「人口と世帯」, 「産業と経済」 1 地域メッシュ統計による盛岡市の小地域分析 2 盛岡市産業連関表による地域経済分析
<H20・21 個別研究> 自治・協働の新たな仕組みづくりについて	20	1 文献調査 (地域自治会やコミュニティ政策の変遷等) 2 地域コミュニティの状況把握と現状分析のためのアンケート調査 3 問題点の抽出と整理 4 他都市の地域コミュニティの課題の情報収集
	21	1 新しい仕組みの検討における基本視点 2 地域活動等に関する市民意識調査の結果について 3 他都市の動向について 4 盛岡市における新しい自治協働の仕組みについて 5 制度導入に当たっての検討事項
<H22 基礎研究> 市民経済計算を活用した政策分析について	22	1 市民経済計算の整備 2 平成17年盛岡市産業連関表の作成 3 市民経済計算・産業連関表と政策分析 4 貸借対照表と世代間負担の政策分析
<H22・23 個別研究> アセットマネジメントによる公有資産保有の在り方について	22-23	1 施設保有の現状と課題 2 先進自治体の取組み 3 先進自治体の取組手法と盛岡市への適応可能性 4 盛岡市における公共施設マネジメント手法
<H23・24 研究> 盛岡市における高齢者支援の今後のあり方について～福祉の多元化と当事者意識との関わりを中心に～	23-24	1 高齢者福祉に関する政策の現状と今後に関する理論的考察 2 高齢者福祉に関する政策と市民意識の現状 3 高齢者福祉における関心を高めるための「当事者性」という考え方 4 盛岡市の高齢者福祉政策における今後の方向性

<p><H24・25 研究> 盛岡市における若者世代の活性化に向けた支援の在り方について</p>	24-25	<ol style="list-style-type: none"> 1 若者世代を取り巻く社会情勢の変化 2 盛岡市で暮らす若者の意識の現状 3 興味関心をきっかけとした社会参加を後押しする事例からの考察 4 社会参加から社会参画への橋渡し
<p><H25・26 研究> 盛岡市における社会的企業の展開の可能性について</p>	25-26	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会的企業をめぐる背景と問題の所在 2 先行研究の系譜 3 事例研究（イノベーション創出ツールの導入、ソーシャル・イノベーション・クラスターの形成） 4 盛岡方式ステークホルダーマネジメントの提言
<p><H26・27 研究> 盛岡市における中山間地域の特性・魅力に関する研究について</p>	26-27	<ol style="list-style-type: none"> 1 中山間地域を取り巻く時代の潮流 2 盛岡市における中山間地域の特性 3 中山間地域と地域に関わる主体との関係性 4 中山間地域における「地域づくり」の展開
<p><H27・28 研究> 盛岡広域圏における潜在的地域資源の活用可能性について</p>	27-28	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域資源研究概論 2 地域資源活用のための定量分析 3 地域資源の海外販売拡大による潜在的価値の活用の可能性
<p><H28・29 研究> リノベーションによる盛岡市のまちづくりについて</p>	28-29	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくりにおける都市・地域の経営 2 盛岡市の都市・地域経営課題 3 リノベーションによるまちづくり 4 公民連携による取組の可能性 5 リノベーションによる地方発展
<p><H29・30 研究> 人口減少社会における若者の地元定着に向けた施策の方向性について</p>	29-30	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口減少の様相 2 経済的要因と人口動向 3 若者の価値観・行動様式 4 施策の方向性
<p><H30・R1 研究> 盛岡市における「アクティブシニア」の活躍の推進について</p>	30-01	<ol style="list-style-type: none"> 1 「アクティブシニア」の現状と課題 2 盛岡市における「アクティブシニア」の実相 3 企業の実相 4 盛岡市におけるマッチングの事例 5 先進自治体の取組み 6 盛岡市における「アクティブシニア」活躍の可能性

6 研究の成果

共同研究の成果については、市と岩手県立大学それぞれが権利を有する。

なお、研究成果については、毎年4月に研究成果報告会を開催し、市職員・市議会議員・岩手県立大学教職員・関係団体に対して報告を行うとともに、研究報告書を盛岡市のホームページ上で公開することとしている。

盛岡市まちづくり研究所のホームページ

<http://www.city.morioka.iwate.jp/machizukuri/thinktank/003554.html>

盛岡市公式ホームページ「トップページ」→「市政情報」→「まちづくり」→「大学等との連携によるシンクタンク事業」→「盛岡市まちづくり研究所の概要」

7 費用負担

(1) 人件費

共同研究の趣旨から、市及び岩手県立大学が自己の職員分をそれぞれ負担するものである。

(2) 研究所維持費（スペース確保、光熱水道費等）

市が負担する。（400千円、R2年度）

(3) 共同研究員受入経費（電話、コピー代、事務用品等）

市が負担する。（200千円、R2年度）

(4) 共同研究の直接経費（旅費（岩手県立大学教職員の費用弁償を含む）、需用費（研究報告書作成用）、郵便料、委託料、図書購入費等）

市が負担する。

8 予算関係（R2年度）

- (1) 施策の柱 8 信頼される質の高い行政
 (2) 施策 6 自治の確立を目指す取組の強化
 (3) 歳出予算 2款1項6目 003-04 大学等との連携によるシンクタンク事業

節	名称	当初予算額
09	旅費	398千円
11	需用費	177千円
19	負担金	600千円
歳出合計		1,175千円

(参考)

項目	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額
研究費	1,596千円	1,349千円	1,405千円	551千円
回線使用料等	368千円	340千円	170千円	0千円
共同研究等負担金	1,240千円	1,240千円	600千円	600千円
歳出合計	3,204千円	2,929千円	2,175千円	1,151千円

項目	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度 決算額
研究費	1,021千円	1,078千円	548千円	586千円
回線使用料等	0千円	0千円	0千円	0千円
共同研究等負担金	600千円	600千円	1,045千円	600千円
歳出合計	1,621千円	1,678千円	1,593千円	1,186千円

項目	平成28年度 決算額	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和1年度 決算額
研究費	563千円	546千円	564千円	526千円
回線使用料等	0千円	0千円	0千円	0千円
共同研究等負担金	600千円	600千円	600千円	922千円
歳出合計	1,163千円	1,146千円	1,164千円	1,448千円

※平成20～22年度における歳入予算は、合併市町村自立支援交付金による（充当率10/10）。

9 その他

これまでの研究成果は、公益財団法人日本都市センター主催の都市調査研究グランプリ及び法政大学主催の地域政策研究賞において次のとおり受賞している。

(1) 公益財団法人日本都市センター主催「都市調査研究グランプリ」

受賞年度	表彰名	研究テーマ	研究期間
平成22年度 (第1回)	自治体実施調査 研究部門優秀賞	基礎研究「人口等の統計、盛岡市の現状及び課題等政策の企画立案に必要な情報に関する調査分析～盛岡市の社会動態及び人口の将来推計～」	平成20年度 ～21年度
平成24年度 (第3回)	自治体実施調査 研究部門優秀賞	アセットマネジメントによる公有資産保有の在り方について	平成22年度 ～23年度
平成28年度 (第7回)	自治体実施調査 研究部門優秀賞	盛岡市における中山間地域の特性・魅力に関する研究について	平成26年度 ～27年度
令和2年度 (第10回)	政策基礎部門 優秀賞	人口減少社会における若者の地元定着に向けた施策の方向性について	平成29年度 ～30年度
令和3年度 (第11回)	最優秀賞	盛岡市における「アクティブシニア」の活躍の推進について	平成30年度 ～ 令和1年度

(2) 法政大学主催「地域政策研究賞」

表彰年度	表彰名	研究テーマ	研究期間
平成23年度 (第9回)	優秀賞	「盛岡市における政策分析のための定量的情報の整備と活用 市民経済計算・産業連関表・貸借対照表からのアプローチ -」	平成22年度
平成24年度 (第10回)	奨励賞	アセットマネジメントによる公有資産保有の在り方について	平成22年度 ～23年度

研究報告

盛岡の農業の現状と課題解決に向けた施策について
～新しい力で盛岡の未来を拓く～

共同研究員 土 井 梓

目次

はじめに

1 本研究の目的	16
2 本文の概要	17

第1章 農業・農村の現状と課題

1 日本の農業の現状	
(1) 農業政策の変遷	20
(2) 農業・農村の現状	24
(3) 強い農業の成果と課題	26
2 世界の潮流	
(1) 国際的な農業の課題	27
(2) 問われる農業・農村の持続可能性	29

第2章 多様な農を模索する農政－国内事例－

1 地域政策としての農政	
(1) 「食料・農業・農村基本計画」の改訂	34
(2) 産業政策と地域政策	37
(3) 新しい価値観	39
2 先進事例	
(1) 国内の取り組み	42
(2) 農への段階的な参画を促す取り組み	44
(3) 持続可能な農により地域を守る取り組み	60
3 総括	72

第3章 農業・農村の多面的機能の視点から見た盛岡の地域資源

1 盛岡の農業・農村	
(1) 農業・農村の概要	74
(2) 農業・農村の現状	80
(3) 地域別特徴	84
2 農業・農村の有する多面的機能	
(1) 農業・農村の有する多面的機能の定義	87
(2) 経済効果に係る試算	93
(3) 公共財としての農業・農村	95
3 盛岡の農業・農村における地域資源	
(1) 盛岡の農業・農村における多面的機能	98
(2) 具体事例	99
4 課題設定	105

第4章 都市から農業・農村を捉え直す—盛岡の事例から—	
1 都市から農業・農村を捉え直す	106
2 盛岡の事例	
(1) 街場の小さな店がつなぐ豊かな関係性	110
(2) オーナー制度と多面的機能	113
(3) 通い農の可能性	117
(4) 多面的機能の結節点としての朝市	121
(5) 農村と都市を結ぶ暮らし方—地域おこし協力隊を事例として—	125
3 考察	132
第5章 政策提言—新しい力で未来を拓く—	
1 農政の役割	
(1) 行政が多様な農業形態を支える意味	133
(2) 盛岡市農政	135
2 政策提言	
(1) 新しい力	137
(2) 政策提言	138
おわりに	141
《参考》報告書発表資料	144
参考文献・資料	154

はじめに

1 本研究の目的

本報告書は、「盛岡の農業の現状と課題解決に向けた施策について」という主題のもとに令和1年度から2年度にかけて実施した調査研究のまとめである。

農業をはじめとする第一次産業は国民の食料供給を担ういわば国の基盤であるが、周知のとおり後継者の不足、自給率の低下、耕作放棄地の増加問題などが取りざたされるようになって久しい。また取り巻く状況も複雑化の様相を呈しており、自給率の向上が望まれる一方で、食料生産だけではない農業が果たす役割にも注目が集まっている。

このように「農業」というテーマは分野・視点が多岐にわたり、例えば農業問題、農村問題、農家問題いずれを主軸として取り上げるのかという課題設定によっても調査研究の方向性が大きく変わってくる。本調査研究では、これらの多様な視点・切り口の中で、盛岡の地域特性である「農村と都市が近距離で混在する街」であることに着目した。その中で盛岡の農業・農村は都市部を含む街全体に対してどのような恩恵をもたらしてきたのか、農業・農村の衰退は街全体に何をもたらすのか、それらを守っていくためには盛岡における農村と都市の関係性をどのように再構築していくべきかという「都市を含んだ視点」に焦点をあてた課題設定を行った。

そのため、本調査研究は「農業・農村・農地」を、農村住民のみならず都市住民も含めた盛岡市民全体の公共財としての面を取り上げ、産業政策としてよりも地域政策としての側面を強調した構成と内容になっている。したがって、本報告の最大の目的は「盛岡市農政における非農業者（都市住民）の位置づけ」そして「農村と都市が混在する『盛岡だからこそ』可能な農村と都市の関係性の定義と再構築」を明示することである。

本調査研究テーマの副題は「新しい力で盛岡の未来を拓く」である。この副題を、冒頭の課題設定から「農業・農村問題を通じて盛岡という街全体の問題の解決を試みる」として解釈した。農業・農村の有する多面的機能、つまり農業の持つ機能のうち、食料生産機能のみにとどまらず農地を適正管理することで発揮される国土の保全や水源涵養、里山維持による豊かな生態系の保全、この土地に生きるアイデンティティとしての食文化や祭りの継承、多様性に満ちた豊かな景観といった「農業・農村の維持により存続されてきた地域資源」を、盛岡という街がどのように受け止め、残していくべきなのか、100年後を生きる未来の人々に何を手渡せるのか、手渡さなければいけないのかという思いを込めてこの報告書を執筆した。

国連「持続可能な開発目標（SDGs）」に見るように、あらゆる分野において資源の持続可能性を探ることは、世界全体の緊急の課題である。当然、農業問題もその課題からは無縁ではない。「農業・農村の有する多面的機能」を維持発揮していくことは持続可能性へのアプローチとして今後ますます重要になるだろう。

農村と都市、生産と消費が近い盛岡だからこそ可能な「多様な農業形態を支える体制」を構築し、農業・農村問題を通じて盛岡が持続可能な街としてさらなる発展を遂げる一助となることを目的とする。

2 本文の概要

本報告書は次のように構成される。農業の現状と課題として戦後農政の振り返りと国内の現状をデータ等で俯瞰するとともに、世界の潮流のひとつである持続可能な農業について論じ（第1章）、農業政策における地域政策の視点から国内の先進事例を紹介していく（第2章）。さらに、盛岡の農業・農村が維持保全してきた地域資源を「農業・農村の有する多面的機能」という視点をを用いて紹介し、そこから盛岡の地域特性「農村と都市、生産地と消費地の混在」を設定するとともに盛岡の農業・農村問題の課題解決の糸口として課題設定を行う（第3章）。盛岡の農業・農村と都市の交流や新しい農的なライフスタイルの具体事例を紹介し（第4章）、行政が多様な農業形態を支える意味について論じ、政策提言を行う（第5章）。

第1章 農業・農村の現状と課題

戦後農政の変遷と食料自給率や農業就業人口、耕作放棄地面積の推移等の基本的なデータを確認する。急激な人口増加に対応するために農業の効率化、大規模化等の市場経済的な価値に基準を置いた、いわゆる「強い農業」に力点を置いてきた戦後農政の成果と課題について論じる。

その上で、国連「小農と農村で働く人びとに関する権利国連宣言（小農の権利宣言）」や国連「持続可能な開発目標（SDGs）」を紹介する。世界で問われる資源の持続可能性は農業問題においても無関係ではない。中小規模の農業、あるいは農村は食料生産のみならず国土保全や生物多様性、文化継承など様々な役割を担ってきた。持続可能性の観点から、効率化された農業だけではなく中小規模を含めた多様な農業形態や農村の果たしてきた役割への再評価が世界の潮流として高まっていることに触れる。

第2章 多様な農を模索する農政—国内事例—

農業政策には産業政策としての側面と地域政策としての側面がある。2020年3月に改訂された食料・農業・農村基本計画（農林水産省）において、地域政策の重要性が高まっていることや、COVID-19の蔓延等によって人々の価値観が変化してきていることや、その中でもローカルかつサステイナブルな生き方を求める流れが生まれつつある現状について触れる。

それらを踏まえ、国内で多様な農の在り方を模索する先進事例を二つの視点から見ていく。一つ目は「農業への都市住民の段階的な参画を促す取り組み」として島根県（半農半X事業）、神奈川県秦野市（農業の担い手としての都市住民の位置づけ）、茨城県笠間市（クラインガルテンを通じた農村と都市の交流）の事例を紹介する。二つ目は「持続可能な農により地域を守る取り組み」として石川県能登地域（世界農業遺産「能登の里山里海」）、岩手県金ケ崎町（生物多様性地域戦略からみた農業・農村）の事例を紹介する。

第3章 農業・農村の多面的機能の視点から見た盛岡の地域資源

盛岡の農業・農村を論じる上で前提となる人口・産業・気候・文化など基本的な背景について解説し、それらを踏まえ盛岡の農業・農村について農業従事者や農産物産出額のデータ等から分析を行う。

さらに「農業・農村の有する多面的機能」に注目して、盛岡の農業・農村が維持保全してきた地域資源を「国土保全、水源涵養、生物多様性保全、景観保全、文化継承」といった視点から具体例を紹介する。農業・農村の「公共財」としての位置づけを行うことで農業・農村問題における当事者を「都市住民を含む市民全体」と設定するとともに、盛岡の地域特性である「農村と都市、生産者と消費者が近距離で混在する」という点に着目し、その上で「盛岡において農村と都市はどのような関係性を構築していくべきか」という課題設定を行う。

第4章 都市から農業・農村を捉え直すー盛岡の事例からー

前章で示した盛岡の地域特性「農村と都市の混在」という視点から、盛岡において多様な農を支え地域の持続可能性につなげていくためにどのような萌芽があるのか4つの具体事例から検証を行う。

1つ目は「街場のちいさな店がつなぐ豊かな関係性」として市内飲食店が客とともに生産者の元を訪れる取り組みについて紹介する。2つ目はリンゴの木のオーナー制度を通じ地域の自然、郷土芸能、食文化を伝える取り組みを、3つ目は街場に暮らしながら郊外の畑で農業を営む「通い農」の形態についてライフスタイルの選択という視点から紹介する。そして4つ目は「農村と都市を結ぶ暮らし方」として地域おこし協力隊を事例に結節点としての役割を果たしつつ、盛岡型の農的ライフスタイルのロールモデルとなり得る可能性について紹介する。

いずれの事例も、小規模な取り組みであるからこそ一過性ではない有機的なつながりを構築していることに特徴がある。ここから盛岡の都市の視点から農業・農村を捉え直すことを試みる。

第5章 政策提言ー新しい力で未来を拓くー

盛岡市農政はこれまでも農産物のブランド化を通じた産地バリューアップや、農家支援を積極的に推進し、一定の役割を果たしてきたと考える。さらに一步踏み進めて農業・農村が担う多面的機能の維持保全について、市民全体、とりわけ都市住民に対し明示することで当事者性を広めていくことが重要ではないか。

本報告書では、盛岡における農業・農村の多面的機能を明確化し街全体の共有認識を高めていくこと、そして農村と都市を結ぶ結節点（ちいさな拠点）の確立を提言の核とする。さらにそこから「日本型直接支払制度」の更なる活用、市民に向けた多面的機能の明示、大学等の専門機関や市民団体との連携強化、役所内における環境部門等との連携強化の必要性について提言する。

第1章 農業・農村の現状と課題

1 日本の農業の現状

(1) 農業政策の変遷

我が国の農業において担い手の不足、それに伴う農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加が叫ばれるようになって久しい。農村の著しい過疎化により「限界集落」という言葉も一般的になった。それでは現在に至るまで日本の農業政策はどのような道をたどって来たのか。はじめに農業・農村の変化、農業政策の変遷を簡単に確認する。

戦後の日本において、農業の果たす役割は食料難への対策だった。増え続ける人口に対応するべく、各地で大規模農業水利事業や大型の干拓事業が展開され、圃場整備や灌漑排水事業によって農村は著しく近代化されていった。水田農業においては乗用のトラクターやコンバインが広く普及し始めたのも戦後の高度経済成長期であり、農業者たちを重労働から解放し、その余剰となった人員は農村から都市へと流出し、農村の過疎化が始まった。このことが一因となり都市人口と工業労働者を増加させた。

一方で、高額な農業機械を購入したものの、膨大な借金が大きな負担となるといった問題も生み出した。また、農業の機械化は化学肥料の普及と同時に進行したと言える。馬や牛など家畜による耕作は糞尿を生み出し、堆肥化することで肥料として使用されてきたが、耕作に家畜が使われなくなったことで代わったのが化学肥料である。それまでの地域内における資源循環を断ち切り、肥料や資源を地域外、特に近年においては海外からの輸入によって賄うようになっていった。さらに、それまで営農に必要な不可欠だった地域コミュニティの共同作業は薄れ、農業・農村の仕組みを根底から変革するものであった。とはいえ、戦後の農業・農村は効率化によりそれまでの重労働から解放され近代化の道を歩み出したが、そのことは日本が食料を安定的に供給し、先進国として発展していく上で必要な過程であっただろう。農業を一定規模以上の経営、農地面積で産業として成立させていく上で、効率化の追求は必要なことであり、それが過酷で長時間の労働からの農業者の解放を促すことで豊かさをもたらしたことも事実である。

それでは戦後における日本の農業の現場はどのように変遷してきたのだろうか。消費者の食の変化も交えて確認する。

戦後農政の目的はまず飢餓の解消であった。GHQ（連合国軍総司令部）の配給物資だけでは生きていくことが精一杯の状況であり、また1945年産のコメの生産量が1905年以来の凶作（水稻の作況指数が67）であったことや漁業の不漁により食糧難が続いていた。アメリカの慈善団体であるアジア救済連盟からの学校給食用の食料の提供や、ユニセフ（現・国連児童基金）からの大量の脱脂粉乳の寄贈などが行われた。

主に1955年以降は農業も高度経済成長期の影響を受けていく。消費者の食においても調理台や冷蔵庫が普及し、また即席ラーメンなどのインスタント食品が登場した。フードシステムの川上に位置する農業の場においても様々な新技術が登場する。苗代の保温技術、冷害などに対応したコメの新品種、苗の増産、安定化やまた労働軽減の

ための農薬・肥料・機械化，農業用資材が登場した。

1970年代に入るとファミリーレストランやファーストフード店が消費者の生活にも侵入し，規格化された食材による共通のメニューやマニュアル化したサービスの提供により食の外部化が広がっていったのもこの頃からである。一方，農林水産省は1969年に稲作転換対策を発表し，コメの生産調整が入ったのも1970年である。また，農薬の普及により食の安全についても注目されるようになったのもこの頃であることにも触れたい。

その後，日本の農業と食はさらなる多様化していく。それはメディアの影響も大きかっただろう。テレビ番組では実用的な料理番組が放送され，またそれまでの一世帯あたりの人数も減少することで家族構成が変化していったことや，スーパーマーケットの存在が身近になっていったことが挙げられる。

これを農業政策の面から整理する。終戦後のめざましい経済成長のもとで農業基本法が1961年に制定された。農業と他産業との間の生産性と従事者の生活水準の格差是正を目的とし，同法のもとで需要が見込まれる畜産や果樹，野菜等の生産の拡大や，農業従事者が他産業従事者と均衡する所得を確保できる規模拡大の推進等が展開された。急速な経済成長と国際化の著しい進展等により我が国経済社会は大きな変化を遂げ，農政をめぐる状況が大きく変化するなか，1999年に食料・農業・農村基本法が制定された。さらに食料・農業・農村基本計画が策定され，効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し，各般の施策が展開されていった。その後，前述のとおり食の多様化，グローバル化がさらに進展する中で食料・農業・農村をめぐる情勢変化を受けて2005年に新たな基本計画が策定された。2007年度からは新たな経営所得安定対策や米政策改革推進対策，農地・水・環境保全向上対策の農政改革三対策が開始されていった。

農業に関する貿易についてはどうだっただろうか。大きな転機となったのはウルグアイ・ラウンドである。1986年から1995年にかけて開催された関税及び貿易に関する一般協定（ウルグアイ・ラウンド）は，世界貿易上の障壁をなくし，貿易の自由化や多角的貿易促進を目的とした多国間通商交渉であるが，その際，農産物の自由化において交渉が難航し，将来的にすべての農産物を関税化に移行させるミニマム・アクセスが義務付けられた。また，環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は，米国などの合計12か国で「高い水準の，野心的で，包括的な，バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定である。日本は2017年1月に国内手続完了し，協定を締結している。その後，2017年1月に米国が離脱を表明したことを受けて，米国以外の11か国の間で協定の早期発効を目指して協議を行った。2017年11月のダナンでの閣僚会合で11か国によるTPPにつき大筋合意に至り，2018年3月にチリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」が署名され，現在までにメキシコ，日本，シンガポール，ニュージーランド，カナダ，オーストラリア，ベトナムの7か国が国内手続を完了した旨の通報を寄託国ニュージーランドに行っており，2018年12月30日に発効した。

図表 1-1-1 戦後農政の流れ

	年	社会・経済のうごき	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
終戦後から農業基本法制定まで	1942		42 「食糧管理法」制定 (国による米の全量管理等)
	45	終戦	<ul style="list-style-type: none"> ○社会の民主化 ○食糧の増産 ○農村の民主化(農地改革) <ul style="list-style-type: none"> ・政府による小作地の買収 ・売渡しによる広範な自作農の創設
農業基本法のもとでの農政展開	56	「もはや戦後ではない」(経済白書)	52 農地法制定(農地改革の成果の維持)
	60	国民所得倍増計画	
	61		61 農業基本法の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産の選択的拡大 ・自立経営の育成
	64	東海道新幹線開業 64 オリンピック東京大会開催	64 出かせぎ農民100万人を超える
	65	いざなぎ景気	65 山村振興法制定
	68	日本、GNP世界第2位	67 米の完全自給を達成 69 自主流通米制度の発足 69 農地法改正、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)制定 <ul style="list-style-type: none"> ・借地による農地流動化の促進 ・農業地帯の保全と振興
	70		<ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長のなかで農業・農村に様々なゆがみ ○国民の所得増大に伴う食料消費の高度化→米消費の減少による需給ギャップ ○都市化・工業化による地価高騰で農地の資産保有傾向の高まり等→規模拡大の停滞 ○農村の過疎化、都市の過密、公害の発生等
	71	ニクソンショック、変動相場制へ移行	70 過疎地域対策緊急措置法制定 71 米の生産調整を本格的に開始 72 異常気象による世界食料危機 73 米国産大豆輸出規制 74 農振法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が主体となり集团的に利用権を設定し、農用地の利用を増進する事業の創設
	76	ロッキード事件	75 みかんの生産調整を開始
	80	日本、世界一の長寿国へ	80 農政審議会「80年代の農政の基本方向」答申(「日本型食生活」、「食料安全保障」の提起) 80 農地三法(農用地利用増進事業を拡大した農用地利用増進法の制定等)
国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定			<ul style="list-style-type: none"> ○国際化の進展のなかで、国際規律への対応が課題 ○農業従事者の減少・高齢化が進行するなか、担い手育成が重要課題 ○中山間地域等では過疎化が進行
	85	プラザ合意	88 日米農産物交渉合意(牛肉・オレンジ自由化) 89 食料自給率が50%を割り込む
	89	消費税導入 89 ベルリンの壁崩壊 91 湾岸戦争、バブル経済崩壊	92 「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)公表 <ul style="list-style-type: none"> ・食料のもつ意味や農業・農村の役割の明確化、地球環境問題への配慮 ・効率のかつ安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現 ・自主性と創意工夫を活かした地域づくり
	92	地球環境サミット	92 グリーン・ツーリズムの提唱 93 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意(米以外の輸入制限品目の関税化や米のミニマム・アクセス設定等)
	93		93 戦後最悪の米の不作(作況指数74) 93 農業経営基盤強化促進法制定 <ul style="list-style-type: none"> ・経営支援策の体系化 ・認定農業者制度の創設
	95	阪神・淡路大震災	95 食糧管理法廃止・食糧法制定(政府から民間主導へ)
			<ul style="list-style-type: none"> ○「くらしといのち」の根幹にかかわる食料と、それを支える農業・農村の価値が再認識され、国民生活の安心と安全の礎としての役割への期待 ○現行基本法に基づく戦後農政を、国民全体の視点に立って抜本的に見直し、国民の理解と支持のもとに、新たな政策体系の再構築
	99		99 「食料・農業・農村基本法」制定 <ul style="list-style-type: none"> ・国民的視点から、①食料の安定供給確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村地域の振興という新たな理念の提示 ・食料自給率目標の設定 ・効率のかつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立

食料・農業・農村基本法の理念に基づく施策の具体化	2000		00 「食料・農業・農村基本計画」の策定
		01 米国同時多発テロ発生	00 中山間地域等直接支払制度導入
		01 WTOドーハ・ラウンド立ち上げ	00 農地法改正（農業生産法人の一形態として株式会社を位置付け）
			01 BSE感染牛の発生
			02 「食」と「農」の再生プラン（消費者に軸足をおいた農政展開）
			02 「米政策改革大綱」決定
			02 構造改革特別区域法制定（農業生産法人以外の法人のリース方式での農業参入が可能となる制度の導入）
			03 食品安全基本法に基づく新たな食品安全行政の開始（リスク管理部門と産業振興部門とを分離し、食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う「消費・安全局」を設置）
		04 新潟県中越地震	04 鳥インフルエンザ79年ぶりに発生
		05 人口減少局面へ	05 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな食料自給率目標の設定 ・ 新たな経営所得安定対策の導入 ・ 環境・資源を重視した施策の推進
	06 合計特殊出生率1.25、過去最低を記録	05 経営所得安定対策等大綱決定	
	07 新潟県中越沖地震	05 農業経営基盤強化促進法改正（リース方式による農業参入の全国展開）	
08	農政改革三対策の一部見直し	06 農政改革三法成立、経営所得安定対策等実施要綱決定	
	○新たな経営所得安定対策 <small>〔小規模・高齢農家も含めた地域農業の担い手の確保と地域農業の維持・発展〕</small>	06 食料自給率が40%を割り込む	
	○米政策改革推進対策 <small>〔生産調整の確実な実施、麦、大豆、飼料作物、非主食用米の生産の拡大・定着を支援〕</small>	07 農政改革三対策の導入	
	○農地・水・環境保全向上対策 <small>〔地域共同の取組として、農地・農業用水等の資源の保全や環境にやさしい農業の実践を支援〕</small>		

出典：農林水産省ホームページ

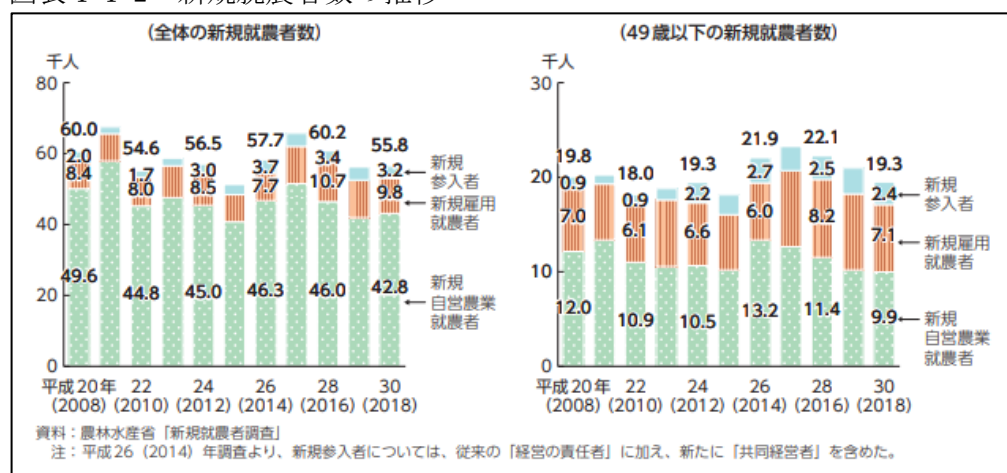
(2) 農業・農村の現状

それでは農業従事者や農産物の生産量、消費量はどのように推移しているだろうか。農林水産省の食料・農業・農村白書（令和元年度）のデータを元に、まず新規就農者の推移について見ていく（図表 1-1-1）。平成 30 年の新規就農者は前年並の 56,000 人で、その多くが自家農業に就農する新規自営農業就農者である。一方、農業法人等に雇われる形で就農する新規雇用就農者は、平成 27 年以降、1 万人前後で推移しており、平成 30 年は 9,820 人となった。この新規雇用就農者は 49 歳以下が全体の 71.9% を占めており、非農家出身者も 81.9% に上っている。また、将来の担い手と期待される 49 歳以下の新規就農者は、他産業との人材獲得競争が激化する中で、平成 30 年は 19,000 人であり、近年は減少傾向となっている。

次に農業総産出額（図表 1-1-2）について見ていく。ピークであった昭和 59 年から長期的に減少傾向が続いていたが、近年は米、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の進展等により、平成 27 年以降は 3 年連続で増加してきた。平成 30 年は、野菜、豚、鶏卵等において、生産量の増加に伴い価格が低下したこと等により、前年に比べ 2.4% 減少の 9 兆 1 千億円となったが、引き続き高い水準を維持している。内訳を見ると畜産の割合が最も大きく 35.5%，次いで野菜が 25.6%，米が 19.2% となっている。

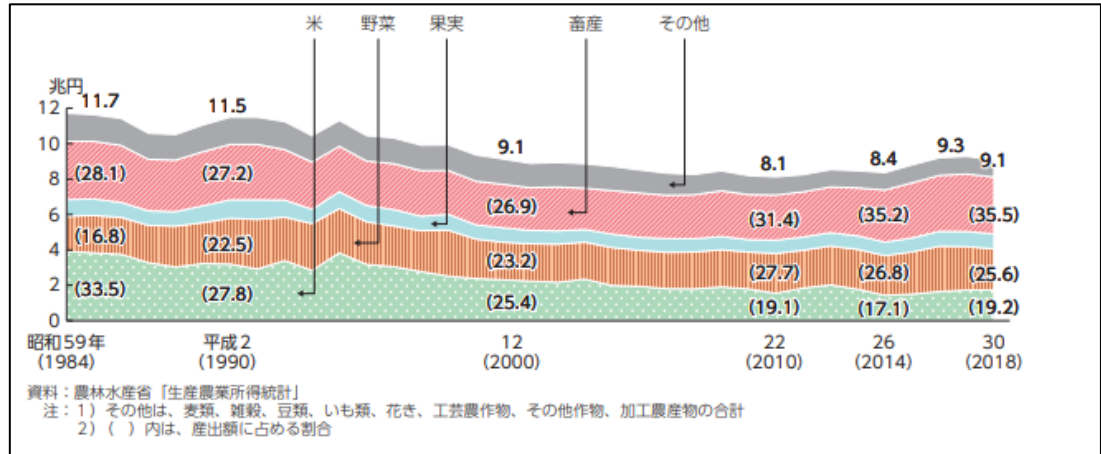
総合食料自給率の目標は令和 12（2030）年度を目標年度として、供給熱量ベースで 45%，生産額ベースで 75% と定められた。平成 30（2018）年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、天候不順により小麦、大豆、飼料作物等の生産量が減少したこと、これに伴う飼料自給率の低下等から、前年度に比べ 1 ポイント低下し、平成 5（1993）年度に並び過去最も低い 37% となっている。我が国の食料自給率は長期的には低下傾向で推移してきたが、供給熱量ベースの総合食料自給率は平成 8（1996）年度以降おおむね 40% 前後とほぼ横ばいであり、生産額ベースの総合食料自給率は平成 8（1996）年度以降 60% 台後半から 70% 台前半 までの範囲でそれぞれ推移しているという傾向がある。

図表 1-1-2 新規就農者数の推移



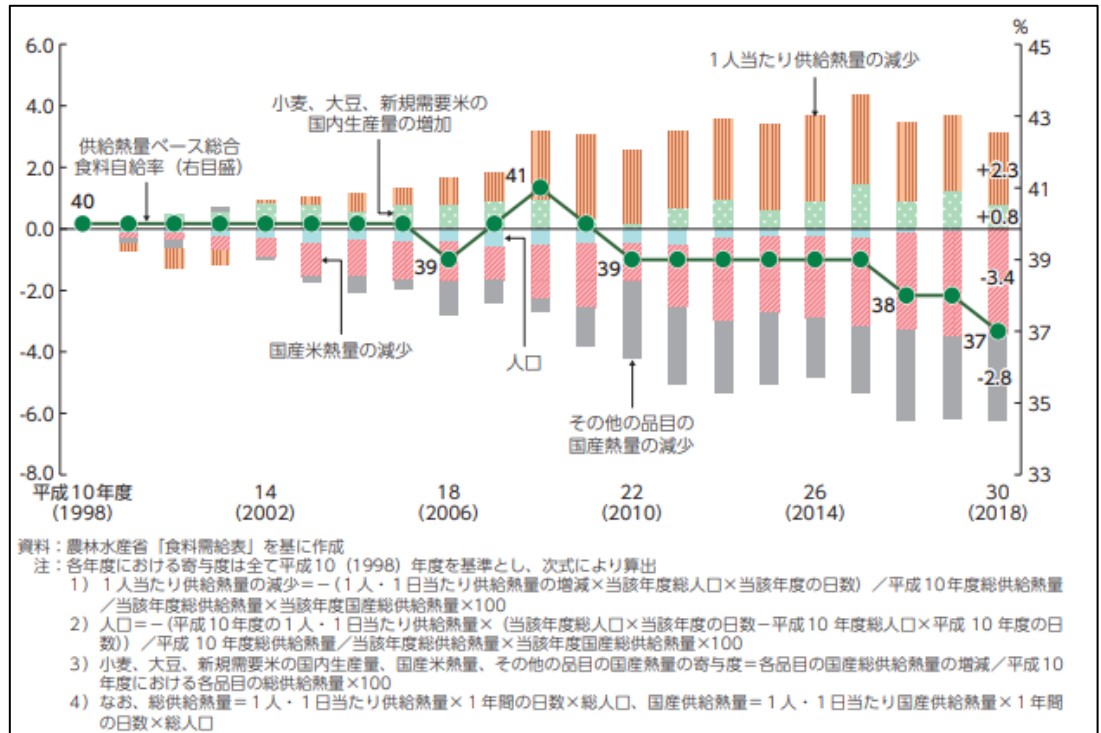
出典：令和元年度食料・農業・農村白書（農林水産省）

図表 1-1-3 農業産出額の推移



出典：令和元年度食料・農業・農村白書（農林水産省）

図表 1-1-4 食料自給率



出典：令和元年度食料・農業・農村白書（農林水産省）

(3) 強い農業の成果と課題

我が国の農業政策において「強い農業」という言葉が頻出するようになったのは、小泉政権が地方分権を進めた「三位一体の改革」の一環として「強い農業づくり交付金」が開始された平成17年度以降である。

この「強い農業づくり交付金」とは、生産から流通までの総合的な強い農業づくりを推進するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に支援することを目的とする。事業実施主体は、「強い農業づくり」に向け、当該地域が抱える「産地の競争力の強化」、
「安全で効率的な流通システムの確立」等の課題解決に向けた方向性と目標を設定することとされている。つまり、国として農畜産物のブランド化やコストの削減、合理化を総合的に推し進めるということである。

これらは市場経済的な価値に基づくもので、そこからこぼれ落ちる非市場経済的な価値に対する政策は中心には据えてこられなかった。本来農業をはじめとする第一次産業は、国民全体の命を支える基盤であり、また自然条件などに大きく左右されることから他産業とは性質が違うものである。新自由主義的な価値観のみで農業・農村を扱うことは、その本質を見失いかねない。ミクロ的な視点で考えれば農業者の生計を支える生業である以上、当然市場経済的な視点から「稼げる農業」である必要があり、そのために強い農業の視座は必須であろう。しかしマクロ的、つまり農業政策のサイドから考えたとき、その重心は「強い農業」に偏りすぎではないだろうか。

つまり、農業を市場経済的価値基準に置くことは他産業との同列化を促し、そのことにより農業本来が持つ魅力、豊かさを減少させているのではないか。そのことがいわゆる「農業離れ」や農村へのイメージダウンを引き起こしてきたのではないか。

2 世界の潮流

(1) 国際的な農業の課題

短期的な視野で経済効率を追求した結果、世界の農業においても様々な問題が起きている。その最たるものは環境問題だろう。効率化を極限まで推し進めた大規模な現代農業は環境への負荷が高いことが様々な研究により明らかになっている。熱帯雨林の消失や砂漠化、地下水等の使用過多による地盤沈下、湖沼の消滅といった、本来の土地の能力を超えた農業は環境破壊の大きな一因であり、温室効果ガスの排出源としても無視できない。昨今の事例では、世界で頻発する大規模火災も農業と無関係ではないと言われている。大規模化する農地による土地の乾燥がそのような事態を引き起こしているというのだ。現代農業は、開発や生産を行うほど、気候変動や異常気象の原因を生み出し生産基盤を破壊することで農業自体の存続危機につながるというジレンマを抱えている。

さらに言及すると、現代農業が置かれている経済の仕組みは、気候変動だけに限らず、貧困格差の是正という面からも矛盾に満ちている。アメリカというと大規模な農業のイメージが強くあるが、小規模農家向けの政策支援も多く存在する。その背景として、1980年代の輸出志向型農政によって家族経営の農家の倒産や離農が進んだことが挙げられる。農村社会が崩壊する可能性に危機感を感じた農務省が、小規模農家の育成策を出したのである。「大規模農業の割合が農村地域に増えると、その地域の生活や文化的質が低下する」というゴールドシュミット仮説と呼ばれる研究では、実際に農業の大規模化が進んだ地域で生活インフラが低下するなどの影響が見られたという。

このように、世界では効率化を追求した農業が、その基盤である自然環境や地域を破壊するという危機に直面している。このことから農業の持続可能性についての議論が活発化することは必然的な流れである。

図表 1-2-1 地球環境問題と農業・農村

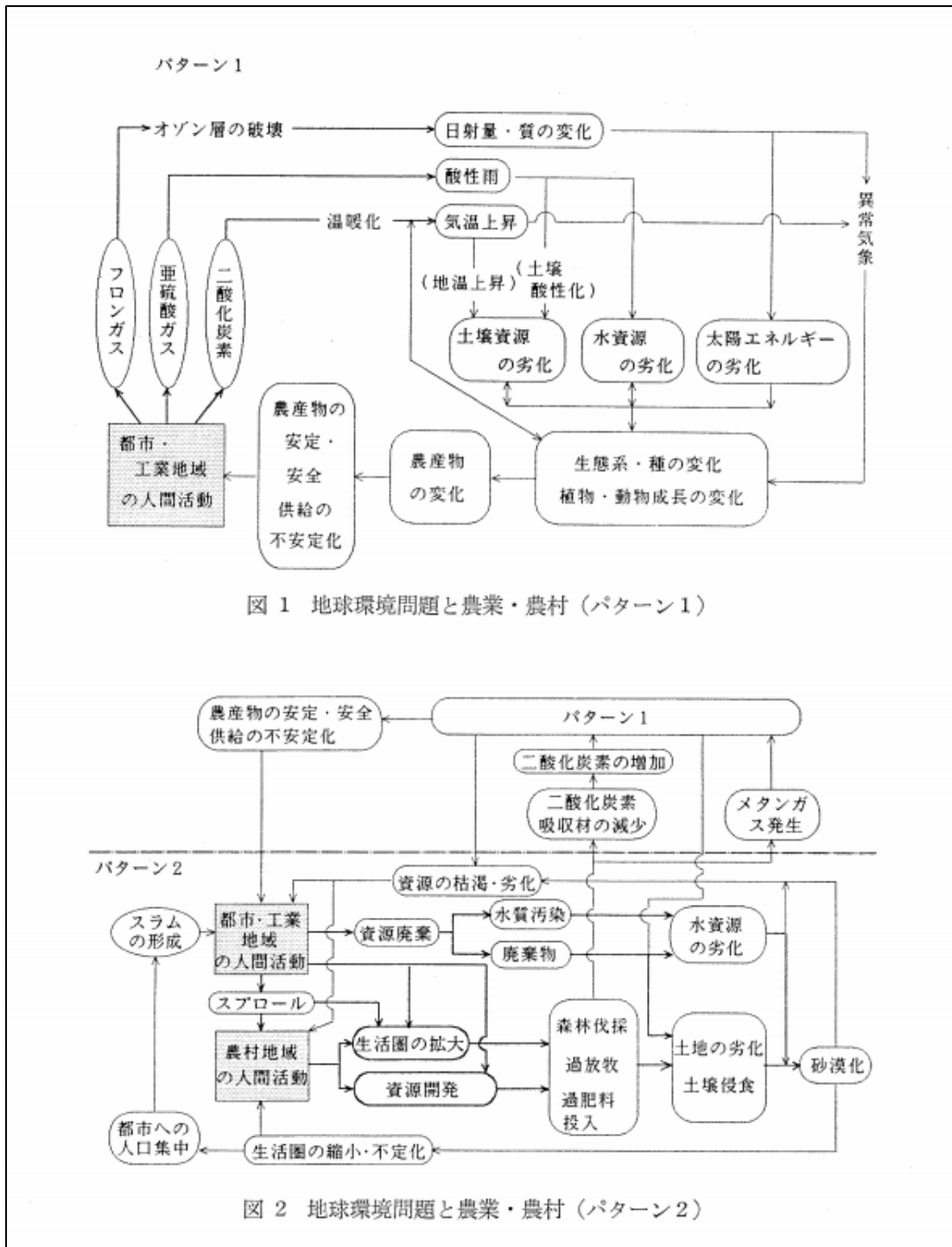


図 1 地球環境問題と農業・農村 (パターン 1)

図 2 地球環境問題と農業・農村 (パターン 2)

出典：北村貞太郎「農業・農村と地球環境問題」

(2) 問われる農業・農村の持続可能性

このように、市場経済的価値、新自由主義に偏りすぎた結果、短期的視野では利益は増えたかもしれないが、中長期的な視野で見た場合、自然環境という農業の基盤を破壊し、また農村コミュニティや文化が大きな影響を受けている。世界全体が「真に豊かな農業とは何か」ということを考える時期に来ていると言えるだろう。

ここで、農業・農村の持続可能性に関係する二つの政策について紹介する。それは国連「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsと国連「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」、通称「小農の権利宣言」である。これらは持続可能性という視点から考えたとき、世界の農業・農村に対して重要な意識である。

ここでは効率や生産性を追求する大規模な農業が悪ということを出たいのではない。しかし、大規模農業のみを追求することのリスクは前述したとおりであり、効率重視な大規模農業だけではない、多様な担い手の存在が必要なのである。

ア 国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」

国連の掲げる「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」が世界的に注目されている。この目標は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓うものだ。外務省のホームページには「SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んで」いくとの決意が記されている。

このような「持続可能な発展」という概念は、1972年に発表された「地球の成長限界」に遡ることができる。国際的な有識者で構成されたローマクラブは、資源の枯渇による地球の有限性に着目し、システムダイナミクス的手法を応用して人類の危機を予見し警鐘を鳴らした。世界全体で貧困を解決し、食糧、教育など人間が生活するうえで最も基本的なニーズを満たすことを優先的な解決課題とした。その後、1987年のブルントラント・レポートにおいて、「持続可能な開発」という考え方が提唱され、資源や環境などの「世代間の公正」に加え、経済格差や南北格差などの「世代内の公正」の実現のために、先進国と開発途上国の双方で持続可能性を追求すること、多様なステークホルダーの連携による包摂的な取り組みの重要性が示された。ここで重要なのは、「経済発展」を目的とした「成長」ではなく、「持続可能性」を目指した「人間中心の発展」の在り方に焦点が移ってきたことである。「地球の限界」の議論は、1992年の地球サミット (リオデジャネイロ宣言) や1995年の世界社会開発サミット (コペンハーゲン宣言) を経て、貧困や環境課題、ジェンダー、さらにはHIVなど感染症などの地球課題への取り組みを明確に示した2000年のミレニアム開発目標、さらには2015年の持続可能な開発目標へと引き継がれていった。このように、「成長」を前提とした経済偏重の社会の限界を示唆した「成長の限界 (1972)」は、今まさに

「発展」を基調にした「持続可能な社会」という目標に向かって個人、企業、国家、地球全体での努力が求められる時代の新しい指針である。経済のグローバル化の進展に伴う健康格差の是正という課題に対して、私たちはまさに人間の尊厳と調和という大きな課題に直面しており、2015年9月、国連サミットにおいて193の国連加盟国・地域は、成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」を採択し、グローバル社会は「経済」「社会」「環境」が調和した「普遍的(universal)」で「変革的(transformative)」な取り組みによって、地球の未来のために持続可能な社会を創造することが求められる新しい時代に入った。同会議では、2030年の達成を目標とした「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）」が採択され、世界全体の共通目標として、17のゴール（目標）と169のターゲット（指標）が示され、先進国と途上国、相互扶助に基づく社会の在り方やグローバル社会の連帯、つまり地球の未来におけるグランドデザインを描くことが重要性であるとしている。

図表 1-2-2 国連「持続可能な開発目標」



出典：総務省ホームページ

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる（貧困をなくそう）
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（飢餓をゼロに）
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（すべての人に健康と福祉を）
- ④すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する（質の高い教育をみんなに）
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う（ジェンダー平等を実現しよう）

- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する(安全な水とトイレを世界中に)
- ⑦すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーのアクセスを確保する(エネルギーをみんなに、そしてクリーンに)
- ⑧包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する(働きがいも、経済成長も)
- ⑨強靱なインフラ構築, 包括的かつ持続可能な産業課の促進及びイノベーションの推進を図る(産業と技術革新の基盤をつくろう)
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する(人や国の不平等をなくそう)
- ⑪包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する(住み続けられるまちづくりを)
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する(つくる責任, つかう責任)
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる(気候変動に具体的な対策を)
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し, 持続可能な形で利用する(海の豊かさを守ろう)
- ⑮陸域生態系の保護, 回復, 持続可能な利用の促進, 持続可能な森林の経営, 砂漠化への対処, ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する(陸の豊かさを守ろう)
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し, すべての人々に司法へのアクセスを提供し, あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する(平和と公正をすべての人に)
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し, グローバル・パートナーシップを活性化(パートナーシップで目標を達成しよう)

図表 1-2-2 は目標が端的に可視化されたもので、昨今の報道や雑誌、インターネットなどのメディアでも目にすることも多いだろう。それではSDGsの掲げる持続可能性と農業・農村はどのように関係性があるのだろうか。筆者がSDGsの中で特に本調査研究において重要性が高いと考えるものを次に挙げて考察する。

まず「②飢餓をゼロに」である。先進国である日本においては、飢餓という縁遠いという意見もあるかもしれない。本報告では日本国内における貧困問題については本旨から逸れるため追求はしないものの、食の豊かさがこの先も守られるのかという視点は必要だろう。繰り返しになるが、農業は国民の命を守る食料生産の基盤である。持続的に食の豊かさを守り続けるために、この項目は我が国の農業とも無縁ではなく、常に危機感を持って考えるべきことだろう。

次に「⑫つくる責任, つかう責任」である。これは本報告書の第3章、4章で扱う、「農業・農村問題の当事者としての都市住民」とも関連してくることだが、持続可能な生産消費体系を構築するためには、消費者側がどのような背景で生産されたものを選ぶかということも重要だ。持続可能な消費を選べる体系が現在の社会で

どれだけ構築されているだろう。これは個人の問題ではなく、「つかう責任」の前提として社会の仕組みを変えていく必要があるだろう。そのような視点から農業政策においても重要な項目だ。

「⑬気候変動に具体的な対策を」と「⑮陸の豊かさを守ろう」についても見ていく。自然を生産基盤とする第一次産業は、その土地の豊かさが失われては成り立たないのは明らかである。もちろん水耕栽培やハウスなどの施設栽培もあるが、食料の供給を支えるのは土地に根ざした農業である。それでは「陸の豊かさ」とは何を示すのだろうか。その筆頭となる指標は生物多様性であると考え。これまでも日本の農業史において有機農業運動は活発に行われてきたが、しかし消費者全体に浸透しているとは言い難い現状である。減農薬減化学肥料を実践するだけでもその土地の生き物の豊かさは大きく変わってくる。そしてそのような豊かさを守ることが、気候変動など持続可能な環境の維持につながっていくと考える。

また、補足的ではあるが「⑤ジェンダー平等を実現しよう」についても農村問題の視点から取り上げたい。農村文化において、性別による役割の固定化が求められることがある。例えば、祭事などにおいて女性が炊事などシャドーワークを一方的に担うことや、あるいは決定の場に女性が加わることがいまだに少ない現状がある。加えて未婚の者に対する結婚の勧め、子供を産むか産まないかの決定についても過剰な干渉が見られる場合がある。これは農村への移住にあたり、女性を足踏みさせる要因となりうる。本研究の主旨からはずれるためこれ以上の言及は避けるが、性別を越えて、一人の人間として農業・農村を継承させていく覚悟が、今後の農業・農村の発展には必要不可欠であると考え。

このように、SDGsに含まれる項目には、今後の農業の持続可能性を考える上で、重要な視点が詰まっていると言えるだろう。

イ 国連「小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言（小農の権利宣言）」

SDGsが脚光を浴びる一方、2018年12月に国連で採択された「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」（以下「小農の権利宣言」）についても見ていきたい。この宣言は前述のSDGsとも密接な関連がある一方で、日本においてはそれほど知名度が高くないように思う。

この宣言の特徴は「小農」の範囲を家族農業だけではなく、農林水産業全体とさらにこれらを支える地域にまで広げたことにある。そして「食料主権」というスローガンのもとに、小農が自己の経済的利益だけではなく、食料に関する自己統治を問題にするという位置付けを行っているため、農業者だけではなく労働者や消費者も含めた多様な層に関わる問題提起がなされている。家族農業に代表される、企業的ではない小さな農業こそがグローバル化した大規模なアグリビジネスに最も強力に対抗する主体であるという。

そのような視点から「小農の権利宣言」では人権やアグロエコロジー、つまり「農業生態学」、その土地の固有の文化に重点を置く。人権とは、弱い立場に置かれがち

である農業者の人権はもちろんのこと、食料を他国、他地域に依存しない食料主権の実現であり、これは農業者のみならずその地域全体の問題である。また、アグロエコロジーにおいては生産基盤となる土地の豊かさ、つまりその象徴である生態系を持続的に維持していくことの重要性を環境問題の視点から提起する。加えて文化などに対する本宣言の姿勢はその土地の固有のアイデンティティを大規模な農業や外部資本の企業が奪ってきた歴史に対するアンチテーゼと考えるべきだ。これは前述のSDGsと同様、地域の持続可能性を問うた問題提起であろう。

ここで小規模農業と言った場合に「どの程度の規模であれば小農なのか」という点については様々な議論がなされてきたが明確な結論があるものではない。非常に概念的な問題であり、一概に規模によって線引きが可能ではない問題である。しかし本報告書においては次のように考える。小農とはその地域の持続可能性に寄与するものであり、生産基盤である土地の豊かさを守り、文化を存続させるものである。そのような考えから見ると、自給的な農業形態や、あるいは市民農園、農業そのものを営まないとしても農業・農村を支える生業を行う者も含むものだ。

そして我が国における農、農業を支えている農業形態は大部分が小農である。生産量や農家一戸当たりの農地面積で見ると、世界の中で日本は農業大国ではないかもしれない。しかしその代わり多種多様な農業・農村にまつわる豊かな文化が現存し、それが私たち日本に住む者のアイデンティティの一角であるとするならば、この「小農の権利宣言」は我が国においても決して無縁の宣言ではないだろう。

第2章 多様な農を模索する農政—国内事例—

1 地域政策としての農政

(1) 「食料・農業・農村基本計画」の改訂

前章では日本の農政の振り返りを行うとともに、世界の潮流を持続可能性というキーワードから見てきた。それでは日本の農業政策の現場ではどのような視点が持ち上がりつつあり、またどのような取り組みが行われているのだろうか。ここでははじめに食料・農業・農村基本計画の動きを基に国内の新しい動きを考察する。

令和2年3月に農林水産省の食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）が5年ぶり4度目の改訂を終えた。基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関し、政府が中期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされている。この計画は「我が国の食料・農業・農村が次世代へと継続的に継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための今後10年間の農政の指針」とされている。

今回の改訂では、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少・高齢化の深刻化、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害やCSF（豚熱）の発生に加え、今まさに渦中にある新型コロナウイルス感染症などの課題について触れられている。また、これまでの農政の基本路線である産業政策としての農政、つまり基盤整備や高ブランド、輸出の促進等に視点を置きつつも、それだけでは解決できなかった問題、例えば市場経済の流れからは外れがちな中小規模の農業・農家や、半農半Xや二拠点居住（デュアルライフ）などについても触れられている。

つまり今回の改訂における大きな特徴の一つは、農業政策を「産業政策と地域政策を両輪として進めていく必要性」について強く言及されている点にあるだろう。基本計画の中では「産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが、本基本計画の課題である」と述べられるとともに、「幅広い関係者と連携した『地域政策の総合化』による施策を講じる」ことで農村の持続性を高めることが必要であるとされている。

第1章で述べたとおり、戦後からこれまでの農政は規模・生産の拡大や流通の強化による食料の安定供給を第一目的とした、いわゆる「強い農業」の推進が主流であった。次項で産業政策と地域政策の定義について論じていくが、基盤整備などのインフラ整備や高ブランド化や海外輸出に力を入れる「強い農業」は、産業政策としての農政の最たる特徴であろう。産業政策としての農政はその価値基準を市場経済に置いているため、農業は「稼ぐ農業」であることが求められてきた。実際、農業の果たす最大の役割は食料安定供給であり、また、継続的に農業が営まれるためには経済的に成立することは必要不可欠である。一方で、農業の規模拡大や効率化など、産業政策のみに重点を置いた農業政策だけでは解決できない問題が浮き彫り

になってきている。それは持続可能性の視点からみた環境問題や、あるいは地域コミュニティの存続の問題である。

これまでの国の政策では意欲ある担い手が農地を集積、大規模化して地域農業を支えていくという方向性が重視されてきたが、一方で、それだけではない大小様々な規模の農業の在り方が「地域農業を支える多様な担い手」として存在することが地域全体の健全な姿であるという方向性に代わってきたことの証左ではないだろうか。今回の基本計画は、昨今の農政が著しく産業政策に傾斜していることの正常化を課題とし、まさに「産業政策と地域政策を両輪」とすることでこれまで置き去りにされてきた課題の解決を時代に合わせた形で図ろうという積極的な意図を汲み取ることができる。産業政策と地域政策のどちらか一方ということではなく、このバランスを正常化することが、まさにこれからの農政の課題ではないだろうか。

(2) 産業政策と地域政策

それでは食料・農業・農村基本計画における「産業政策」と「地域政策」の定義とはどういったものだろうか。基本計画に限らず、多くの場面では「産業政策」も「地域政策」も、その言葉の定義が明確に規定されずに政策的な議論がなされてきたように思われる。ここでは今一度その概念について整理し、本報告における定義付けを試みる。

まず産業政策について見ていく。取り巻く環境や経済状況によって意味するところは異なるものになると思われるが、農業政策における「産業政策」の価値基準は市場経済における価値とほぼ同義であろう。その論拠として、戦後農政の主流は一貫して農業の効率化に徹してきた。農地を効率化し、収穫を効率化し、また生産を少量多品種から多量少品種へ効率化してきた。効率化の追求する先にあるものは経済的価値の向上であり、農業者の所得向上であった。農産物を大量に流通させるには作物の規格化が必須であり、高品質かつ均質な農産物の生産に重点が置かれてきた。農産物本報告における産業政策は「市場経済的価値に基準を持ち、グローバルに広がってゆく農業」と定義する。

次に「地域政策」について整理する。「地域政策」を「産業政策」の対極として考えた場合、その価値基準は市場経済において価値を貨幣換算できないもの、つまり農業・農村の外部経済効果に重きを置いた政策であろう。ベクトルが外へと広がっていく産業政策と比較して、ローカリゼーションに根ざすものであり、経済的にも資源的にも地域循環型と言えよう。

ここまで、本報告における定義付けを試みた。しかし、現実の農業政策においては、この二つの概念は必ずしも分離可能なものではないことは言うまでもない。また決して対立するものでもないことを明記したい。つまり、一つの政策を見た場合、産業政策と地域政策としてのいずれもの側面を併せ持つことがほとんどであり、切り離せるものではないということである。重要なことは各政策におけるバランスであり、まさに食料・農業・農村基本計画における「産業政策と地域政策を両輪とする」ことに他ならない。政策を進めていく上で、この両者のどちらの価値基準を重視するのか自覚的である必要はあるだろう。それを曖昧に進めることは、政策の意義そのものを曖昧にしかねないと考える。産業政策としての農政と地域政策としての農政のバランスをいかに取っていくかがこれからの農政の大きな課題であると考えている。そのバランスの概念を次の図にまとめた（図表 2-1-2）。

産業政策

市場経済に価値基準を置く農政

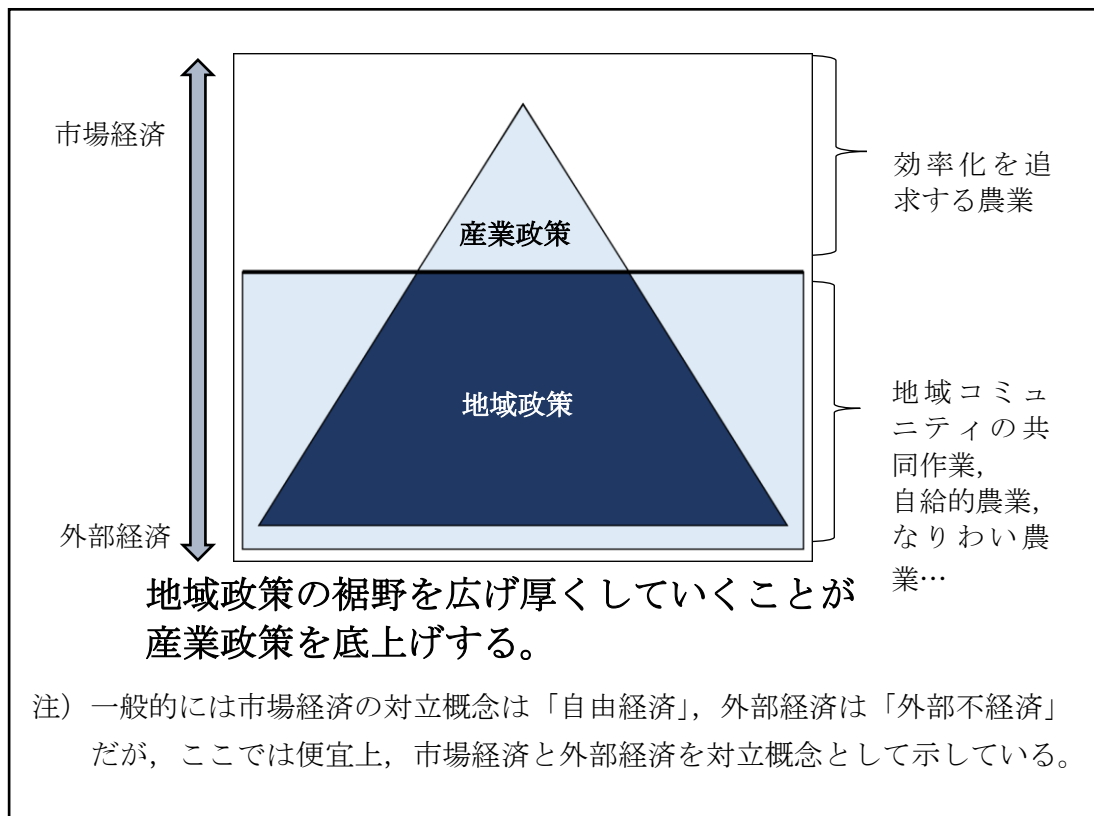
地域政策

外部経済（価値を貨幣換算できない）に価値基準を置く農政

市場経済の対立概念は「自由経済」、同様に外部経済の対立概念は「外部不経済」とすることが一般的に妥当であるが、この図に置いては市場経済の対立として外部経済を据えた。その意図は、農業・農村の維持保全により受ける恩恵は、今まで政策の中心に置かれてきた市場経済的価値からはずれるものであるからである。しかし自由経済的営農と外部経済的営農は密接な関係にあり、効率的かつ産業的農業を下支えているものは実は地域の共同活動等や様々な外部経済的な営みであることを図で示した。すなわち、水路清掃や草刈など人手の多く必要な地域の共同活動無くしては産業的農業がそもそも成り立たず、図で言うところの裾野を広げ厚くしていくことで産業政策としての農業が底上げされるのである。

地域政策としての農政の強化はまさにそこにポイントがあり、車の両輪と言うものの、産業政策の基盤としての性質から経済効率の価値観にとらわれずに強化していくことが農業全体の活性化につながっていくものと考え。

図表 2-1-2 産業政策と地域政策



筆者作成

(3) 新しい価値観

この報告書を執筆している令和2年度末現在において、COVID-19による社会の混乱はいまだ先行きが見通せず、どのような形で終息を迎えることになるのか不透明な状況が続いている。しかし、突如訪れた疫病の蔓延の前後では、確実に社会の情勢は変化し、価値観もこれまでどおりとはいかないであろうという予兆が全国あるいは世界各地で見受けられる。ここではその兆しについて見ていく。

① 価値観の変容

農業政策の視点で見たとき、COVID-19の蔓延による影響は2つの視点が重要であると考えられる。一つ目は「新しいライフスタイルとしての農業・農村との関係性の構築」、二つ目は「食料の地域内循環」である。

まず一つ目の「新しいライフスタイルとしての農業・農村との関係性の構築」とは、この状況下において東京一極集中ではない暮らし方に注目が集まっていることを意味する。オンラインによる遠隔の会議等が急速に普及し、必ずしも暮らしの場が東京である必要性が無くなってきている。また、この状況下で二拠点居住（デュアルライフ）に対する注目が集まっていることにも着目したい。改訂された食料・農業・農村基本計画においても、農村の魅力発信として「副業・兼業などの多様なライフスタイルを提示」していくことを推進しており、「本格的な営農に限らない多様な農への関わりへの支援体制の在り方を示す」ことに言及している。新しいライフスタイル自体は必ずしも農業・農村に直接的に関わることはないが、その中で地方における新しい暮らし方、生き方として農業・農村への回帰の流れは着実に出来ていると感じる。

二つ目の「食料の地域内循環」とは、このCOVID-19の蔓延において我が国の食料自給の不安定さが改めて浮き彫りになったことに起因する。世界的にCOVID-19の蔓延が顕著になった2020年当初、一部の食料輸出国が小麦や米などで輸出制限措置を導入したことにより、穀類の国際相場は上昇基調となり、このような緊急時において時刻の食料をどのように確保していくかが問われることとなった。世界最大の小麦輸出国のロシアは国内供給を優先し、2020年の4月から6月にかけて穀物輸出量に制限を行った。世界最大の米輸出国であるインドも、国内の貧困層向けの配給を優先し、米屋小麦の輸出を制限した。幸いにしてそのような制限は一時的なものであり、今後小麦の値上がりが見込まれるという情報もあるものの、現時点では国内における海外からの食料輸入への大きな混乱はない。しかしこの輸出国が緊急事態には当然ながら自国優先とするという動きは、日本国内の自給率の低さに対して暗い影を落としたものと言えるだろう。国内における自給率問題を論じる際、これまでも「必要なものは輸入すればよい」という意見は少なからずあった。しかし、COVID-19の感染拡大によりこの意見がいかに非現実的なものであるか、最低限の食料は国内、しかもローカルに根ざした小さな経済圏をいくつも作っていくことの必要性が目の前に示されたものと言えるだろう。加えて気候変動の動きも見逃ごせない。地球規模での気候の変化は日本国内にいても年々実感を伴うものになってきている。かつてない連日の猛暑日やゲリラ豪雨と呼ばれるような集中的な豪雨被害、これらは大規模に開発を行ってき

たグローバルな農業による環境破壊とは無縁ではない。例えば南米アマゾンの大森林の破壊は畜産により従来の環境を変えた影響が大きいことはよく知られているところであり、このことは二酸化炭素の排出増加にも多大な影響を与えている。このような視点から、地域内で食料を循環させていくことの重要性に改めて注目が集まっている。

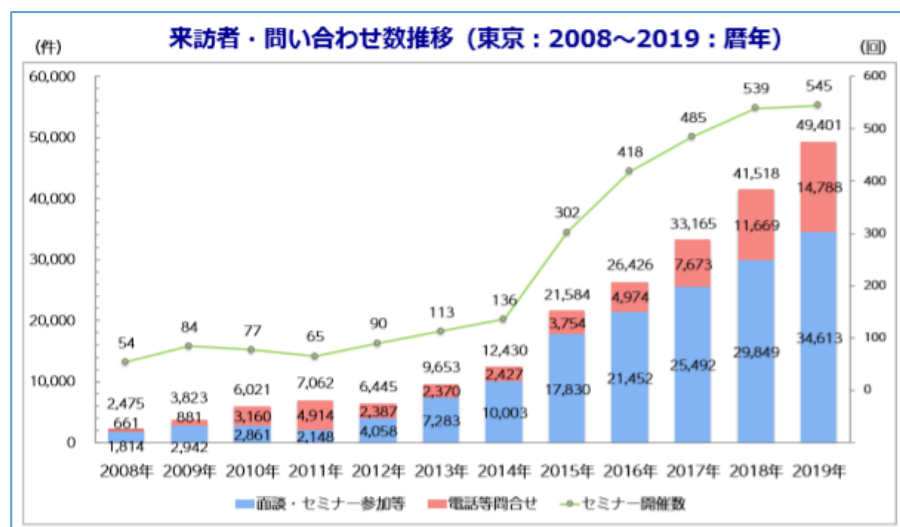
上記の二つの視点はいずれもローカリゼーションの動きであり、COVID-19 の蔓延は地域に根ざした生き方や経済を見直す契機になっていることが分かる。SDGs に代表される持続可能な生き方に注目が集まる中、人びとが地域に根ざした、環境負荷の少ない持続可能な生き方を目指すことになら矛盾は無い。大きな視点で論じるのであれば、未知のウイルスである COVID-19 も人類の過剰な開発により本来であれば接触することの無かったウイルスであり、これから同様の脅威が人類史に頻発するのではないかという研究報告も出てきている。

② 東京一極集中から田園回帰へ

このような持続可能なかつローカルな生活を求める動きから、田園回帰への志向が盛り上がってきているというデータがある。田園回帰とは、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする動きのことである。このような動きは 90 年代からも見られたものであるが、東日本大震災や今回の COVID-19 の蔓延による価値観、ライフスタイルの見直しや変容により改めて注目を浴びている。

実際、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの調査によると、大都市圏からの地方移住に関する相談件数はこの数年加速しているという（図表 2-1-3）。移住相談件数は 2018 年に 4 万 1518 件と初めて 4 万件を突破し、また COVID-19 蔓延の情勢にあってもオンラインによる相談が盛況であるという。

図表 2-1-3 来訪者・問い合わせ件数推移

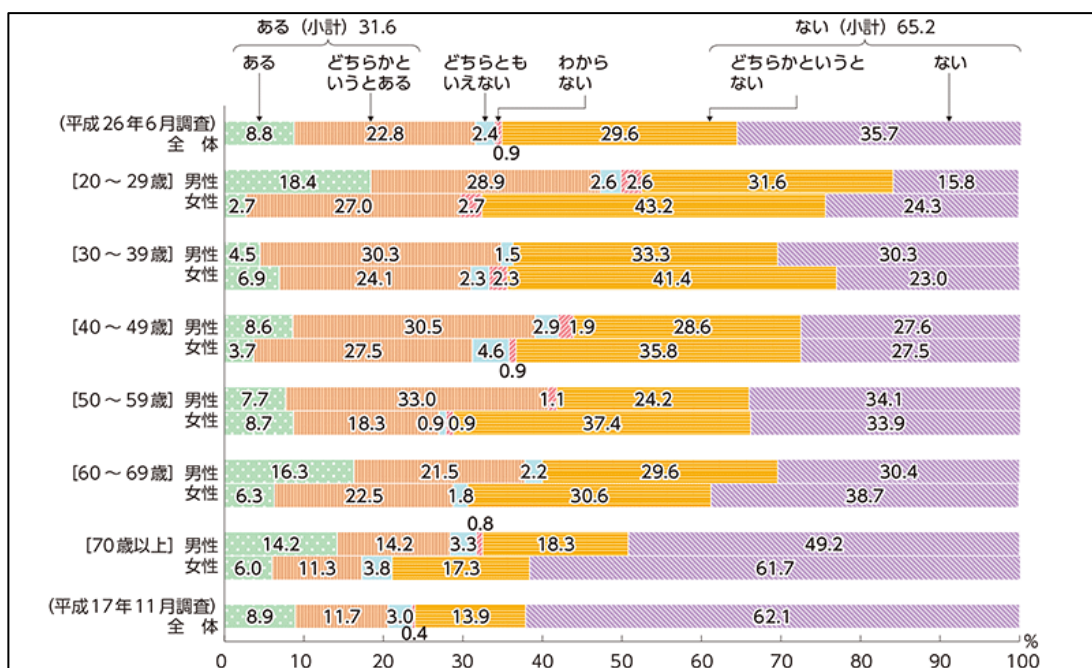


出典：認定NPO法人ふるさと回帰支援センター プレスリリース

また、内閣府が公表した都市住民の農山漁村地域への定住願望の結果についても見てみよう（図表 2-1-4）。平成 26 年の調査のため、情報としてはやや古いものではあるが、全体の約 3 割が「定住願望がある」または「どちらかというところ」と回答し、また年齢別に 20 歳から 59 歳の現役世代にその傾向が強いことが分かる。

条件が整えば、農山漁村地域などの地方への移住に前向きな層が一定以上いると言えるだろう。人口減少社会の中で、中枢都市へ人や機能の集約化を図り、農山村は諦めて手放していくべきだとする論調もあるが、都市から農山村への移住を望む声は確実に高まっていると考える。

図表 2-1-4 都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無



出典：農林水産省ホームページ

内閣府「農山漁村に関する世論調査」（平成 26（2014）年 8 月公表）

注）平成 26 年（2014）年 6 月調査は、居住地域に関する認識について、「都市地域」、「どちらかというところ」と都市地域」と答えた 1,147 人から聴取、平成 17（2005）年 11 月調査は、975 人から調査。

しかしその一方で、現在の田園回帰の流れは、実際は東北地方のような東京圏からは遠距離の地方都市までは至っておらず、東京周辺の北関東地方や長野県など、東京都から距離的に近いところで留まっているというデータもある。その要因としては雇用の問題など様々にあるだろう。しかし、田園回帰の意味は大都市から大量に人を呼び寄せることにあるのではない。数にとらわれず、農業・農村の暮らしを志向する人びとの意向を丁寧にくみ取っていくことが必要であろう。

2 先進事例

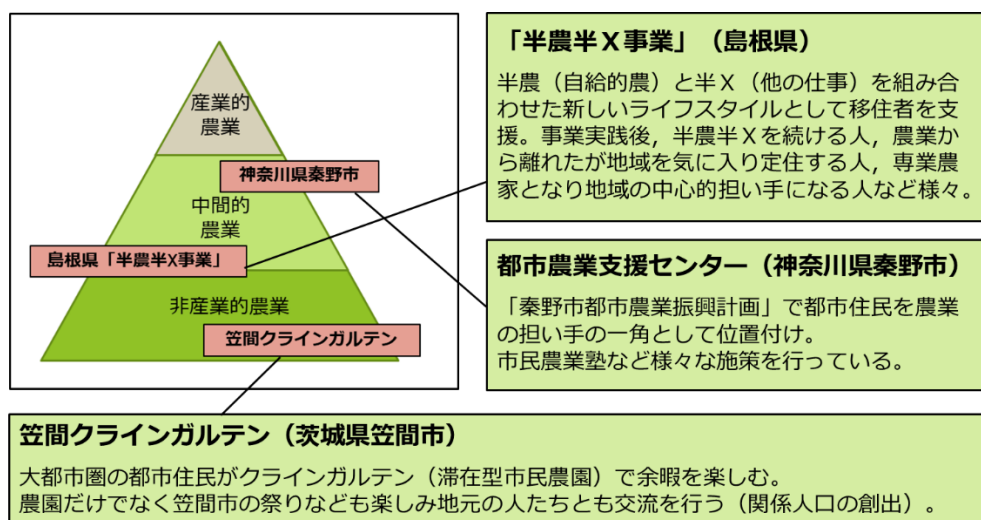
(1) 国内の取り組み

農村と都市の結びつきを見直していくことが、これからの日本において重要ではないか。各地の多様な風土や文化を活かし農村と都市が交響していくことが、今後の農政にますます大切であると考え。前項では、産業政策としての農政と地域政策としての農政のバランスを整えることの重要性に加え、価値観の変容やそれに伴う田園回帰などの動向について見てきた。それでは、地域政策としての農政の視点から見た場合、全国ではどのような取り組みが行われてきているだろうか。

ここでは5つの具体事例を紹介していく。事例を2つの視点から事例のグループ分けし分析を行った。一つ目の視点は「農への段階的な参画を促す取り組み」、二つ目の視点は「持続可能な農により地域を守る取り組み」である。

前者は都市住民を中心とした非農業者が、農業・農村との関わっていく過程における意味やそのための行政の仕組みについて見ていく。ここで都市住民を中心に据えた理由は、これまで農業政策の主流として浮上してこなかった小規模な非産業的農業の在り方について考える際、前述した新しいライフスタイルとして都市住民である非農業者が農業・農村へ関わっていく過程が重要となるからである。また、前項では地域政策としての農政を「外部経済（貨幣換算できない）に価値基準を置く農業」と定義付けしたが、ここでの事例は産業的な視点も多々含まれる。しかしその基本的な理念として、都市住民（非農業者）がどのように農業・農村と関わり得るかという視点が農業の裾野を広げていることから、ライフスタイルの視点として島根県「半農半X事業」、都市住民を「農業の担い手の一角」として位置付けを行う神奈川県秦野市、クラインガルテン（市民農園）を通じて都市圏の住民を関係人口として巻き込んでいる茨城県笠間市の笠間クラインガルテンの取り組みを紹介する。

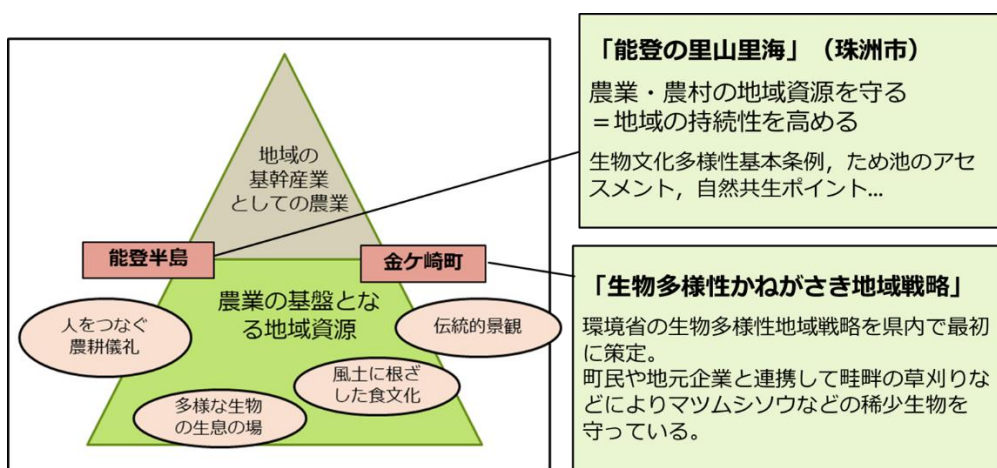
図表 2-2-1 「農への段階的な参画を促す取り組み」



筆者作成

後者は農業・農村の産業的な視点のみならず、農業の営みにより守られる生態系の維持や文化など持続可能な農業が地域全体の利益の基盤となっているという視点から取り組む事例として取り上げる。世界農業遺産「能登の里山里海」における珠洲市の生物文化共生の視点、岩手県金ケ崎町の生物多様性地域戦略を見ていくが、この2つの事例に共通する視点は生物多様性保全や文化の継承など長期的な視野を積極的に政策に取り入れる姿勢である。これらはSDGsなどの持続可能な地域発展とも密接な関連があり、今後の農政を考えていく上で理念のみならず実践を積み重ねている現実的な事例として取り上げることとした。

図表 2-2-2 「持続可能な農により地域を守る取り組み」



筆者作成

(2) 農への段階的な参画を促す取り組み

都市住民あるいは非農業者が農業への参画や農的な暮らしを志向した際、どのように行政は支援を行うことができるのか。その過程にはいくつもの段階、グラデーションがある。本来農業の形態は市場経済的であるか否かを別として、自給的なものも含めて多種多様なものであった。それに対する都市住民の関わり方も多様である。

ここでは移住定住を絡めた農的ライフスタイルとしての農業から参画を広げていく島根県の半農半X事業、都市住民を「農業の担い手の一角」と位置付けを行う神奈川県秦野市の取り組み、大都市圏の都市住民をターゲットにクラインガルテンを展開する茨城県笠間市を事例として見ていく。

① 島根県「半農半X事業」

島根県を含む山陰地方の中山間地は、国内でも人口減少や高齢化が早くから顕在化した地域であり、県の人口は全国の都道府県の中で鳥取県に続いて2番目に少ない。そのため県は全国で先駆けて移住定住を含む農村活性化に努めてきた。

島根県における農業就業人口は、全国同様に現状傾向が続いており、加えて農業者の高齢化が進行し、平均年齢が平成27年時点で70.6歳となっている。耕作放棄地面積は近年減少傾向にあるものの、平成26年時点で再生利用可能・困難地を含めてなお約6,000ha程度存在する。特に中山間地域が多くを占める島根県においては、農業の担い手確保が喫緊の課題であり、新規就農者の育成・確保は島根県及び地域における重要な課題となっている。県では、通常国の制度（農業次世代人材投資事業等）に加え、県独自にUIターン者を対象とした事業を展開しており、その取り組みの一つが通称「半農半X事業」である。この取り組みを2020年3月に視察した。

ア 半農半Xの定義

そもそも半農半Xとは塩見直紀氏（福知山公立大学准教授）が提唱したコンセプトであり、塩見氏は著書「半農半Xという生き方」の中で「半自給的な農業とありたい仕事を両立させる生き方」と名付け、提唱している。「自ら米や野菜などのおもだった農産物を育て、安全な食材を手に入れる一方で、個性を活かした自営的な仕事にも携わり、一定の生活費を得るバランスのとれた生き方である。お金や時間に追われない、人間らしさを回復するライフスタイルの追求でもある。いわば、エコロジカルな農的な生活をベースに、天職や生きがいを求める生き方だが、私は天職、生きがいに社会的な意義を含ませている」としている。

このように、農業と他の仕事を組み合わせて生計を立てるという意味では従来の兼業農家と形態は同様であるが、兼業農家は「もともと農業以外の収入を求める」のに対し、半農半Xは農業以外の仕事をしている人が農業に人間らしい生活を求めるという、「農業への回帰」に重点を置いたライフスタイルとしての視点に特徴がある。

閣議決定された「国土形成計画」においても、「集落においては、主要産業である

第一次産業等がそうであるように仕事が生活と密接に関係し、かついくつかの仕事を組み合わせて従事することが一般的に行われてきた。このような『半農半X』等の多業（ナリワイ）による生活を積極的に評価することによって、人口減少下においても集落の生活が維持できる可能性がある」とあるように、「半農半X」は近年ますます注目を集めている。

この「半農半X」を、島根らしい農村のライフスタイルとして提案・推進することで、農業の担い手確保の側面に加えて、農村地帯への定住促進や地域貢献にも寄与することが期待できるものとして島根県は独自事業として取り入れた。

また、島根県では、自営業・雇用就農に加えて「半農半X」も農業の担い手として位置付けている点に特徴がある。

イ 事業概要

○補助対象者

原則 65 歳未満で、県外から U I ターンをする者

○補助内容

・就農前研修経費助成事業

研修前に行う研修期間中に必要な経費を助成（12 万円/月 最長 1 年間）

・定住定着助成事業

定住開始後の営農に必要な経費等を助成（12 万円/月 最長 1 年間）

・半農半X開始支援事業（ハード事業）

定住し営農を始める際に必要な施設設備の経費を助成(1/3 以内上限 10 万円)

○半 X の内容

雇用（農業法人勤務，集落営農勤務，農産物加工所勤務），酒造会社，高速道路の除雪，サービス業（道の駅，ホームセンター，新聞配達），自営業（庭師，左官，写真家，音楽教室）等

○予算額

2,000 万円/年で計上している。実際の歳出は毎年 1,000 万円であるが，受け入れ人数によって大きく変動があるため。

○実施状況等

平成 22 年度に開始して以来，69 名が助成を受け，うち 64 名が地元定着。事業実践者の家族を含めると 115 名が定住・定着。中には，認定新規就農者へ移行する意欲ある実践者もいる。

図表 2-2-3 半農半Xの事業概要

UIターンされる方へ 島根県からのご提案

(H27.7版)



島根県は「半農半X」を応援します！

島根県では、「自営就農」「雇用就農」という就農形態に加えて、**新たにUIターンして、「半農半X」（いわゆる兼業就農）をされる方を支援**しています。

【支援を受けるには？】

- 原則**65歳未満**で、**県外からUIターン**された方が対象です。
- 市町村の認定を受けることが必要です。
- ※ 他にも要件がありますので、事前にお問い合わせください。

【支援の内容は？】

続けて支援を受けることもできます。



- ① **就農前研修経費助成事業**
→ 就農前に行う**研修期間中**に必要な経費等を助成します。
【助成額】12万円/月（最長1年間）
- ② **定住定着助成事業**
→ **定住開始後の営農**に必要な経費等を助成します。
【助成額】12万円/月（最長1年間）
- ③ **半農半X開始支援事業（ハード事業）**
→ 定住して営農を始める際に必要な**施設整備**の経費を助成します。
【補助率】3分の1以内（上限100万円）



【具体的にはどんなイメージ？】

- まずは、**営農計画・生活モデル**をしっかり設計。
→ 例えば・・・**【農業】** 所得目標100万円
【兼業】 所得目標200万円
- 「半X」の組み合わせは、様々です。
(先輩の例) ●カメラマン ●高速道路の除雪作業員
●他農場での勤務 ●酒づくり（「半農半蔵人」）
●スーパー勤務 ●スキー場勤務 など

→ **あなたのライフスタイルに応じた「半農半X」が実践できます！**

【お問い合わせはこちらまで】
公益財団法人しまね農業振興公社
Tel: 0852-20-2872
島根県農業経営課
Tel: 0852-22-5395



あなたも「ご縁の国しまね」で
田舎暮らしを始めてみませんか？

島根県観光キャラクター しまねっこ

例えば・・・

「半農半IT」

 ×
 

「半農半看護」

 ×
  など

出典：島根県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/ninaite/shinkishuno/hannohanx/>

島根県の担当者に制度の概要について聞き取り調査を行った。島根県では、東京や大阪などの大都市圏のU I ターンフェアへ夏をメインとて年に 15 から 16 回の参加を行っており、そのうち数回は島根県内の全市町村が参加している。フェアの次の段階では、東京や大阪発着の島根県内一周ツアー（2～4日間）を開催し、さらに島根の暮らしに具体的に興味を持ってもらうような仕組みとなっている。ここで重要な点は、単独の市町村でこの現地見学を実施すると参加者も逃げ場が無いように感じてしまう可能性があるが、県内を一周することで参加者も気楽な気持ちで参加することができる点にある。

U I ターンフェアを経て、バスツアーに参加し、さらにそこから体験的に就農へ進む人も多い。この段階で「農業の師匠」となる人を見つけることで、先進農家での研修（国事業の農業次世代人材投資事業や就農給付金、半農半X事業等）に進むことになる。最初から農業に専念するパターンの就農者もいるが、ライフスタイルとして移住をしたい人のニーズにも応えられるよう、多様な就農スタイルを支援していることに特徴がある。

また、県ではフェアにおける相談者数も一定をキープするように努力している。フェアに参加してからすぐ移住を検討する人ばかりではない。それぞれの生活の事情がある中で、例えば3年経ってから積極的に考える人もいる。県ではフェアによる種まきは大事であると考えている。

県はU I ターンフェア等の総合窓口になっているが、実際の生活などは各受け入れ市町村が窓口となっており、半農半X事業の前段階である体験（長期、短期）は島根県農業振興公社や公益財団法人ふるさと島根定住財団が担当し、各関係部署で連携体制を取っている。

「半農半X事業」の実践者で最も多い世代は30～40代のU I ターン者である。傾向として「一度社会経験を積んでから新しいライフスタイルを求めて」くるそうだ。地域おこし協力隊の任期終了後に半農半X事業に進む人もいる。また、半農半X事業からスタートして、認定新規就農者に進んだ人も過去に10名程度いる。

県では、半農半X事業における一定の効果を出していることから目標は達成していると考えている。しかし、市町村によりこの事業への力の入れ方は違うため、きめ、移住定住に対する不安対策、例えば住まいの手配や地域住民や先輩農家との関係性をつなぐなど細やかなフォローができていく市町村には人が集まるとのことだった。半農半X事業の前に1年間の研修を受けることが可能であるため、ここで継続して農業に携わるかを試験的に判断することができることも、移住定住による就農者のミスマッチを減少させることのポイントである。移住者が「思っていた生活と違う」と感じることをその地域で継続して生活していく上でいかにミスマッチを減らすかが大事であると考えている。

ウ 事業実施による成果

この半農半X事業により平成29年3月末現在において50名を「半農半X実践者」として認定した。そのうち46名が県内各地で半農半Xに取り組んでいる。家族も含

めるとこれまでで 89 名が定住・定着したことになる。

図表 2-2-4 実践者の分類

カテゴリー	具体的な「X」	実践者数
半農半雇用	農業法人勤務，集落営農勤務，加工所など	21 名
半農半蔵人	酒造会社（杜氏）	5 名
半農半除雪	スキー場，高速道路除雪	8 名
半農半サービス	道の駅勤務，ホームセンター勤務，コンビニエンスストア勤務など	26 名
半農半自営業	庭師，左官，カメラマンなど	6 名
半農半漁	河川漁業	1 名

図表 2-2-5 実践者の性別

男性	女性
51 名	13 名

図表 2-2-6 年齢

20 代	30 代	40 代	50 代	60 代
11 名	22 名	18 名	8 名	5 名

図表 2-2-7 実践者の移住形態

I ターン	U ターン
51 名	13 名

エ 具体事例

具体例として 2 つの町で役場担当者及び実践者から聞き取り調査を行った。いずれの町も山に囲まれた典型的な中山間地域であり，農業を行う上では厳しい条件であるが，一方で豊かな自然や文化を残す町である。県内の市町村でも今回取り上げる津和野町と吉賀町は事業に対し特に熱意のある自治体である。半農半 X 事業の実践者はどのような点に惹かれて移住し，どのような感想を抱いているのか。ここでは具体的な事例を見ていく。

○津和野町

津和野町は島根県の南西に位置し，山口県と接する山間部の盆地に広がる街である。島根県の県庁所在地である松江市からは約 200 k m 離れている。蔵など城下町の風情を残す街並みは「山陰の小京都」と称され，7 月末に行われる祇園祭りで街中を練り歩く鷺舞は国の重要無形民俗文化財に指定されている歴史と観光の街である。

【写真】歴史を感じる津和野の美しい街並み

(写真左：蔵や古い建築物が残る街並み。写真右：太鼓谷稲荷神社から街を一望)



筆者撮影

人口：7,051人（世帯数 3,437 世帯） 令和3年2月末現在

面積：307.1 km²

気候：平野部の気候は内陸的気候で比較的温暖である。年間平均気温は14度前後。

地理：標高は40mから1,260mまで起伏に富んでいる。

産業：就業人口のうち第一次産業17.6%，第二次産業19.6%，第三次産業62.3%。

うち、農家数は878戸。（※平成27年度島根県市町村データブックより）

清流高津川が育む淡水魚（鮎，ウルカ）が名産で、また水が良いことから地酒の製造も盛んである。ワサビ栽培や、山菜、津和野栗なども特産である。

町では平成25年度からUターン者の移住定住に力を入れ始めており、Uターンの人口比率は県内一位となっている市町村である。農業政策としてだけでなく、移住定住としての中山間地域活性化も大きな目的であるため、農林課だけでなく移住定住部門（津和野ぐらし推進課）と連携を取りながら行っていることに特徴があり、その一環として、町独自の上乘せ補助として住宅補助などにも力を入れている。

津和野のような中山間地での生活に憧れを抱く都市住民は多く、移住定住の需要は増えてきているようだ。年代としては30から40代が最多ということだった。

課題としては「半X」にあたる仕事の選択肢をいかに増やしていくかである。高校に対する「ふるさと留学（都会の高校生を3年間津和野町の高校に留学させるもの）」にも力を入れており、半農半X事業の実践者がその高校での講師をしながら半農を実践するパターンもあるようだ。

親の農地を引き継ぐことができるUターンの場合は、認定新規就農者を目指すパターンがほとんどである。そのような経緯から初期投資のかかる水稻を行う実践者はUターン者がほとんどという実態がある。その他の実践者は少量多品目の農業を行う者がほとんどとなっている。

地域の人たちの反応はどうだろうか。事業実践者を好意的に受け止めている場合が多数とのことであった。町では農業塾を開催しており、その中で従来からの地元

の農業者と新規の事業実践者との交流の円滑化も図るなど、人と人をつなぐことに
対し丁寧な力を注いでいることが分かる。

次に実践者2名から聞き取り調査を行った。

【実践例1】Aさん（40代男性，大阪府出身）半農半雇用

大阪でシステムエンジニアとして働いてきたが，長年「40歳になる頃までに次の道を探そう」と考えていた。これまで農業関係の仕事をしたことは無かったが，この不安定な世の中でどの道を選んでも不安は変わらないと考え「手の届く範囲の暮らしがしたい」との気持ちから農業の道を選んだ。

大阪で開催された移住定住のフェアへの参加をきっかけに島根県に興味を持ち，県が主催するバスツアーに参加した。そこから月に1度の頻度で津和野町を訪れるようになった。農業体験プログラムを経た後に半農半X事の事業を受けることにした。半農は1反歩2畝の畑（借地）で菊花の栽培を行うほか，自給農的に野菜を作っている。お盆とお彼岸が繁忙期。いずれは果樹栽培なども考えており，現在は半Xとして益田市の工場でアルバイトをしているが最終的には専業農家を目指している。

【実践例2】Bさん（20代男性，神奈川県出身）半農半蔵人

出身は神奈川県。実家は農家では無かったが，農家であった祖父の手伝いを幼少期にしたことが心に残っており，農業に対して長年関心があった。

中山間地で農業をしながら廃れていく手仕事などを受け継いでいくようなライフスタイルに憧れを持っていた。東京で暮らしていた頃に参加した移住定住のフェアで津和野町のブースを訪れ，移住を現実的に考え始めるに至った。

夏場は農業法人に所属して水稻を作っており（半農），冬場は津和野町内の酒蔵で杜氏として働く（半X）。酒蔵については津和野町役場を通じて紹介があったもの。妻も令和2年度から半農半介護として事業に参加する予定である。決して楽に稼げる生活ではないが，思い描いていた以上の生活があり，現在の半農半Xの暮らしに対し大変満足していると語った。

○吉賀町

吉賀町は島根県の南西部に位置し，前述の津和野町や山口県と隣接した島根県の「西の玄関口」である。古くは吉賀地方と呼ばれ，参勤交代にも使われた主要街道筋で宿場町でもあった。津和野町と同様に吉賀町もまた清流の流れる中山間地域の自然豊かな街であり，エコツーリズムや有機農業に力を入れている。

人口：6,128人（世帯数3,176世帯） 令和3年1月末現在

面積：336.5km²

気候：平野部の気候は内陸的気候で比較的温暖である。年間平均気温は13度前後。

地理：安蔵寺山（1,263m）を代表するような険しい山々に囲まれた自然豊かな中

山間地。

産業：かつて基幹産業であった農林業は時代の変遷と共に衰退し、製造業や建設業へと移行。第2次産業も建設業の衰退等の要因から近年減少へと転じ、第3次産業への移行が顕著となっている。

津和野町と同様に清流高津川が育む淡水魚（鮎、ウルカ等）が名産で、ワサビ栽培や、柿木味噌、乾燥しいたけなどが名産である。

【写真】大井谷棚田（吉賀町柿木村白谷）



「日本の棚田百選」に認定されている大井谷棚田。その歴史は室町時代にさかのぼる。全国でも珍しい石積みみの棚田でオーナー制度を導入するほか、ライトアップを行うなど街のシンボルの一つだ。吉賀町の自然の厳しさと豊かさを象徴する場所となっている。

筆者撮影

現在の吉賀町は六日市町と柿木村が合併して誕生した。前身となる柿木村は30年以上にわたり有機農業を推進してきた実績があり、「経済性を追い求める農業」ではない農業に対する理解が町全体で深いことが特徴である。町の計画の中でも「循環型・持続型・地域密着型社会への転換」を掲げており、吉賀町の持つ地域特性である豊かな自然をどのように引き継いでいくかについて特に意欲的であるように感じる。

島根県内の他市町村でも有機農業を推進する自治体はあるが、大規模に展開することが主流となっており、小規模多品目の有機農業ということで吉賀町農産物は差別化を図っている。

町の半Xの斡旋への考え方としては町内第三セクター（吉賀町農業公社、エポックかきのきむら）、庁内農業法人、集落営農、個別経営体やJA作業補助等の農業分野での就労方法に加えて、就農者の希望党も考慮しながら農閑期雇用も含めて各関係部署（商工会、職業紹介所）と連携を図りながら行っている。

実践者（元実践者も含む）5名から聞き取り調査を行ったが、吉賀町の有機農業への姿勢に惹かれてくる事例や、あるいは町役場が実践者のやりたいことを比較的自由に受け入れ、かつ密接な関係を築いていることが印象深い。その中で、有機農業により少量多品種の小規模農業をライフスタイルとして続ける事例や、そこから専業農家として地域の中心的な担い手に進む事例、あるいは自分は農業に向いていないと感じたが町が気に入りそのまま定住を検討する例などがあり、町が多様な農

業形態、農への関わり方といったニーズに対応していることが吉賀町の半農半X事業を魅力的なものにしている。

【実践例1】 Cさん（50代男性，東京都出身）半農半サービス

東京都内で公務員（農業土木技師）として勤務していたが、子育て環境なども考えて移住を決めた。半農として水稻を作っており、前職を活かして関東に独自販路があることを強みにしている。半Xでは地域の様々なことを請け負っている。業者から完了検査などの行政文書の作成を依頼されるほか、様々な修理作業なども行う。猟銃免許も取得しており、有害獣駆除も請け負う。「地域のなんでも屋」になることが地域で信頼を得る秘訣であると語る。

島根県内の数ある市町村の中で吉賀町を選んだ理由は、他市町村と比較して自分のやりたいことを「まずやってみれば良い」とチャレンジの姿勢を役場が受け入れてくれたことが大きいと言う。現在は地域でも信頼されるようになっており、次の春で田を3反歩増やす予定。地域から法人が減っていく中でより良い地域の存続方法について模索中である。

【実践例2】 Dさん（40代女性，神奈川県出身）

東京で15年ほどアパレルの仕事に携わった。前職に対しやりがいは感じていたが、残業続きで休みの取りにくい働き方に疑問を覚え、40歳を迎えることを機に地方移住を決意した。新しい生き方を模索する中で半農半X事業に興味を持った。以前旅行で訪れた際に良いイメージを持っていたことが数ある移住先の候補の中から島根県を選ぶことにつながった。

半農は少量多品目の有機農業にこだわっている。今後も農地を拡大するつもりはなく、儲かる農業ではなく自分のライフスタイルとして農業に関わっていく予定である。半Xは町内の生協の配達の仕事の請け負っている。収入としては儲かっているわけではないが、移住したことに後悔はないと語っていた。

【実践例3】 Eさん（30代男性，神奈川県出身）※元実践者

以前は工業関係の仕事をしていたが、都会生活の中で化学物質過敏症になったことがきっかけで、家族を連れて農村移住を決めた。

半農半X事業を実践したのち、家族の生活を成り立たせるためには中途半端ではよくないと考え、次世代就農給付金を使うこととした。半農半X事業は入口だったが、今は専業農家として地域を支える就農者となっている。

【実践例4】 Fさん（50代男性，神奈川県出身）

夫婦で吉賀町へ移住。自給農の傍ら、ギター教室を営んでいる。経済性にとられない生き方として農村の暮らしを選んだ。事業終了後に農業の道を進むかは現時点で未定ではあるが、吉賀町での生活を気に入っている。農業から離れても吉賀町で暮らしていこうと考えている。

【実践例5】Gさん（20代男性，岡山県出身）

大学卒業後，インターネットで検索して半農半X事業を知った。現在は9軒の集落に民家を借りて，2反の畑を借りて畑ワサビを栽培している。

オ 考察

農業・農村の暮らしをテーマにした移住定住推進の取り組みは今や全国の自治体で活発に行われているが，島根県はその先駆けとして取り組んだことや，その入口として半農半X事業を本調査研究における先進事例として視察を行った。

一般的な新規就農を考えた際，どうしても「担い手育成」という視点が中心となり，経済的な面からこぼれる自給的農業への視点が向かないのが現実である。しかしながら，実際は自給的な農業形態もまた地域の農地を守っていることに変わりはなく，様々な就農ニーズに対応したプランを提示している島根県の体制は今もなお先進的であると考えられる。

現場を視察する中で，半農半X事業が実施される背景としてやはり中山間地域を多く抱える山陰地方の過疎化に対する危機感が大きいと改めて感じたが，農業者の高齢化及び担い手の不足という根本的な農業の課題は盛岡市の抱えるものと同様である。都市部と農村部が近い盛岡においては半Xの種類も比較的豊富にあるのではないかと思われる。加えて，農村的な自給農のライフスタイルを求める田園回帰の流れは無視できないものになっているが，それらを盛岡の中でどのように結び付けることが可能かについては第5章の中で考察する。

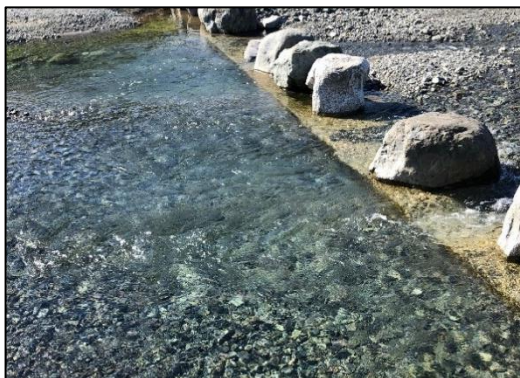
しかしながら，津和野町と吉賀町で実際に現地を視察した中で強く感じたことは，自治体職員がどれだけ地域のことを知り，きめ細かな対応を取っているのかということだ。市町村の面積や人口が違うため一概に盛岡市と比較できることではないが，これだけニーズに合わせた対応を取るためには，自治体職員の地域への理解度が不可欠である。盛岡のように面積が広大な市町村ではその地域により特性が変わってくるため，小さな拠点をいくつも打ち立てていくことが必要ではないかと感じた。

また，県担当者から「単独市町村で半農半X事業を行うことは難しいのではないか」という言葉があったことも印象深い。単独市町村で実施した場合，参加者の「逃げ場」が無くなりやすいという側面がある。「興味はあったが自分は向いていないかもしれない」と感じた際に，負い目なくリタイアできる体制が無ければ長期的に見た場合に参加者の意欲は低下するだろう。類似の事業を盛岡で検討するのであれば，盛岡広域圏で検討していくことも必要であると考えられる。

② はだの都市農業支援センター（神奈川県秦野市）

秦野市は神奈川県の中西部に位置する内陸の市である。東京都心から車・電車で約60分の比較的近距离にあり、表丹沢はじめとする四季折々の自然や、秦野盆地湧水群と呼ばれる名水百選に選ばれる清流の街でもある。

【写真】市中心部を流れる清流（写真左）、背後にそびえる丹沢山系（写真右）



筆者撮影

市は「秦野市都市農業振興計画」の中で「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市」を将来像として掲げており、都市住民を農業の担い手の一角として位置付けていることに大きな特徴がある。都市住民を農業の担い手として位置付けると言うことは市にとってどのような目的や意義があるのだろうか。それを探るため、2019年11月に視察を行った。

秦野市では、多様な担い手を支援する一環として市農政課・農業員会・JAの機能を一本化した窓口「はだの都市農業支援センター」を開設するとともに、その中の取組の一つとして「はだの市民農業塾（以下、「農業塾」）」を開設し、都市住民の農業への参画のハードルを低くしている。農業塾では農業経験がないが農業を行いたい者に対し研修を行うほか、市と農業公社等が連携して借地を斡旋するなど便宜を図る。このような施策を取った主な背景として、全国の傾向と同様に農業従事者の高齢化とそれにとまなう担い手の不足が挙げられる。

秦野市における農産物の特徴としては、耕種作物の中では野菜や花卉が主流となっており、水稲は少ない。カーネーションや落花生が特産である。加えて畜産も盛んである。しかし、近年秦野市では丹沢山地からの獣害が増加の一途であり、イノシシと鹿による被害が著しく、その食害により農業を断念する農業者も多くなっている。そのため現在のはだの都市農業支援センターの業務の中で、有害獣対策に対する比率は重要度を増しているのが現状だ。

ア はだの都市農業支援センター

平成18年度に市農政4名、農業委員会1名、農協職員1名の計6名で編成されて開始した。農業に関わること（補助金、農地の利用権設定等）の窓口として一本化したことが生産者からも評価されている一方、予算や人事権はそれぞれで行うため、

組織としてのまとまりを向上させる必要があるという課題もあるようだ。

それなりの成果は上げているものの、やはり若い世代の農業への参入は秦野市でも課題となっている。またここ数年のイノシシ当による獣害の拡大も農業に大きな影響を与えている。平成28年度にはイノシシによる被害数が鹿による被害数と逆転した。新規就農の希望者はいるものの獣害の影響が酷く、参入の妨げとなっている。

ただし、秦野産の農産物の需要がないわけではない。現在、秦野市では小学校が完全給食になったが、2年後に中学校も完全給食になる。カロリーベースで地産地消の農産物を一定以上使うことが市長公約になっているため、これは秦野市において「もっと農産物を生産してよい」という生産者へのメッセージになっているという。すでに小学校給食の自給率はカロリーベースで30%越え、中学校では同等かそれ以上を目指している。

また、数年以内に高速道路のインターチェンジが新設予定であり、それが完成することで東京圏から集客を見込めるため観光農業が伸びる可能性がある。

イ はだの市民農業塾

はだの都市農業支援センターが開設する市民向けの農業塾について現地視察を行った。この塾は「農業をやりたいが非農家で経験がない市民等」を対象としている。農業に対する興味の強い市民が一步踏み出したイメージである。秦野市民以外（東京都民など）も参加しているが、農業塾終了後に秦野市内の農地で農業を始めることが参加の要件となっている。

農業塾は1年目が講師による座学と実践がセットとなっている。農作物の育成収穫方法から経営の仕方まで丁寧に教えている。また、収穫した農作物は塾生が相談して値段を決め、市役所に隣接するコンビニエンスストア等で売る。2年目になると、個人で農作物を生産販売する。それに対し講師が指導を行う。

1年目の塾生に話を聞いたところ、ある40代の男性は、「現在は東京都でダンス教室を開いているが、今後のライフスタイルを考えた際にもっと自然に触れる生活をしたいと考えて塾を受講した。塾を終了したら秦野市に移住してダンス教室の傍ら農業を行いたいと思っている」と語った。他の塾生も横浜市などから来ている人も多く、ライフスタイルとして農業という選択肢を選んだ受講生がほとんどであった。

【写真】 はだの市民農業塾の様子



市民農業塾では、1年目は受講生全員で農業の指導を受ける。実践を通して栽培した様々な農産物は農業塾のシールを貼り販売を行う。市役所に隣接するコンビニエンスストアに出荷する様子を見学したが、栽培だけでなく流通まで自分たちの手でいうことは重要だと感じた。



筆者撮影

ウ 考察

今回秦野市を視察先として選んだ理由は、市は「秦野市都市農業振興計画」において都市住民を多様な農業の担い手の一部として明記していることと、市農政、農業委員会、農協の窓口を一本化し、生産者の利便性を向上させている点等にある。盛岡市においても農政関係機関はそれぞれに連携を取ってはいるものの、やはり物理的な距離などにより、生産者から一本化できないのかという声は以前から多い。秦野市は盛岡市と比較して面積が小さいことや都市型の農業であることから単純比較はできないものの、一本化を試みることは農業の振興において不可欠である。ただし、前述のとおり窓口一本化は実施したものの、予算や人事が3組織各々にあり、また支援センターにおける判断や決定の裁量が狭いことが一番の課題であると感じた。

農業関係の組織の連携については今回の秦野の例を糸口として今後考察していきたい。また、はだの都市農業支援センターの企画する市民農業塾は、市民の農業への参加の糸口の一つとして開設されたものだが、他の類似の農業塾よりも内容が密であり、また秦野の都市住民に限らず近隣の都市圏からもライフスタイルの一環として需要があることが分かった。農業への関わり方として、販売農家を目指すにしても、「小規模で実施したい」という声は都市住民にこそ需要があり、ライフスタイルを提示するという視点から農業を絡めていくことも大切ではないだろうか。

③ 笠間クラインガルテン（茨城県笠間市）

笠間市は茨城県の中央部に位置し、東京都から約 100 km 圏内にある。平成 18 年 3 月に旧笠間市、友部町、岩間町が合併し現在の笠間市となった。

城下町・門前町として栄えてきた笠間市は、笠間稲荷神社、愛宕神社などの歴史的景観が残っている。また、笠間焼で知られる陶芸の街でもあり、日動美術館、茨城県陶芸美術館、笠間工芸の丘などの施設を有し、現代アートの盛んな街としても知られている。

伝統的な古い街並みの残る市街地の一方で、郊外は田畑が広がり農村地帯の様相を呈する。その一角で都市住民が余暇を楽しむ市民農園、笠間クラインガルテンがどのように都市住民のニーズに応えているのか、2019 年 11 月に訪問した。

【写真】 笠間市の街並み（写真左：笠間稲荷神社、写真右：茨城県陶芸美術館）



筆者撮影

ア クラインガルテンの定義

クラインガルテンとはドイツ語で「小さな庭」を表す言葉である。日本では「市民農園」と訳されることが多いが、本来は庭を持つことのできない都市住民が余暇を楽しむために滞在型の小屋を付属した農園を指し示す言葉である。ヨーロッパ諸国では単なる菜園としてではなくコミュニティ形成の場として位置づけられ、古くから都市計画の中心に据えられるなど市民生活向上のための重要な役割を担ってきた。

日本では平成 5 年に長野県松本市に作られたものが最初とされ、全国各地に広がりを見せている。今回聞き取り調査を行った笠間クラインガルテンは関東以北で最初に作られたものであるとされる。

イ 笠間クラインガルテン

笠間市において離農や農地の荒廃が問題解消に向けて、都市部でのグリーンツーリズム等の農村への生活への注目が高まっていることに着目し、地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ることを目的とし設立された。（一財）笠間市農業公社が管理運営を行っている。

設立：平成13年4月

総事業費：約8億4千万円（クラインガルテンの他に農産物加工施設等を含む）

理念：①都市住民との交流により，地域活性化と農業振興を図る。

②多様な農村空間（自然・里山・農地等）の利活用を図る。

③「農」「土」を介し，地産地消，安全安心，食の展開を図る。

④歴史・文化・芸術等，知的資源との融合を図る。

宿泊施設付市民農園：50区画（内モデル区画1棟）利用料 419,030円/年（1区画）

日帰り市民農園：50区画 利用料10,470円/年（1区画）

その他施設：農産物販売所，ジャム加工施設，そば処，ゲストハウス等

利用者層は東京近郊の住人が多く，内訳は東京都が44%，次いで埼玉県，茨城県内，千葉県，神奈川県と続く。利用者は60代以降のいわゆる退職後の「定年帰農」が多いが，現役世代の利用者も少なくない。ただし利用料が高額であるため20から30代の利用は多くないそうだ。利用者の家族も訪れるため，それらを含めれば若い層も多く参加していると言えるだろう。市民農園という一般的なには作業の時間が取れない等の理由で放置してしまうケースがあるが，笠間クラインガルテンの利用者は真剣に野菜作りを楽しんでいる人がほとんどであるため荒れた畑も特に無いということだった。クラインガルテンと笠間市の農業の関係性について聞いた。「農業振興」というよりは，あくまでも農村と都市をつなぐ「グリーンツーリズム」の一環として継続してきたものであるそうだ。施設側としても利用者から実際に就農者を出したいという気持ちがないわけではないが，観光農業として割り切ることで，逆に利用者も余暇の範囲として楽しめていると考えている。「ライフスタイル」だからこそ長続きしているのではないかとの話であった。実際に笠間クラインガルテンを通じて農業への興味が深まり，就農した利用者が過去にいないわけではないそうだが，しかしそれは例外的な事例のようだ。

【写真】 笠間クラインガルテン（写真左：外観，写真右：内観）



筆者撮影

ウ 笠間市民と利用者の関係性

地域との関係について見ていく。笠間クラインガルテンが立地する本戸地区の住民と利用者は設立当初より交流を続けている。利用者による自発的な組織（ガルデナーの会）が主体となり、地域住民とバーベキュー大会等を定期的に関開くなど、良好な関係を築いているようだ。利用者が自発的に立ち上げた「ガルデナーの会」もあり、写真のとおり「作物の作り方講習会」や部活なども活発だ。

また、笠間市が陶芸の街であることや、伝統的な祭りごとが多く開催されることから利用者はクラインガルテンをきっかけに笠間の街そのものを楽しんでいるようで、クラインガルテンを通じて笠間市の関係人口となっている例と言えそうだ。

【写真】 事務所に張られたチラシ



筆者撮影

エ 考察

大都市圏との距離や温暖な気候など盛岡市との単純比較は困難ではあるが、都市住民と農村地域の関わりの先駆例として視察先に選んだ。

視察前の予想として、大都市圏の農業に関心のある層であればクラインガルテン利用を通じ農業への意識が高まり、本格的に農業の道を選ぶ層もいるのではないかと考えたが、実際のところは農業者になる者はほぼいないという回答だった。要因としては前述したとおり利用者の関心が農業への関心というよりは余暇の使い方の一例という意味合いが強い点にある。その背景には、高額な利用料や笠間市の大都市圏から車で約1時間という立地から、大都市圏の富裕層が余暇として使用する傾向によることが挙げられる。

しかし本格的に就農を選ぶのではなくとも、農業に触れるということは農業理解を進める上でも大切なことであり、農村と都市の関係性を向上させるためには重要であると感じる。盛岡での市民農園のあり方について考えたとき、笠間のように大都市圏からの利用者を見込むことは難しい。しかし現在市で募集をかける市民農園は農地を貸すのみで指導等は行わないところが多い。対象を大都市とするのではなく、盛岡市の都市住民で農に興味のある層のニーズを深掘りしていくことは可能ではないか。

(3) 持続可能な農により地域を守る取り組み

次に、農業・農村における地域資源を守ることににより、地域の持続可能性を見据えて取り組みを行っている2つの事例を見ていく。

一つ目は世界農業遺産「能登の里山里海」における石川県珠洲市の事例、二つ目は岩手県金ケ崎町の「生物多様性かねがさき地域戦略」の事例を紹介する。この2つの事例は農業・農村における地域資源、特に生物多様性を重視しており、そこから地域全体の活性化を見据えていることに特徴があると考えられる。

珠洲市は生物文化共生条例を策定しており、農業・農村における生物多様性を軸とした文化との共生により地域の活性化を目指している。

金ケ崎町は、環境省が市町村における作成を努力義務としている生物多様性地域戦略を岩手県内の市町村で唯一策定している自治体であり、地元の人々や企業を巻き込んで農業・農村の地域資源を守る活動を行っている。

① 世界農業遺産「能登の里山里海」(石川県7市町)

最初の事例として日本で初めての世界農業遺産認定を受けた「能登の里山里海」の取り組みを紹介する。

ア 世界農業遺産

世界遺産として一般に認知度が高いものは世界文化遺産や世界自然遺産だろう。他にも世界灌漑施設遺産や世界水遺産など、様々な「世界遺産」がある。いずれも、ユネスコの世界遺産条約の基本理念「人類が共有すべき顕著な普遍的価値を護る」ことに通底する目標を持つ。

世界農業遺産 (Globally Important Agricultural Heritage Systems ; GIAHS (ジアス)) は、独自性のある伝統的な農林水産業と、それによって密接に関わって育まれた文化、景観、農業生物多様性などが一体となった農林水産業システムを国際連合食糧農業機関 (FAO) が認定する制度だ。その背景には、近代農業にみられる過度な生産性偏重が、世界各地で環境問題や生物多様性、その地域に固有の文化や景観などが失われてきたことが挙げられる。2002年に開始し、2020年6月現在、62地域(22ヶ国)、うち日本は11地域が認定されている。この遺産の特徴は「現存し、進化発展するシステム」を「動的保存」することにある。つまり、地域環境を生かした伝統的農法や、生物多様性、農村文化、農村景観が守れた土地利用などの「農の営み」を「農業のシステム」として一体的に維持し、持続可能な農業・農村を次世代に継承していくことを目指している。

この考え方は第2章で述べたSDGsや第3章で後述する「農業・農村の有する多面的機能」と密接に関わってくるものである。環境学舎の武内和彦は著書「世界農業遺産」の中で次のように述べている。「日本は、先進国でありながら、伝統的な農業システムが数多く残る国だ。その代表が『里地里山』である。しかも、国土が狭いために、農村と都市が近接している。消費者は、生産者の顔を見ようと思えば、見ることができる。これは、世界でも稀有な環境である。国連の『世界農業遺

産』に認定された地域は、日本に5つあるが（注：2013年時点）それらは小規模農業の有効なモデルとして認められたのだ」としている。さらに日本は諸外国のような何ヘクターにも及ぶ単一作物の農地を大型機械により大量生産するような「農業大国」ではないが、多様な農村文化が根付いた「農業文化大国」であり、その利点を守り活かしていくことが重要であると指摘している。

図表 2-3-1 世界農業遺産の認定基準

【申請地域の特徴を評価する5つの認定基準】				
1. 食料及び生計の保障	2. 農業生物多様性	3. 地域の伝統的な知識システム	4. 文化、価値観及び社会組織	5. ランドスケープ ^(※2) 及びシースケープ ^(※3) の特徴
申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。	申請する農林水産業システムは、食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。	地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独自の適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。	申請する農林水産業システムには、地域を特徴付ける文化的アイデンティティ、風土、資源管理や食料生産に関連した社会組織が存在すること。	長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。
<small>(※1) 保全計画：申請地域を維持・保全及び活用していくための計画書。 (※2) ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり。 (※3) シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの。</small>				

出典：農林水産省ホームページ

図表 2-3-2 日本の認定地（2020年12月現在）

認定年	農林水産業システムの名称
2011	トキと共生する佐渡の里山
2011	能登の里山里海
2013	静岡の茶草場農法
2013	阿蘇の草原の維持と持続的農業
2013	クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環
2015	清流長良川の鮎一里側における人と鮎のつながりー
2015	みなべ田辺の梅システム
2015	高千穂・椎葉山の山間地農林業複合システム
2017	持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム
2018	静岡水わさびの伝統栽培ー発祥の地が伝える人とわさびの歴史ー
2018	にし阿波の傾斜地農耕システム

筆者作成

イ 能登の里山里海

それでは世界農業遺産「能登の里山里海」の概要について見ていこう。「能登の里山里海」は「トキと共生する佐渡の里山」とともに2011年6月に日本国内で初めて世界農業遺産の認定を受けた。佐渡市は単独市町村での認定であったが、「能登の里山里海」については4市5町による能登半島という地域全体での認定となったことに特徴がある。農業の基盤である生物多様性が、人の「なりわい」の中でどの

ように保全され、それにより景観や文化継承といった農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されてきたかが総合的に評価されている。認定においては、次に挙げる6つの視点から評価が成された。

生物多様性が守られた伝統的に農林漁法と土地利用

稲のはぎ干し(天日干し)や海女漁等, 伝統的な農林漁法が継承されていることや, 農業用の水源として2千を超える「ため池」が点在し, 傾斜地に棚田が多数あり, 希少種を含む多くの生物の生息・生育場所となっている。

里山里山に育まれた多様な生物資源

能登各地の里山里海には希少種を含む多くの生物が生息・生育し, 300種以上の渡り鳥の飛来が確認されている。また, 「能登野菜」等の在来品種の栽培や振興が積極的に図られている。

優れた里山景観

日本海に面した急傾斜地に広がる棚田や, 強い海風から建築物を守る「間垣」と呼ばれる竹の垣根, 茅葺きや白壁・黒瓦の家並みなどの景観が保全されている。

【写真】 里山里海の風景 (写真左：白米千枚田, 写真右：海風除けの「間垣」)



筆者撮影



伝えていくべき伝統的な技術

唯一能登に現存する「揚げ浜式」と呼ばれる製塩方法や, 漆器「輪島塗」といった伝統工芸, 里山の管理・保全と密接に結びついた「炭焼き」など伝統的な技術が継承されている。

長い歴史の中で育まれた農耕にまつわる文化・祭礼

豊漁・豊作を祈願して行われる「キリコ祭り」, 田の神に感謝する農耕儀礼「あえのこと(ユネスコ無形文化遺産)」等, 農林水産業と密接に結びついた文化祭礼が各地に多く継承されている。

里山里海の利用保全活動

豊かな自然環境・文化を未来へ継承するために、棚田のオーナー制度や農家民宿、農林水産物のブランド化、多様な主体による生業創出の取組、行政と大学が連携した人材育成等が進められている。

能登半島が世界農業遺産認定の概要について、2020年12月に石川県庁で聞き取り調査を行った。世界農業遺産への4市5町の意識や考え方は各々で、県と市町間の連携などや生物多様性の取り組みの度合いについても各市町の判断に任せているようだ。意識をどのように統一していくかが認定から10年経った現在の課題ということであったが、逆を言えばそのことが各自治体の個性を際立たせているように感じた。県は世界農業遺産「能登の里山里海」全体のPRを行い、各地における生き物調査などの実施は各市町で企画して行っている。同時認定の新潟県佐渡市と比較して、石川県ではトキのような分かりやすい象徴を持っていないが、その分、多くの資源を内包しており、能登を丸ごとPRや観光に結びつけやすい。

筆者の印象としては、認定地域内で営農する農業者の「世界農業遺産認定の価値に対する認識」については今後も深める余地がありそうだ。しかし能登市での「棚田米」など付加価値を付ける取り組みもある。棚田のオーナー制度については定員オーバーになるほどの人気があるそうだ。棚田米は寄付金の一部を保全活動に回している。能登町では能登米というブランド化を行っているが、生き物調査を義務として課しているわけではない。今から生きもの調査を課すとなると、これまで慣行農法で行ってきた農業者の負担になってしまうという問題が出てくる。このようなケースではモデル地区を選定してそこから広げていくのがいいかもしれない。

非農業者（都市住民）についても話を伺った。金沢市民の4割程度は「世界農業遺産」の認定について認知しているという結果が出たそうだ。印象ではあるが首都圏における認知度は2割程度だということだ。県民向けのスタディツアーを、企業の協賛により毎年場所を変えながら行っているが、大変好評であり固定客もついている状況である。残念ながら今年度はCOVID-19の蔓延により中止となっているが、来年度はオンラインも視野に入れて取り組み予定である。また、毎年金沢市内で農業まつりを行っており例年10万人程度が来訪する大規模なイベントであるとのことだ。

また、大学生が世界農業遺産の様々なイベントに参加している。能登半島は農耕儀礼が多い。夏の間は常時各地で祭りが行われているが、大学生がボランティアで参加することも多いようだ。また、石川里山塾では大学生に能登への魅力を感じてもらえるように取り組みを行っている。その中から定住に直結することは難しいところではあるが、石川県を離れた後も交流人口として関わる大学生が多くいる。

ウ 珠洲市の取り組み

2020年12月、石川県庁を訪れた後に能登半島の最先端に位置する珠洲市を訪れ担当者に話を伺った。4市5町の中でも珠洲市は「珠洲市生物文化多様性基本条例」を制定していることに筆者が興味関心を持ったためである。

珠洲市は面積247.20平方キロメートル、人口は令和2年11月30日現在において13,730人（世帯数6,056、男性6,343人、女性7,837人）である。

日本海に面し、暖流の影響を受けているため緯度の割に気候は温暖である。冬は日照が少なく雪や雨が多い。降水量は梅雨よりも冬の方が多く、豪雪地帯である。

農業は水稻の経営体数が最も多く、豆類（大豆、小豆等）も多く栽培されている。起伏にとんだ海岸線に囲まれていることから漁業や製塩も盛んであり、また山地も多いことから炭焼きやキノコ栽培等林業も盛んな土地である。

珠洲市ではH25から「自然共生室」を企画財政課内に設置した。生物多様性に重点を置いた上で保全計画を作っていることが特徴的だ。例を挙げると、ため池の保全において全国的に「防災の面から見て危険である」という理由で廃止する傾向が強くなっているが、一方でため池などの湿地は生物多用性保全に大きく寄与していることは多くの研究者が指摘している。このようにため池を廃止している市町村も全国的に多い中で、珠洲市は市独自の環境アセスメントを導入し、生物多様性保全とのバランスを考えて事業を行っている。また、平成24年度から自然共生研究員（会計年度職員）の枠を設け、専門的な知識を持った人材を雇っている。これは市の単独費用で雇っており、現在の研究員が2代目である。「生物多様性保全」という概念は言葉自体広く使用されるものの、その実態や効果は伝わりにくいところである。最初は地元の人々からも実益につながるのかという疑問の声も上がったが、初代研究員がキノコを専門にしていたことから赤松林の再生とマツタケの生産に取り組んだところ、経済的にも分かりやすい効果が上がったと言う。同時認定された佐渡は象徴としてのトキがあるが、「能登の里山里海」は「これが遺産」というシンボリックなものが存在せず、伝統的な文化など多様な地域資源を併せた総合的なものであるため人々にその価値を伝えるのが難しい。しかし本来、そのような多様な地域資源を総合的に保全していくことが重要であり、珠洲市はその点に対し深い理解と地道な取り組みを進めているようだ。

また「珠洲市里山里海応援基金事業費補助金」を設立したことについても触れる。農林水産省の制度には、環境保全型農業直接支払制度など農林業の振興に関係する制度は多くあるが、どうしてもそれらからこぼれ落ちるものを拾うために創設したそう。この基金の特徴は、「農業者でなくとも利用できる」という点にある。ファーマーズマーケットの創設や、茅葺き技術者の養成など幅広く農山漁村に関わる事業に使用されている。営利目的であれば2/3を補助、非営利であれば10/10を2年間補助し、2年間で最大100万円を受け取ることができる制度となっている。この制度は「産業としての農業」には含まれないが「農的な暮らし」を支える活動に対し効果を発揮するものであると感じる。そこに価値を見出し、さらに予算を付ける

ことは基礎自治体の取り組みとして画期的なものではないだろうか。

さらに、平成30年度に市は「珠洲市生物文化多様性基本条例」を策定した。この条例の大きな特徴は「生物」と「文化」が併記されていることにありそうだ。このことにより産業政策にはなり得ない小さな農に対する価値を裏付けすることができる。また、世界農業遺産に認定されて以降、世界農業遺産に関係する事業を行っても根拠となる柱が無かったが、この条例制定によりバックボーンが出来た。前述の自然共生員の立ち位置についても明記することが出来た。また、現時点では放棄には至るため池は出ていないものの、やむを得ずため池を放棄するとき市と行う協定についても記載している。

「自然共生ポイント」という取り組みも行っている。平成24年度から導入した市独自の事業で、草刈り等の協働作業を行うことによりゴミ袋などの日用品と換えることができる。市の単費で70～80万円／年。全市民が活用しているわけではなく、その地区の区長の意識によるところも大きい。日本型直接支払制度ではカバーできないところもこれで補っていくことができる。

環境教育について、市全域の小学校3年生を対象として年二回（春・秋）田での生き物調査を行っている。市自然共生室が能登学舎内のNPOに発注し行う。天日干しの米は美味しいと言われるが、そういったところも自然共生研究員のデータが示していれば合意形成が進むのではないかと考える。珠洲市では平成26年度頃からイノシシの被害が増加している。能登半島にはニホンジカもいないので元々獣害はほとんどなかったが、イノシシが北上してきていてこれに対する対処が必要となってきた。議会で獣害については農政に質問が来るが本来は山の管理の問題であり、総合的に農山村を考えていかなければならない。

SDGsについても話を伺った。これまでは経済活動と環境保全を結びつけて上手く説明することがとても難しかったが、SDGsの概念が広がったことで、環境保全、生物多様性保全を進めることは経済を発展させていくことに必要不可欠であることを説明しやすくなった。珠洲市がこれだけ環境に配慮した事業を行っているのは、世界農業遺産に認定されてからではなく、前々から問題意識をもって取り組んできたことの結果である。それが世界農業遺産、SDGsと噛み合ったのだ。珠洲市では3年に一度、奥能登国際芸術祭を開催している（2020年は開催年だったがCOVID-19の影響により来年度に延期となった）が、世界農業遺産とSDGs未来都市に選ばれていてかつ芸術祭を開催している自治体はという特徴がある。芸術祭を行うことで地元の人が地元の地域資源を気づくきっかけになっている。

エ 金沢大学能登学舎

2004年3月、廃校となった旧小泊小学校を2006年に金沢大学が珠洲市から借り受け金沢大学能登学舎が設立された。珠洲市が4,600万円をかけて改修工事を行った。金沢大学は依然から里山保全の研究を進めてきたが、実際に現場にキャンパスを里山の現場に置きたいという考えがあったことや、現市長が珠洲市も環境保全に係る

政策を積極的に進めていきたいという方針を取ったことから、金沢大学と珠洲市の意見が合致し能登学舎設立に至ったものである。

2006年に「能登半島里山里海自然学校」を開講した。翌年2007年に能登里山マイスター養成プログラムを開講し、広く一般市民に対し里山里海の知識を深める講座を開いている。受講者は基本的には県内在住者で毎年25名程度が受講している（25名中約半数が珠洲市民で、県外からは毎年2名程度の参加がある）。この人材育成に関して、毎年県内6箇所、東京1箇所で説明会を行っており、近年知名度が上がってきているようだ。年齢制限を50歳までとしているが、これは次世代リーダーを育成するという意味から制限をかけている。ただしそれ以上の年齢の方でも聴講も可能であり、遠隔教育化も進めているようだ。

受講生は以前と比較すると農業関係者が少なくなっている傾向にある。「自分の仕事に活かしたい」という人が多く、令和2年度の受講生の例を挙げると加賀の指貫職人が「能登の自然素材を使った染色について研究したい」という意向で受講しているようだ。他に令和2年度は建築関係の人が多い傾向にあり、リノベーションや空き家問題について学びたいという要望も多くあった。また、移住者や地域おこし協力隊で石川県にやってきた人の受講も毎年多い。講義は隔月の土曜日で月に2回。能登の生態系や里山里海のことについて共通講義で学び、各自テーマを決めて研究を行う。1年間でマイスター終了の認定証が交付される。ここで得る一番の成果は「人のつながり」である。移住者や能登で新たな取り組みを行う人びとのネットワークの構築につながる結節点としての機能を果たしている。

【写真】



能登学舎の外観。
旧小泊小学校の校名が残されている。
能登半島の最先端で、学舎からは海が見える。建物内には金沢大学能登学舎のほか、NPO「能登半島おらっちゃんの里山里海」が入り、協力関係にある。

オ 考察

世界農業遺産「能登の里山里海」は佐渡市におけるトキのような象徴が無いという点で盛岡市との類似性があるように感じる。その上で、その地域の生物多様性や文化を総合的に評価し保全していく珠洲市の姿勢は、地道かつ誠実なものであると感じる。このような地域資源の価値は短期的なものというよりは中長期的な視点に置かれるものであるため、地域住民や観光客等に対し示していくことは

行政として難しい点であるが、珠洲市の施策の方向性は国連のSDGsの考える持続可能性ともうまくマッチしており、全国的に見ても今後ますます重要なロールモデルとなっていくのではないかと感じる。また、珠洲市はその学術的な裏付けとして金沢大学能登学舎との連携を上手く活かしていると感じる。金沢大学能登学舎の行う人材育成により、生物多様性などの多様な地域資源に対する興味関心を持つ地域住民のつながりが出来ており、専門家、地域住民など多様な人材を活かしていく土壌があると感じる。

② 生物多様性かねがさき地域戦略（岩手県金ヶ崎町）

生物多様性地域戦略とは、平成20年6月に施行された生物多様性基本法（以下、基本法）に基づくもので、この基本法は「生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受する自然と共生する社会を実現すること」を目的としている。基本法は国のみならず、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務を明らかにし、市町村への生物多様性地域戦略の策定を努力義務として課している。

ここで事例として取り上げる岩手県金ヶ崎町は、県内で最初に「生物多様性地域戦略」を策定した基礎自治体である。「生物多様性」について語るときその分野は多岐にわたるが、岩手のような農業の盛んな県においては各市町村とも生物多様性と農業は切り離せない課題であり視点である。しかしながら、そのような視点を持つ農業政策は多くないのが現状である。金ヶ崎町がどのような視点から農業・農村と地域資源の保全を結びつけているのか、2020年7月に視察を行った。

ア 金ヶ崎町概要

位置：岩手県南西内陸部の胆沢郡北部に位置し、北は北上市、南は奥州市と隣接。

人口：15,895人（平成27年国政調査時）

面積：179.76km²

産業：基幹産業は農業。駒ヶ岳の東側に広がる肥沃な扇状地帯で米・野菜・花卉の栽培が盛んである。西部山麓地帯では広大な牧草地を活用した酪農や大型畜産が行われている。また、アスパラガスの生産拡大に取り組んでいるところである。工業は県内最大級の工業団地を有し、医薬品、半導体、自動車組立工場を含む自動車関連企業などが立地し発展。東北の市町村の中においても6番目の製産品出荷額を有する。

政策：第十次金ヶ崎町総合発展計画（平成28年度～37年度）に基づくまちづくりでは、人口減少への対応を最重要課題ととらえ、金ヶ崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定める3つの重点戦略「若者が暮らしたいまちを創る」「女性にとって魅力的なまちを創る」「活力と特色のある地域を創る」を同計画の重点プロジェクトとし、各施策を一体的に展開している。一方、金ヶ崎町も全国の傾向と同様に就農人口の高齢化と担い手の不足という課題に直面している。

景観：胆沢平野における集落の特徴は散居であることにある。各屋敷地はサワラヒバの生垣で区画され、北西方向にはエグネと呼ぶスギの屋敷林をはじめとして、様々な樹木が植えられており、侍住宅はで、小路に沿った生垣とその背後の屋敷林の合間から武家屋敷の大きな屋根が見える景観は、当地方の武家地の典型的な姿を伝えている。

イ 生物多様性かねがさき地域戦略

金ケ崎町では、生物多様性地域戦略の策定以前から環境保全について関心が高く、平成11年に田園環境基本条例を制定し、加えてISO14001を取得している。この当時は環境保全の中でも生物多様性よりも地球温暖化に対する重点が大きい物であった。その後、平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機として「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定し、これに基づき、環境省が全国の自治体に対し「生物多様性地域戦略」の策定を促した。金ケ崎町は、従来からの「持続可能なまちづくり」という方針とマッチしたため、生物多様性にテコ入れをする形で平成26年に戦略策定を策定した。

金ケ崎町は豊かな自然資源に恵まれた地域である。宮城県北部から岩手県中部の平野部水田地帯に多くみられる特徴的な景観「イグネ（杉を中心とした屋敷林）」は、生物多様性にも重要で、特に鳥類の生息における重要性が指摘されている。また、岩手県内で唯一自生が確認されているマツムシソウは農地の草刈り等が適正に行われていることにより維持されてきた。加えて農業用水路で確認されたカワシンジュガイ、ヨコハマシジラガイ等も大変稀少な種で、金ケ崎町の自然がいかに豊かであるかを示すバロメーターとなっている。他にも二次林（里山）に生息するオオタカなど農地が適正管理されることにより生み出される豊かな生態系を維持している。

金ケ崎町は町の面積の約1/4を水田が占め、農業が基幹産業となっている。その一方で全国の多くの農村地域同様、農業者の高齢化及び担い手の不足が喫緊の課題となっている。生物多様性と農業について考えた際、農地のシンボルとなる生物の名を冠し高付加価値化する手法が全国的に見られるが、町には新潟県佐渡市のトキや兵庫県豊岡市のコウノトリのような一般的に知名度の高い生物が生息していない。そのような環境で町の生物多様性の熟度をいかに高めていくのかということを考えてときに、個別の生物名をシンボル化するのではなく、「地域の自然の豊かさを丸ごと売りにしていく」という方針を取った。金ケ崎町は江戸時代からの建物も多く、そのような伝統建築物を含めた農村の景観は町のアイデンティティとして、あるいは観光資源として重要なものとなっている。

①取組内容

町では戦略策定の基礎資料として町民無作為抽出によってアンケート調査を実施している。その結果では、町民の多くが田畑や雑木林などからなる里山（農作業などにより人に管理された景観）を後世に残したいものと考えている。生物多様性の理解や保全の意識の浸透については、町内の各地域で生物観察会などを行い、住民の認知度を高めている。地区センターで講演会なども積極的に行っている。予算は生活環境課に限らず、その講演会の性質などにより公民館や農林課など多岐にわたる。町の横断的なプロジェクトであることが大きい。

②住民および地元企業の参画

町民参加の生き物調査を実施。13の自治会が中心となって、自治会ごとに具体的な活動計画を策定するなどし、地区のお宝としている生き物の保全活動を行っている。農村に暮らす住民であっても、身近にある植物や昆虫、動物について「当たり前にある」風景に慣れており稀少性などが分かっていないという実態がある。農林水産省の補助事業である「多面的機能支払」を活用し、生物観察会や非農業者を巻き込んだ草刈りや水路清掃などを行っている。また、CSR（社会的企業責任）の観点から地元企業が地域貢献になる活動を探しているケースも多い。金ケ崎町は大手自動車メーカー等、工業地帯を有しているため、そういった企業が農業者と一緒に希少種の生息している田の畦畔の草刈り等を行っている事例がある。

③役場内の連携

戦略の策定にあたって、ひとつの部署が担当するのではなく、役場内で横断的なチームが編成された。まずは職員の知識や理解を深めるために勉強会を行うなど、地道に積み上げて行った結果として現在がある。現在は生活環境課が担当課となっているが、何か新しい取組を始めようと思った際に他課ですでに類似の取組を実施している場合もあるので、他課とのすり合わせを重要視している。生物多様性地域戦略を策定している全国の市町村を見ると、役場の企画課がメインとなっている自治体が多いようだ。また、農林課が担当している場合もある。どこが主管課となるかによって戦略の性質も少し変わってくる可能性があるのではないかとのことだった。

④他市町村等の連携

「生物多様性地域戦略」を策定している全国自治体とのネットワークがあり、情報交換や事例の共有などを行っている。年に一回、会議があり、前は愛知県名古屋市で行われた。「生物多様性」や「環境保全」というとハードルの高いことを行わなければならないように思われるが、全国の事例発表を見ると、どの活動も地道なことから行っている。草刈りや水路清掃という当たり前の作業でも「そこにどんな生き物がいるか、この作業で何が守れるのか」といった意識を住民が持つことは本当に大切なことであると実感している。岩手県内市町村とのやり取りはほとんど無く、主に振興局との連携はある。岩手県南は意識の高い市民団体が多いので、そういった方面とも連携を行っている。

ウ 今後の方向性

この豊かな環境を次の世代に残していかなければならないが、昔ながらの事象にこだわりすぎると農業が立ちいかなくなる。「自然を守る」ということで地域が共倒れになってはいけないが、その両者の落としどころはその時々で探っていくことではないかと考えている。また、無理な目標を掲げてしまうと継続ができな

くなる。継続していくことが一番重要であるので、まずは今の環境を維持していくことに注力している。

生物多様性は町の総合発展計画に位置付けられているが、ここ数年はやはり環境保全よりも防災の方に意識が向けられている。防災は緊急の課題ではあるが、生物多様性も持続可能な町の発展のために不可欠であり、両者のバランスを取っていくことが必要であると考えます。

3 総括

本章の前半で紹介した島根県の半農半 X 事業、秦野市の都市住民の担い手としての位置づけ、笠間市の笠間クラインガルテンの事例から見てくることは、農業に携わってこなかった人びと（ここでは便宜的に「都市住民」と呼ぶ）が農業、あるいは農的な暮らしに興味を持った場合、どのような関わりを行政が提示できるかという視点だ。

これまで都市住民が農業・農村に携わろうと考えた際、行政の一般的な対応としては地域の中心的担い手になるよう、意欲ある新規就農者の育成が中心であった。しかし、各事例から見ても現代におけるニーズは多様化していることが分かる。島根県の半農半 X 事業においては、半ば「お試しの農業従事期間」の中で「自分が農業に適正があるか」、あるいは「どのようなタイプの農業に適しているか」、「地域へ馴染めるか」を知り、そこから自給農を続けながら農的ライフスタイルを模索する例や、専業農家として地域の中心的担い手に発展する例など様々な選択を可能とする制度であった。また、秦野市の都市住民を農業の担い手の一角と位置付けた上で市民農業塾などを開催する姿勢は、都市住民が農業・農村問題に対する当事者性を意識付けする上で画期的な取り組みである。また市民農業塾での聞き取り調査では、島根県の半農半 X 事業と同様に、現在の仕事と並行してライフスタイルとして農業に取り組みたいという意見もあり、そのような「都市的なものも残しつつ農的な暮らし」を送るニーズが高まっていることを感じた。

さらに笠間クラインガルテンでは「ライフスタイル」として割り切ったクラインガルテンの在り方から大都市圏の住民が農村の関係人口として交流を深めている様子が分かった。

また、「持続可能な農により地域を守る取り組み」として石川県能登半島の世界農業遺産「能登の里山里海」と岩手県金ケ崎町の生物多様性地域戦略について事例紹介を行ったが、生物多様性保全などに見られる地域資源は、産業的な農業を持続的に行う上でも基盤となる重要なものである。しかしそのような地域資源はなかなか地域住民への価値の明示が難しいことが課題である。珠洲市と金ケ崎町において共通する特徴は、その地域資源を総合的に価値判断している点にあると感じる。どちらの事例でも「佐渡市のトキのような伝えやすく象徴的なものはない」という言葉があったが、それは盛岡も同様であると感じる。その上で、象徴がなくとも農業生産の基盤となる地域資源を保全していくためには、総合的な価値を地域住民ひいては観光客等の外に対していかに伝えていくかという点について、両自治体は地道な活動により人と人を結びつけていると感じた。それを行う上でまず前提となることは、自治体の組織内において横断的な価値の共有が必要であることが挙げられるだろう。農政部門と環境部門が分離されていることは多くの自治体に見られることだが、これからの農政では、環境部門に加え歴史文化的な部署とも強く連携していく必要があるのではないかと感じる。

第3章 農業・農村の多面的機能の視点から見た盛岡の地域資源

1 盛岡の農業・農村

(1) 農業・農村の概要

本章では盛岡市の農業・農村における特徴や地域資源を示すことで地域特性を探り、盛岡市農政における地域課題を設定することを目的とする。

岩手県の県庁所在地である盛岡市は、県内最大の消費地であり、かつ農業生産も盛んな街である。農業産出額は平成30年時点で192億7千万円であり、岩手県内では4位、東北管内では15位と高い水準に位置している。

それらを支える農業者の大多数は兼業や自給的な農家であり、耕地面積で見ても1ha以下の農家が全体の4割以上を占めるなど、小規模な農家が多いのが特徴である。耕作放棄地面積においても、全国の傾向と同様に拡大傾向が続いており、農家の四分の一が耕作放棄地を所有しているとされる。その面積は平成27年農林業センサスによると744haに上る。農業従事者数の減少にも歯止めがかからない。これは高齢の従事者が引退と若い世代層の減少が相まって加速傾向にあるものと見てよいだろう。

市の施策は農林水産省の示す「強い農業」に代表されるような、地域特産食材のブランド化や農業基盤整備による規模の拡大、経営や流通の強化を中心に進めてきた。それは食料の安定供給や農業者の所得拡大を図る上で重要な視点である。

それでは小規模の農業形態に対する視点と対策はどのようなものだったのだろうか。生産力の劣る自給的な農業などを含む小規模の農業はこれまでの農業政策において中心にはなり難いものだった。本来、「農業」は大規模なものから自給的なもの、専業から兼業まで多様な形態を内包するものである。第1章でみたように、戦後農政は効率化と生産性を推進する構造であったが、本来の農業は自給的な形態や複数の生業（なりわい）と合わせた兼業など、多様な形態に満ちたものであった。

ここでは、そのような多様な形態、主体の農業が守る盛岡の地域資源を「農業・農村の有する多面的機能」の視点から再確認し、それが盛岡の都市部に対して与えている「公共財」としての恩恵を明確化する。加えて、小規模の農業形態を支援することは、大規模農業や専業的な農家と対立するものではなく、農業全体の底上げにつながっていく可能性について論じる。

①盛岡市の概要

岩手県の県庁所在地である盛岡市は、県の内陸部、北上盆地の北部に位置している。市内中心部で北上川、雫石川、中津川が合流する川が身近な街である。中心市街地からは奥羽山脈に属する岩手山、北上高地に属する早池峰山のほか、北側に姫神山、西側に南昌山を望み、これらは街のランドマークとして景観を彩っている。

推計人口290,895人（令和2年8月1日現在）で、市町村面積としては全国で45番目（令和2年4月1日現在）に大きく、東京23区の1.4倍ほどの面積を有する。その

ため、市内中心部には岩手銀行赤レンガ館に代表されるような古い建築物が残存する街並みの一方で、周辺部では広大な森林や農地を有し、都市と農村の混在する多様な景観が特徴となっている。東は北上山系の稜線に沿って岩泉町と宮古市に、西は雫石町と滝沢市、北は八幡平市、南は花巻市、紫波町及びに矢巾町の4市6町に囲まれている。

図表 3-1-1 盛岡市概要

面積	886.47km ²
位置（市庁付近）	北緯 39° 42′ 07″ 東経 141° 09′ 15″
距離	南北最長 40.7km 東西最長 45.6km
最高点（標高）	最高点 1,427m（砂子沢毛無森）
市庁の位置	盛岡市内丸12番2号

資料：盛岡市統計書（平成30年版）

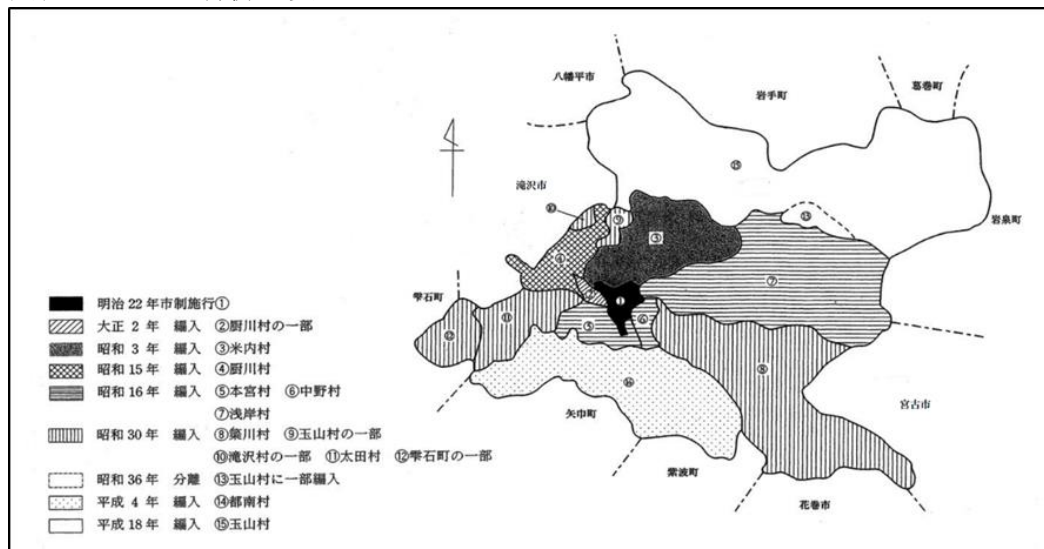
出典：盛岡市の農林業（令和2年度）

盛岡のまちづくりは16世紀末、南部氏26代信直公の盛岡城の築城に始まる。城下町建設に当たり、軍事や商業、交通を考慮して町割りを五の字に配し、城を二重、三重に取り囲む環状市街地が形成された。これが現在の中心市街地の骨格となっており、城下町の情緒が今もまちなみに色濃く残っている。玉山は江戸時代から馬や薪炭の生産地として栄え、渋民や藪川では街道沿いに村落が形成された。城下町として発展してきた盛岡も明治維新を経て、近代都市の建設が始まる。

明治22年に全国39市の一つとして市制を施行し、盛岡市が誕生し、翌年の東北本線の開通とともに盛岡駅が開設、これが市中心部と盛岡駅を結ぶ幹線道路の整備を促し、交通体系や産業振興に転機をもたらした。また、明治24年に駅が開設された好摩では、その周辺に市街地が形成された。大正時代は鉄道新線や周辺鉄道駅の開設が相次いだことから交通結節点としての機能が高まり、また昭和5年に都市計画区域を定め、市中心部で行なわれた土地開発や耕地整理は市街地整備の基礎となった。

戦後は戦災復興土地区画整理事業や市街地開発が進み、昭和30年代は市街地周辺の宅地開発が進行し、昭和45年の岩手国体を契機に都市施設の整備が進み、現在の商業地が形成されて都市機能の拡充が図られるなか、盛岡広域都市計画区域が定められていった。昭和50年代には、高速自動車道の開通と新幹線の開業により、交通基盤整備に合わせ、経済圏の拡大、生活圏の広域化が進む。玉山では、国道沿いに住宅や商業、工業等の土地利用が進み市街地が形成され、平成2年に盛岡広域都市計画区域に編入された。平成6年には、本市の南西部に市街地の形成を図る盛岡南地区開発が事業認可され、現在の都心部から盛岡駅西口地区を経て盛岡南地区に連担する新しい都市軸の形成を目指すこととなった。平成4年には都南村、平成18年には玉山村と合併し、現在の盛岡市となった。

図表 3-1-2 合併の変遷



出典：盛岡市ホームページ

【写真】古い建築物の残る盛岡の街並み



筆者撮影

②気候

北上盆地の中に位置するため全般に内陸性気候であり、夏と冬、昼と夜とで寒暖差が大きい。夏季は、真夏日となる日もみられるもののヤマセの影響を強く受ける年があるほか、フェーン現象が発生することもあり、年によって変動が大きい。熱帯夜となることは稀であるため朝晩は過ごしやすい傾向にあるが、近年の異常気象では夜になっても熱がこもることがある。冬季は、本州では最も寒い市町村とされ、降雪量はそれほど多くない傾向にあるが、一方でよく晴れた深夜・早朝に放射冷却現象が起き路面が凍結し、雪害以上の課題である。郊外は氷点下 20 度を下回る気温も観測されるなど朝晩の冷え込みは非常に厳しく、中心部と郊外では気温差が大きい。地面が凍結するため、冬季期間の農作物の露地栽培には制約が大きい。

図表 3-1-3 盛岡市の気候

(単位：℃, m/s, %, mm, 回)									
年次	気温			風速		湿度	降水量		地震回数
H30	平均	最高	最低	平均	最大	平均	総量	最大	震度1以上
		11.0	36.3	-12.2	2.8	13.8	76	1,322.0	92.5

資料：盛岡市統計書（平成30年版）
 ※盛岡地方気象台（所在地：盛岡市山王町）における観測値です。

出典：盛岡市の農林業（令和2年度）

③人口

盛岡市の人口は平成27年国勢調査時点で297,631人となっており（図表3-1-4）、岩手県内では最大の人口を有する市町村である。前回調査の平成22年と比較してほぼ横ばいとなっているものの、長期的には平成12年調査時の302,857人をピークとして減少傾向にある。

図表 3-1-4 人口の推移

		(単位：人, %)				
区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	盛岡市	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631
	旧盛岡市域	239,940	239,627	237,578	235,418	234,402
	旧都南村域	46,538	49,216	49,614	49,926	51,078
	旧玉山村域	14,245	14,014	13,554	13,004	12,151
	岩手県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594
	盛岡市人口が県に占める割合(%)	21.19	21.39	21.71	22.43	23.26
	全 国	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745
	盛岡市人口が国に占める割合(%)	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23
増加数(人)	盛岡市	8,091	2,134	△ 2,111	△ 2,398	△ 717
	旧盛岡市域	4,506	△ 313	△ 2,049	△ 2,160	△ 1,016
	旧都南村域	3,475	2,678	398	312	1,152
	旧玉山村域	110	△ 231	△ 460	△ 550	△ 853
増加率(%)	盛岡市	2.8	0.7	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.2
	旧盛岡市域	1.9	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.4
	旧都南村域	8.1	5.8	0.8	0.6	2.3
	旧玉山村域	0.8	△ 1.6	△ 3.3	△ 4.1	△ 6.6

出展：盛岡市ホームページ（盛岡の人口）

一方で、世帯数は増加を続けており、1世帯あたりの人数は減少傾向にある。一般世帯数を規模別にみると、1人世帯が占める割合は38.6%と全体の約4割を占めている。

図表 3-1-5 世帯数の変化

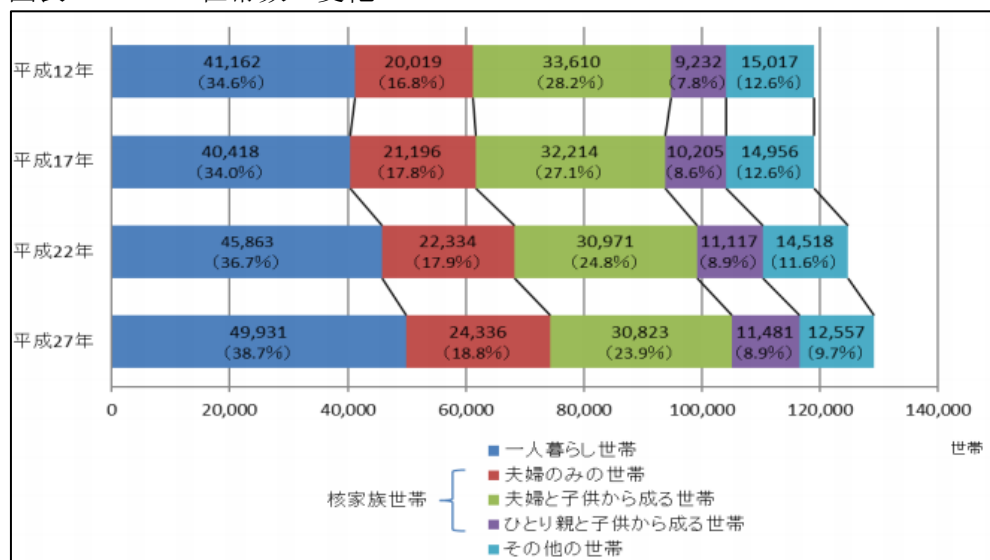
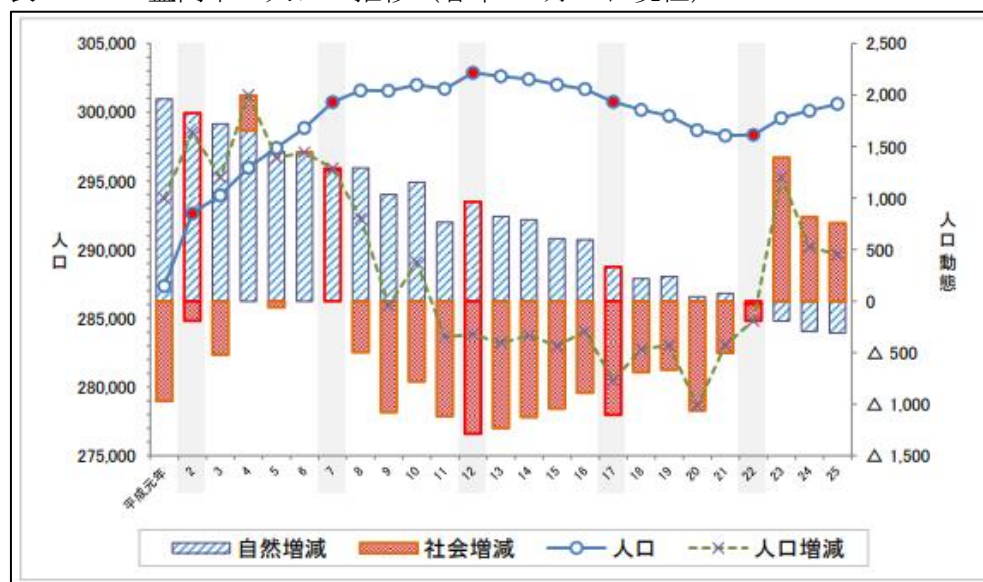


表 3-1-6 盛岡市の人口の推移 (各年 10 月 1 日現在)



出展：盛岡市人口ビジョン（岩手県人口移動報告年報より市が作成）

※1）人口：平成2，7，12，17年及び22年は国勢調査結果。

その他の年は、岩手県人口移動報告年報による推計人口

※2）人口動態：岩手県人口移動報告年報による報告値

④産業別就業人口

平成27年の就業人口は、143,723人となっており、産業別では第一次産業就業人口が4,797人、第二次産業就業人口が20,013人、第三次産業就業人口が115,081人となっている。第二次、第三次産業就業人口は平成22年の国勢調査時点と比較して増加しているが、第一次産業は減少している。農業従事者の傾向等は次項「(2)盛岡市の農業・農村」で詳細を見ていく。

図表 3-1-7 産業別就業人口の内訳

(単位：人)

	総数	第1次			第2次	第3次	分類 不能	
		農業	林業	漁業				
H7	153,065	7,628	7,302	300	26	26,305	118,916	216
H12	152,422	6,712	6,448	244	20	26,270	119,213	227
H17	145,888	6,161	5,987	153	21	20,753	117,969	1,005
H22	139,100	5,016	4,799	191	26	18,242	112,277	3,565
H27	143,723	4,797	4,544	231	22	20,013	115,081	3,832

資料：国勢調査

出典：盛岡市の農林業（令和2年度）

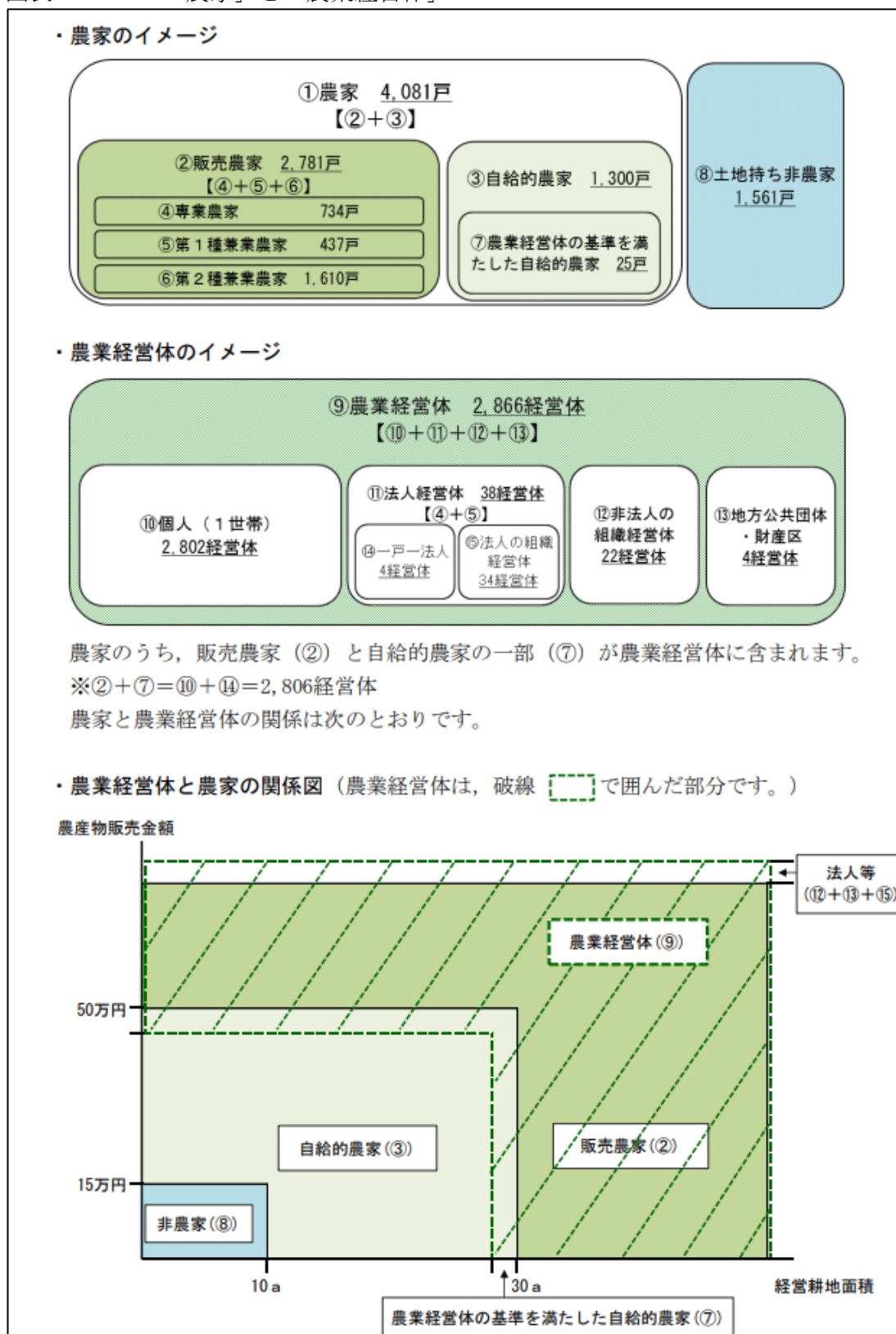
(2) 農業・農村の現状

盛岡の第一次産業に従事する人口は、第1章で示した全国の傾向と同様に減少傾向が続いている。ここでは、盛岡の農業者（農家・農業経営体等）に係るデータを使い、盛岡の農業の実態について示していく。用語については農林業センサス 2015（図表 3-2-1）の定義を使用し、農家と農業経営体の関係性は図表 3-2-2 のとおりとする。

図表 3-1-8 用語の定義（農林業センサス 2015）

用語	定義
農家	経営耕地面積が10 a 以上、又は過去1年間における農産物販売金額が15万円以上であった世帯
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上、又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上であった農家
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ過去1年間における農産物販売金額が50万円未満であった農家
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合計で5 a 以上所有している世帯
専業農家	世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家
兼業農家	世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家 第1種兼業農家 農業所得を主とする兼業農家 第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家
農業経営体	次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ・経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 ・農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 露地野菜作付面積 15 a 搾乳牛飼養頭数 1頭 施設野菜栽培面積 350㎡ 肥育牛飼養頭数 1頭 果樹栽培面積 10 a 豚飼養頭数 15頭 露地花き栽培面積 10 a 採卵鶏飼養羽数 150羽 施設花き栽培面積 250㎡ プロイラー年間出荷羽数 1,000羽 その他 過去1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業規模 ・農作業の受託の事業
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、過去1年間に自営農業に従事した者
経営耕地	農業経営体が経営している耕地（畦畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。 土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とする。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

図表 3-1-9 「農家」と「農業経営体」



出典：盛岡市の農林業（令和2年度）

※）数値は平成27年の実績値

盛岡の農家戸数は減少傾向にある。農林業センサスのデータ（図表 3-2-3）では、平成 22 年度から 27 年度にかけての 5 年間で約 1 割の農家が減少したことが分かる。一方で、その具体的内容について見ていくと、図表 3-2-4 のとおり、販売農家が減少する一方で自給的な農家が増加傾向であることが分かる。平成 27 年の販売農家は、2,781 戸であり、平成 17 年の 4,010 戸と比較して約 30%減少しているのに対し、自給的農家は平成 27 年の 1,300 戸と平成 17 年の 1,069 戸と比較して約 20%の増加となっている。

また、専業農家と兼業農家についても図表 3-2-3 より、専業農家が増加傾向であるのに対し、兼業農家は一貫して減少傾向にある。加えて図表 3-2-5 のとおり販売金額が 200 万円未満である経営体が全体の 8 割を占め、盛岡の農業は小中規模な経営体が主流となっている。

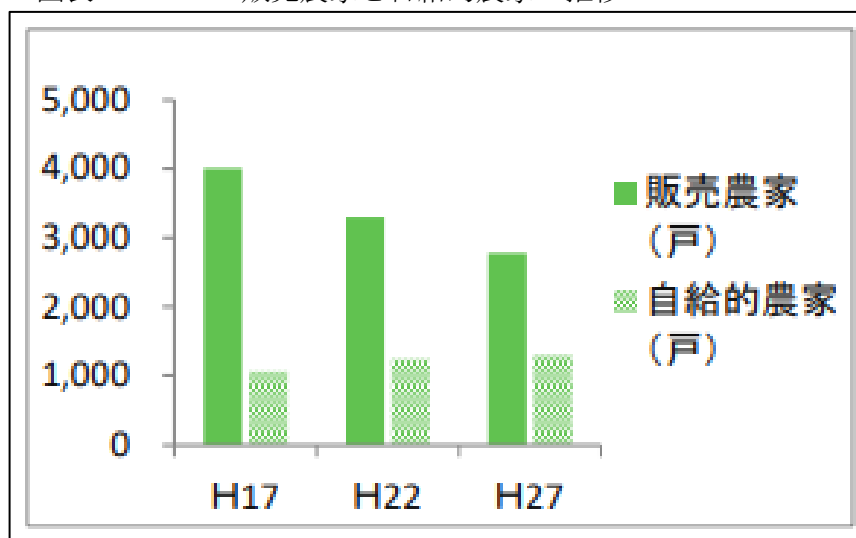
図表 3-1-10 盛岡の農家等の内訳

	農家							土地持ち 非農家
	農家	販売 農家	専業	兼業	兼業		自給的 農家	
					第 1 種	第 2 種		
H17	5,079	4,010	601	3,409	797	2,612	1,069	885
H22	4,550	3,304	657	2,647	566	2,081	1,246	1,262
H27	4,081	2,781	734	2,047	437	1,610	1,300	1,561

資料：農林業センサス

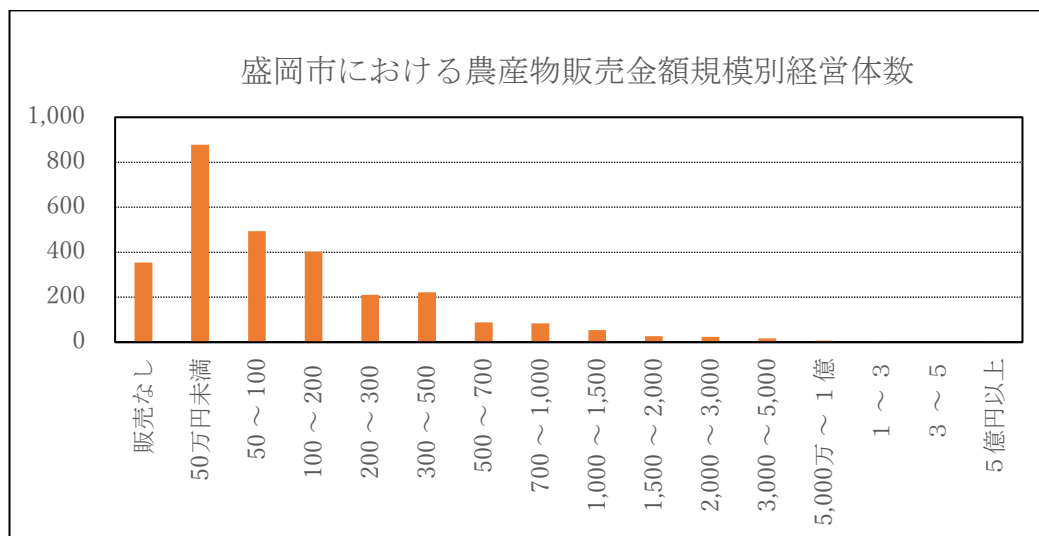
出典：盛岡市の農林業（令和 2 年）

図表 3-1-11 販売農家と自給的農家の推移



出典：盛岡市の農林業（令和 2 年）

図表 3-1-12 盛岡市の農産物販売金額規模別経営体数



出典：農林業センサス 2015 より筆者作成

次に、盛岡市の生産の特徴と現状について見ていく。盛岡市の農業生産は経営体数及び作付面積ともに水稻が突出している。

図表 3-1-13 作付面積等 (H27)

(単位：経営体, ha)						
	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸作物
経営体数	2,109	123	87	194	284	30
面積	X (水稻3,364)	255	88	9	261	X
	野菜類	花き類・花木	果樹類	その他の作物		
経営体数	923	169	609	127		
面積	295	29	434	307		

資料：農林業センサス

(単位：経営体, ha)						
	水稻	陸稲	小麦	大麦・裸麦	そば	その他の雑穀
経営体数	2,109	2	121	3	37	51
面積	3,364	X	255	1	70	18
	ばれいしょ	かんしょ	大豆	小豆	その他の豆類	
経営体数	185	14	220	53	66	
面積	8	1	252	4	4	

資料：農林業センサス

出典：盛岡市の農林業 (令和2年)

(3) 地域別特徴

次に、盛岡市の地域別の特徴を見ていく。市内全体で水田は広く作付けされているほか、盛岡は北部の玉山地域において養鶏を中心とした畜産が盛んである他、南部の都南地域でリンゴ等に代表される果樹が盛んである。また、近年はネギやトマトなどの野菜の作付けも全体に伸びている。

図表 3-1-15 盛岡市における農業の地域別特徴

地区名	特徴
盛岡地域	
太田・本宮	<ul style="list-style-type: none"> ・繋の尾入野大地と北ノ浦地内の農用地はすでに圃場整備され、水利条件も整備されている。 ・猪去、上鹿妻の高台地にある農用地は、畑、樹園地として利用され、地区内における樹園地密度が高くなっており集団性も由々している。また、農業構造改善事業により区画整備され、その後に土地改良整備事業により農道・用排水路等も再整備されている。 ・太田、本宮地区は、水田の9割以上が圃場整備されている。地区内では大型機械等の導入も図られているほか、ライスセンターや選果場等の主要な農業用施設が設置されている。 ・国の古代史上において貴重な遺跡である史跡志波城跡がある。 ・下太田、本宮の両地区は盛岡南新都市地区及び太田地区に接しており、特に市街化区域境界部分において開発圧が高い。
厨川	<ul style="list-style-type: none"> ・J R田沢湖線北側と諸葛河西側に展開する農用地は、ほとんどが圃場整備されており、水田の汎用性も高い。 ・雫石川とJ R田沢湖線に挟まれた国道46号沿いの区域の農用地は、約1/2が圃場整備されているが、東北自動車道盛岡インターチェンジ近隣地域は、農業以外の土地利用の要望が上がっている。
上田・三ツ割	<ul style="list-style-type: none"> ・上田、三ツ割の農用地は、多くが畑及び樹園地として利用されており、樹園地については生産性の高い優良団地を形成している。
中野	<ul style="list-style-type: none"> ・西側の農用地は、約8割が樹園地として利用されており、樹園地農道の整備も完了している。 ・東側の農用地はほとんどが畑、樹園地として利用され、水田としての利用は約1割である。
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・元信、銭掛、小貝沢地区の農用地は約8割が畑として利用されており、現況装置とともに飼料基盤である。 ・中津川本流沿いに点在する農用地は、大部分が添削されており、標高600m程度に位置していることから、標高差を利用した野菜栽培や飼料作物を振興。 ・米内川水系に属する農用地は、約4割が水田、約6割が畑として利用。水田については、水田の汎用化を推進し、畑についてはきゅうり、トマトなどの野菜や飼料作物等の振興を図り、現況草地については、飼料基盤として利用しながら草地改良を進めている。 ・庄ヶ畑地区の農用地は、約4割が水田、約6割が畑として利用されている。水田については、圃場整備され汎用化が図られているが、畑については自家用野菜、穀類、飼料作物が多い。 ・大葛、八木田地区の農用地は、約4割が水田、約6割が畑として

	<p>利用されている。水田については、小規模ながら団地性を有しており、八木田地区については、圃場整備されている。畑については、野菜生産のための農用地として利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川目上地区の農用地は、水田と畑でほぼ9割を占め、約1割が樹園地として利用されている。水田については築川を水系とする水利条件が整っており、畑については、野菜に重点的に栽培するほか、きのこと類などの特用林産物の生産を進める ・築川及び狭あいな沢沿いに連なる農用地は、水田、採草地、畑として利用。また、特用林産物の生産については、山林等を有効活用する。 ・根田茂川沿線に連なる根田茂、砂子沢地区の水田、畑は、農用地として有効利用を図るほか、きのこと類などの特用林産物の栽培も重要な事業となっている。また、近年、川目・築川地区などの農業者が連携して、そばや新規導入作物のアロニアの栽培に取り組み、特産物の開発が行われており、成果を挙げている。なお、築川ダムの建設事業に伴い国・県道の付け替え工事が進められており、過去には水源地域整備計画に基づき、盛岡市が事業主体となりコミュニティ消防センター整備や林道開設などの事業を実施。
見前	<ul style="list-style-type: none"> ・中部平坦地は水田、野菜地帯が広がっており、鹿妻堰水系が灌漑の中心となっている。 ・国道4号線と北上川に挟まれた地域は、園芸作物の生産に積極的に取り組んでいる。 ・西側地帯は、鹿妻穴堰の水利に恵まれた平坦地で、水田地帯となっている。地区全般に基盤整備が進んでいる利点がある。
飯岡	<ul style="list-style-type: none"> ・中央部（永井、下飯岡、飯岡新田、上飯岡）は、古くからの水田地帯であり、大部分は圃場整備されている。 ・西側丘陵地は、畑作地帯として基盤が整備され、野菜とりんごの栽培が盛んに行われている。
乙部	<ul style="list-style-type: none"> ・草志田地区の農用地は、水田として圃場整備され、また乙部川水系による水量も豊富である。 ・大ヶ生地区は傾斜地が多くなっているが、多様な作物の生産などにより活性化を図る。 ・手代森地区の国道396号沿いの農用地は、団地性を有している。 ・北上山地裾野の丘陵地は、手代森、黒川、乙部地区を中心としたりんごの一大生産地となっている。
玉山地域	
巻堀	<ul style="list-style-type: none"> ・水田と畑がほぼ同じ面積となっており、水田については圃場整備されており、畑については山間部に多く、酪農、肉用牛を導入している。
渋民	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地は、約7割が水田、約3割が畑として利用されている。 ・標高差が少なく、傾斜度300分の1未満で構成され、水田の大半が岩手山麓開拓建設事業により開田整備されている。 ・畑については西部と東部に多く、飼料作物の作付けや野菜、花卉が栽培されている。
玉山	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地の約2割が公共牧場として整備されており、その他は水田と畑がほぼ同じ面積となっている。 ・畑作、畜産が中心となっているが、近年、花卉栽培に力を入れ農

	<p>用地の効率的な利用を図っている。</p>
<p>藪川</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地の約5割が公共牧場として整備されており、その他は4割が畑、1割が水田として利用されている。 ・畜産を中心とした農業経営を主としていることから、水田は飼料作物の転作が定着。畑についても、飼料作物の生産が主となっているが、高冷地であることから、高冷地野菜やそば等の栽培により農用地の利用を図る。

2 農業・農村の有する多面的機能

(1) 農業・農村の有する多面的機能の定義

農業の目的は食料生産が重要かつ最上であるが、実際はその他にも多様な役割を担い、我々の暮らしを支えている。ここでは、農業・農村が維持保全してきた地域資源について「農業・農村の有する多面的機能」という概念を用いて説明する。

「農業・農村の有する多面的機能」（以下、「多面的機能」という）とは、農業・農村が適正に維持・管理されることで受ける、食料生産以外の多様な恩恵を指し示す言葉である。

具体的内容やニュアンスは国や地域により変わってくるものの、我が国の食料・農業・農村基本法の第3条では、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」と定義している。

農業・農村は洪水防止機能や土砂崩壊防止、土壌侵食（流出）防止など、農村にとどまらず市街地を含む都市全体に対して多様な恩恵をもたらしている（図表 3-2-1）。

図表 3-2-1 農業・農村の有する多面的機能



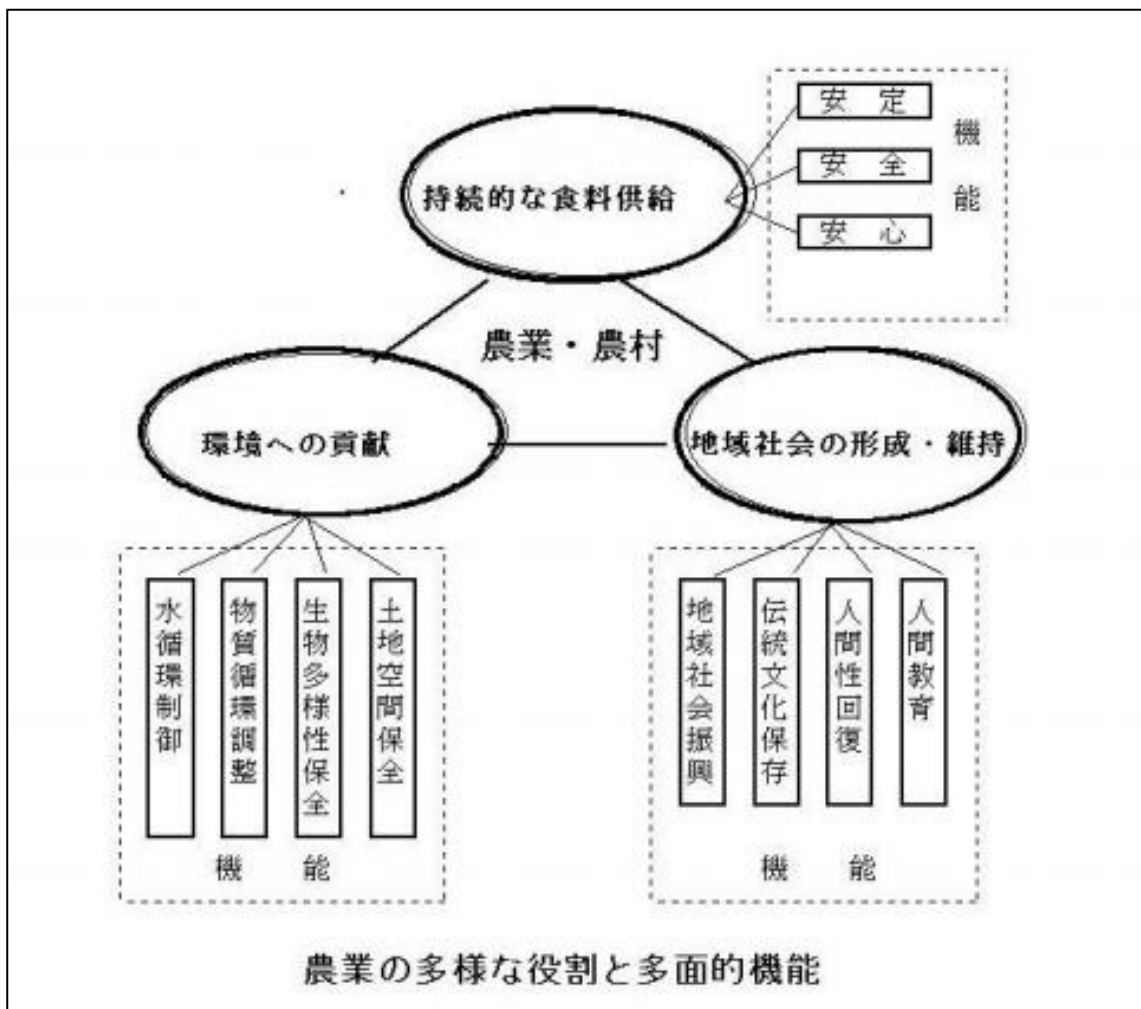
出典：農林水産省ホームページ

日本学術会議は、多面的機能について「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）平成13年11月」の中で次のように言及している。「アメリカ、オーストラリア、カナダなどの大農圏は、ヨーロッパからの移民が始

まるとともに、広大、平坦、肥沃な未開の土地を次々と農地化し、巨大な農産物輸出国となった。その大規模経営は、当初から新開地の有利性を生かした粗放的かつ効率的な輸出産業として成長し、安価な農産物を大量に産出し続け、EU諸国などの中農圏農業を脅かし、日本などの小農圏農業は大きな困難に直面することとなった。EU諸国は、この脅威に対して早くから森林・林業を含めて、農業・農村のもつ生産活動以外の機能に着目し、農業・農村の多面的機能として重視するに至った。そこでは、事実としての多面的機能の存在と、その保全活用を願う国民の要請を背負いつつ、大農圏農業の圧力に対抗する戦略としても認識されている」としている。

多面的機能の維持発揮を促進することは、我が国のような地理的条件により大規模化が促進しにくい国にあってこそ、農産物の差別化を図り得る重要な概念と言えるだろう。

図表 3-2-2 農業の多様な役割と多面的機能



出典：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）平成 13 年 11 月」

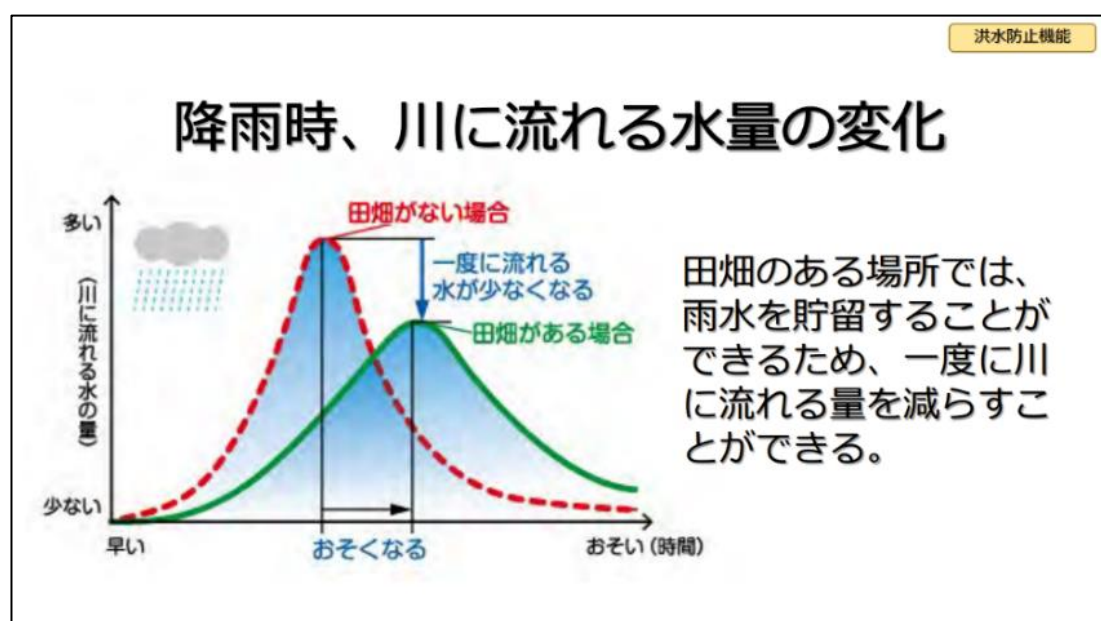
それでは多面的機能にはどのような機能が挙げられるだろうか。次に個別の機能について簡単な解説を行う。

【洪水防止機能】

田畑が雨水を一時的貯めることで洪水を防止・軽減する働きを言う。畑での耕作は、表面の土壌の隙間率を高め、保水容量を増大させることが様々な研究から分かっている。これらは、田畑での農作業を継続することにより発揮される機能である。

この洪水防止機能は自治体の施策でも注目され始めており、福岡県宗像市では令和3年度から同市内の田がいわゆる「田んぼダム」としてどのように洪水防止の機能を果たしているか調査に乗り出すと報じられている。局地的かつ記録的な大雨が増える昨今の情勢を踏まえれば、このように農地の多面的機能を把握し活用していく動きは今後増えていくのではないだろうか。

図 3-2-3 洪水防止機能



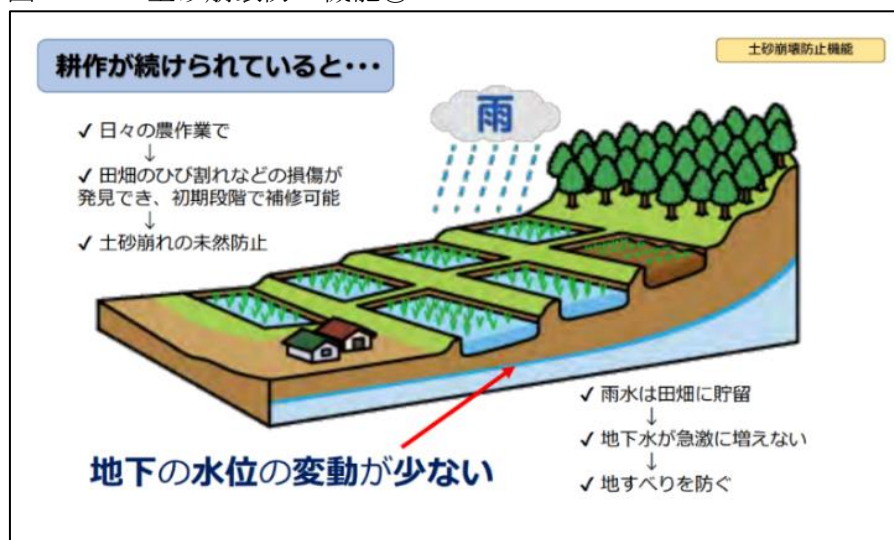
出典：農林水産省ホームページ

【土砂崩壊防止機能】

農業が継続されることにより土砂崩壊が起きることを防ぐ機能のこと。斜面に作られた田畑は、日常の手入れによって小さなひび割れなどの損傷も初期段階で発見・補修できるため、土砂崩壊を未然に防止することができる。また、田畑を耕作することで、雨が降っても雨水を地下にゆっくり浸透させ、地下水位が急に上昇することを抑える効果があり、地滑りを防止している。

こちらも前述の洪水防止機能と同様に、防災と関連した国土保全の機能である。除草剤を多く使用した畦畔では草の根の補強が無く崩壊しやすいという研究報告もある。

図 3-2-4 土砂崩壊防止機能①



出典：農林水産省ホームページ

図 3-2-5 土砂崩壊防止機能②



出典：農林水産省ホームページ

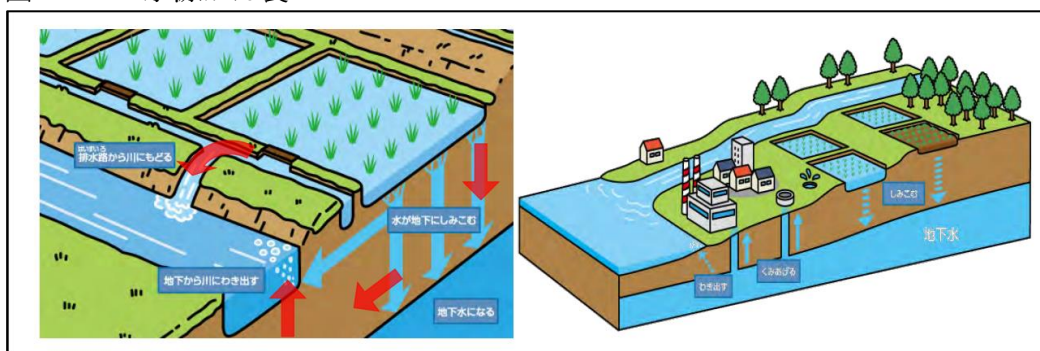
【土壌侵食（流出）防止機能】

農地で農業が継続されることにより、風雨による土壌の侵食（河川等へ土が流れ出る）を防ぐ働き。

【河川流況安定・地下水かん養機能】

田に貯留した雨水等は、一部は排水路から川に戻り、一部はゆっくりと地下へ浸透し、地下から湧き出し川へ戻る。これらは川の水量を安定する役割がある。また、地下に浸透した水は地下水にもなる。（耕作されている畑にも同様の役割がある。）

図 3-2-6 水源かん養



出典：農林水産省ホームページ

【水質浄化機能】

水田では、水中や土の中の微生物が有機物を分解している。また、作物がチッソを吸収し、微生物の働きにより窒素分を取り除き（脱窒）水を浄化する働きがある。

【有機性廃棄物分解機能】

田畑の土の中にある微生物が、家畜の排せつ物や生ゴミ等から作った堆肥（有機物）を分解し、農作物が養分として利用しやすい形に変える機能である。

【資源の過剰な集積・収奪防止機能】

各地で農産物を安定的に生産することにより、輸出入を通じて窒素やリンなどの物質、農産物などの資源が、一部の地域に過剰に集まることを防ぐ働き。また、窒素は動植物の生命活動を通じて循環しており、そのエネルギー源を確保する手段としての農業生産活動が大きな関わりを持つ。

資源の過剰な集積は世界的な問題であり、肥料の輸入国である日本は窒素やリンなどの物質が過剰となっているという研究報告がある。地域内で物質を循環させることは、環境保全の意味でも重要な視点である。

【大気調整機能】

田畑の蒸発散作用は大気の大気熱循環を促進し暑さを和らげる働きと、農作物の光合成作用によって炭酸ガスを吸収し、酸素を発生させるほか、大気汚染ガスを吸収・吸着する働きがある。

「ゲリラ豪雨」などの表現が一般化する中で、気候変動は私たちの生活においても肌で実感するようになってきた。

【生物多様性を保全する機能】

農業を安定的に行うことで、農産物の植物遺伝資源が保全され、将来の食料生産機能を保つ働きがある。また、農業が自然との調和の下で行われていることで野生動物との共存関係ができあがり、多様な生物の生息地の確保、生物を保全する働きがある。

【土地空間を保全する機能】

農地は、「優良な農地」の保全をはじめ、地域社会に「みどりの空間」を提供するなどの「防災・避難空間」としての活用、また「日本的な原風景」を保全している。

【地域社会を振興する機能】

生産と暮らしが一体化している農村社会では、地域独自の知恵や技術が作り出され今日に伝えられ、農業の振興がその下支えとなっている。

【伝統文化を保全する機能】

日本の行事には、五穀豊穡祈願や収穫を祝うものなど、農業に由来するものが多くあり、地域の人たちにより受け継がれてきた地域のアイデンティティである。

【人間性を回復する機能】

農村の「澄んだ空気」「きれいな水」「美しい緑」「四季の変化」などが、安心と安らぎを与え、心と体の安らぎの場になっている。また、土や自然に触れ、作物を育てることで、心と身体の機能回復が期待されていて、高齢者や障害者にやさしい福祉機能の場にもなる。

【人間を教育する機能】

農村地域や農作業で、動植物や豊かな自然に触れることにより、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心など、人間の感性・情操が優しく豊かに育まれる。

(2) 経済効果に係る試算

多面的機能は市場経済に組み込まれないいわゆる外部経済の効果であり、その恩恵を数値化することが困難とされている。経済効果を貨幣換算することで可視化する取り組みはこれまでも様々な研究者、研究機関が行ってきたが、仮定の範囲を出ないことから多面的機能のもたらす恩恵は各所の議論の中で副次的なものとして扱われる傾向があった。

前出の日本学術会議の「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」では、「これらの多面的機能は、食料や木材の供給等農林業生産や森林管理活動に付随して発現する。しかしこれらの機能は、重要な効用をもつにもかかわらず、一般に市場が成立せず、その供給に対して支払いがなされることのない『プラスの外部効果(外部経済)』として認識されている。したがって、これらの機能の維持保全については、市場機構を通じて達成することは困難である。(中略)これはいわゆる『市場の失敗』にほかならない。これらの諸機能は、生産活動の過程で不可避免的に生じる一種の結合生産物である。またそれは、国民がそのプラスの外部効果は無差別に受け取ることのできる、『公共財』としての性格を有する。こうして、農林生産物には市場を通して対価が支払われるのに対して、この諸機能に対してはほとんど支払われることがなかった。」と指摘している。

さらに「市場原理は、活発な経済活動にとって不可欠の基本的原則ではあるが、それに基づく競争激化、貿易の拡大は、しばしば生産物の内外価格差だけを判断基準として、農業の盛衰を決定づけることとなる。そこでは農業経営の多くが淘汰され、新大陸型農業のみの繁栄によって、食料保障の面で各国や地域の不安を残し、各国農業による多面的機能の発揮が損なわれる結果になる。ここにおいて、このような市場の失敗を是正すべく、現在の貿易政策に対する危惧が、多くの国によって表明されるに至った。もはや単純な国際分業論ないし自由貿易論は、ある種の限界を露呈するに至っている。」としている。

つまり、農業・農村の有する多面的機能は非常にローカルな視点を持つ概念であり、これまで農業の主流であったグローバルな動きからは一線を画すものである。これからの資源を見据えた持続可能な農業の発展を踏まえた際、重要な考え方であり、また従来の短期的な視野でとらえた自由貿易のオルタナティブでもある。資本主義的な発想と対立するものではないが、この農業・農村の有する多面的機能の概念を踏まえたオルタナティブを太くしていくことが重要である。

図表 3-2-7 は農林水産省農業総合研究所が平成 10 年に示した多面的機能の経済的評価であるが、これは多面的機能のごく一部の機能を貨幣換算したものであることを補足する。

多面的機能の貨幣価値換算が2年間の研究機関では非常に困難であったことに加え、前述のとおり多面的機能がその外部経済性から市場経済とは相性が悪く、数値化してもその価値の全容を明らかにすることが困難であることから、本調査研究においては貨幣価値換算を行わなかったことをご容赦いただきたい。

図表 3-2-7 多面的機能の経済的評価（全国）

機能	評価の概要	全国に係る評価額 (億円/年)	中山間地域に係る 評価額(億円/年)
洪水防止機能	雨水の保水・貯水	28,789	11,496
水源のかん養機能	水の地下浸透による地下水のかん養や 河川への還元	12,887	6,023
土壌浸食防止機能	土壌浸食による被害の軽減	2,851	1,745
土砂崩壊防止機能	土砂崩壊による被害の軽減	1,428	839
有機性廃棄物処理機能	食物残さ等の廃棄物処理費用の軽減	64	26
大気浄化機能	大気汚染ガスを吸収し大気を浄化	99	42
気候緩和機能	夏期の気温低下	105	20
保健休養・やすらぎ機能(文 化的機能)	都市住民訪問による価値	22,565	10,128
合計		68,788	30,319
農業粗生産額(平成9年) (億円)		99,886	36,307

出典：農林水産省農業総合研究所（平成10年6月）※）代替法による試算

(3) 公共財としての農業・農村

ここで「農業・農村は誰のものか」という問いを立てる。昨今、多面的機能の概念は農業・農村の枠を越えて様々な分野において重要度が高まっている。世界的な最重要課題の一つである地球温暖化などにみられる気候変動への対策においても、前述の国土保全機能ひとつから見てもこの概念は無関係ではない。つまり、農業・農村に直接的関わりを持たない都市住民にとっても重要な概念であると言えるだろう。

①公共財

公共財とは、一般的に経済学において「非競合性」と「非排除性」の2つの性質を持つ財と定義付けられている。「非競合性」とは、追加的にもう一人の人が使ってもそれに要する費用が増えない財のことであり、「非排除性」とは、対価を払わずに享受する人を排除できない財のことである。

公共財はその名称から「行政が管理（あるいは供給）する財産」との意味に取られがちであるが、公共財と公共供給財とは同義ではないことに注意が必要である。

農地の所有が宅地と違い様々な制限がかけられているのも、この公共財の性質が認められているためである。この定義に照らし合わせると、農地は確かに農業者の私的財産である一方、農業・農村が食料安定の基盤であることに加えて、自由経済に馴染まない多面的機能がもたらす恩恵は公共財と言えるであろう。

このような意味合いから、「農業・農村は誰のものか」と問うた場合、「都市住民を含む街全体の財産である」と言えるのではないかと。

②多面的機能の認知度について

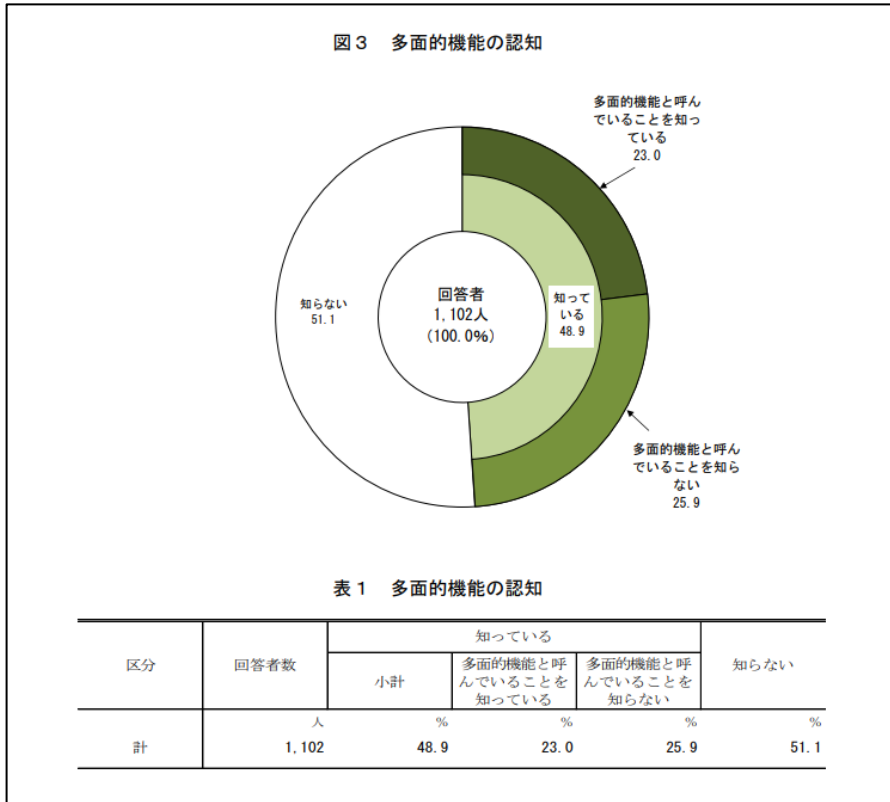
それでは都市に暮らす者にとっても無関係とは言えない農業・農村の有する多面的機能はどの程度認知されているのだろうか。農林水産省が実施したアンケート調査の結果を元に見ていこう。

この調査は令和元年度10月31日に「令和元年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査 農業・農村の多面的機能及び棚田に関する意向調査」として公表されたもので、調査は令和元年8月下旬から9月上旬にかけて全国20歳以上の者を対象に実施し、1,102人から回答を得た結果行われたものである。

図表3-1を見ると、回答者1,102人のうち多面的機能を知っている回答者は48.9%と全体の約半数、さらに「多面的機能」という名称を知っている回答者は23.0%と全体の約1/4という結果であった。約半数が農業によって食料生産機能など産業的な役割以外が維持保全されていることを知っている。

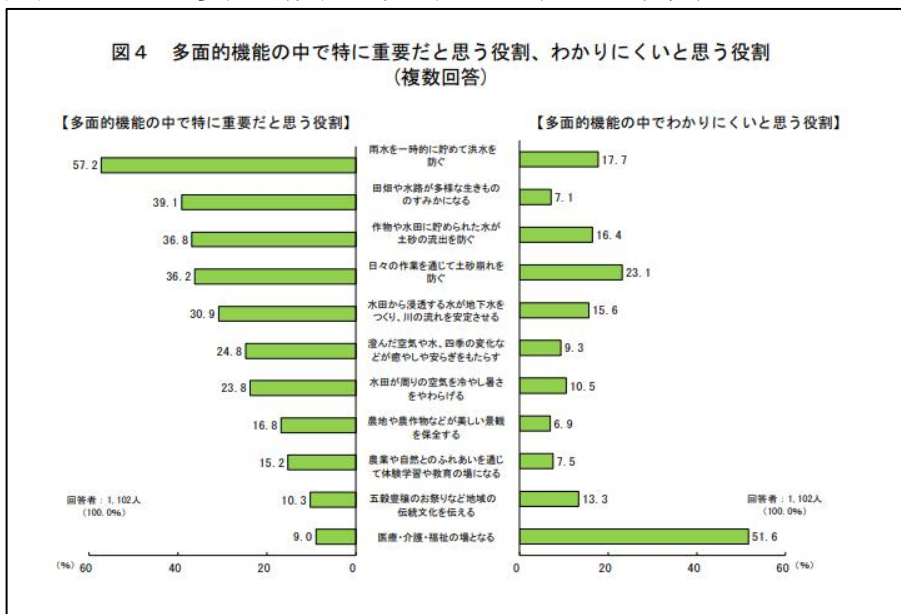
次に「多面的機能の中で特に重要だと思う役割」の結果について見ていく。これは複数回答（3つ回答）であるが「雨水を一次的に貯めて洪水を防ぐ」が一番多く、次いで生物多様性に関わる「田畑や水路が多様な生きものすみかになる」、「作物や水田に貯められた水が土砂の流出を防ぐ」が続いている。このように見ていくと国土保全に関する機能を重要とする意識が高いようだ。一方で「医療・介護・福祉の場となる」については9.0%と低い数値であるが、「農福連携」という言葉の広がりや多様な取り組みがなされる中で、この結果はこれから伸びていくものと予測される。

図表 3-2-8 多面的機能の認知



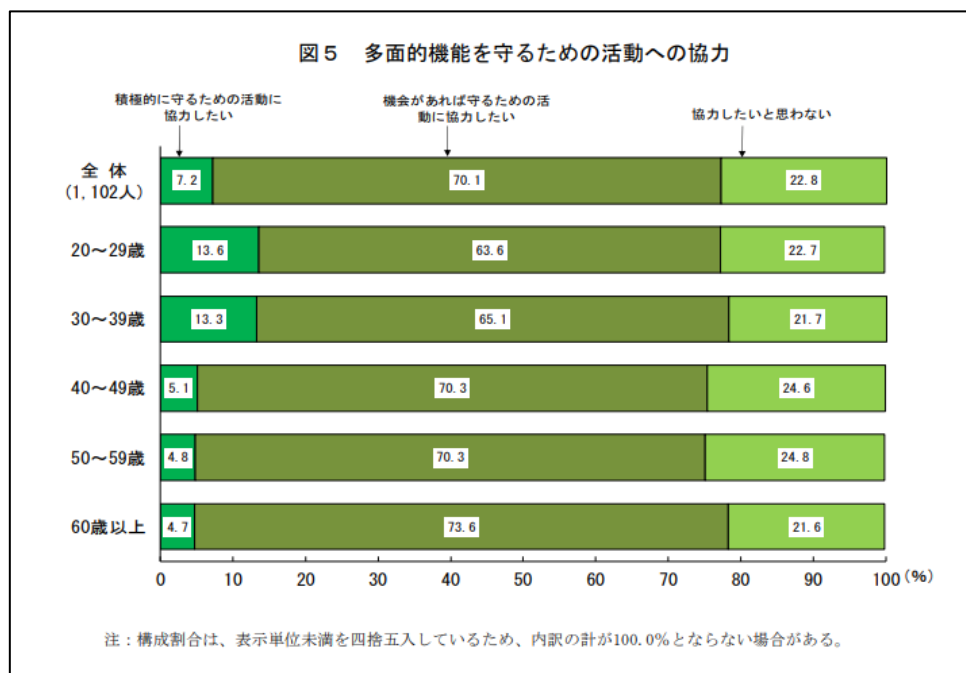
出典：農林水産省 農林水産統計

図表 3-2-9 多面的機能の中で特に重要だと思う役割



出典：農林水産省 農林水産統計

図表 3-2-10 多面的機能を守るための活動への協力



出典：農林水産省 農林水産統計

次に図表 3-2-10 「多面的機能を守るための活動への協力」について見ていく。この結果ではどの年代においても「機会があれば守るための活動に協力したい」が圧倒的なパーセンテージを占め、「積極的に守るための活動に協力したい」と合わせるといずれの年代においても7割を大きく上回っていることが分かる。

20歳から39歳までの若い層では「積極的に守るための活動に協力したい」と答える比率が約13%であるのに対し、40歳以降では約5%と下がるものの、逆に「機会があれば守るための活動に協力したい」と答える層は7割を越えている。

このアンケートは前述のとおり都市部に暮らす非農家に限定して実施したものではないが、きっかけさえあれば農業・農村の有する多面的機能に関わって考える層が潜在的に多くいると考えることができるだろう。また、認知度を高めることで、農業・農村への関心はさらに高めることができる示唆となるのではないだろうか。

ここまで「農業・農村の有する多面的機能」の定義と認知度について見てきた。ここで示したアンケート結果においては約半数が多面的機能を「知っている」と回答したが、その詳細を見ると、文化や福祉にまつわるものなど、まだまだ認知度が低い機能があるようだ。しかしその反面、「関わってみたい」とする興味関心は高いと言える。多面的機能が維持保全する地域資源は各々の土地によって具体は変わってくる。これらを地域の実情に合わせて情報発信していくことが各自治体には求められているのではないかと考える。そこで、次の節では盛岡における多面的機能にはどのようなものがあるだろうかという視点から具体事例を挙げていく。

3 盛岡の農業・農村における地域資源

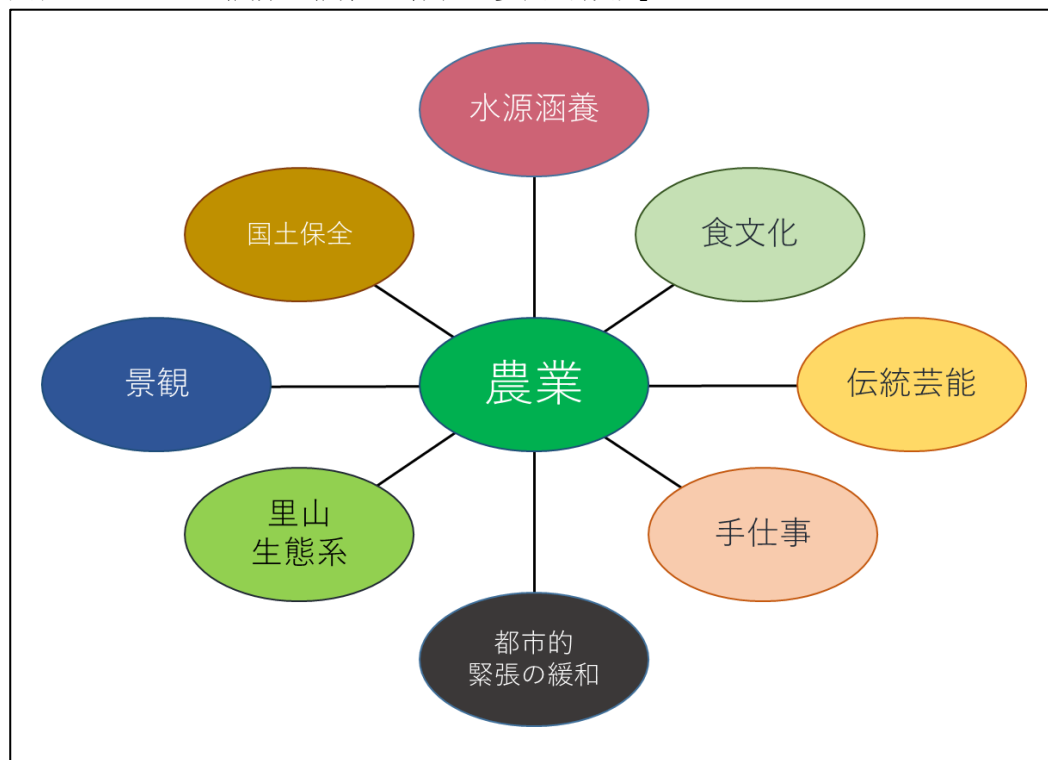
(1) 盛岡の農業・農村における多面的機能

それでは、盛岡における多面的機能にはどのようなものがあるのだろうか。本報告書では、その全てを体系的に網羅するに至らなかったが、そのエッセンスとして筆者が調査の中で見つけたいくつかの事例について紹介していく。

これらが盛岡の街に与える恩恵を何かしら数値化することができれば報告書の説得力も多少増すところではあるが、2節で述べたとおり、これらを単純に貨幣価値換算することは難しく、また筆者としてもそのことで盛岡市に暮らす人々が実感を伴うような結果になるとは考えないためここでは具体例を挙げるにとどめる。また、具体例を紹介にするにあたり前節で示した項目をそのまま使用せず現状に合わせて設定を行った(図表 3-3-1)。

加えて筆者はこれから挙げる具体事例の中で、生物多様性保全の機能を重要視している。生物多様性という概念は社会的に広く浸透しているものの、実態としては分かりにくい部分があることは否めない。また、経済効率を追求する社会においては理想論として扱われやすい概念でもある。しかしながら第1章において世界の潮流として紹介したとおり持続可能性の追求は農業・農村問題においても必須であり、環境に負荷の少ないことの象徴として生物多様性があると考えためである。

図表 3-3-1 「農業・農村の有する多面的機能」のイメージ



筆者作成

(2) 具体事例

それでは農業・農村の有する多面的機能の視点を用いて盛岡の農業・農村における地域資源について具体例を挙げていく。盛岡の農業・農村が盛岡の街に与える恩恵にはどのようなものがあるだろうか。ここで示すものは盛岡における多面的機能の全体のごく一部ではあるが、具体的な事例を示すことで盛岡の農業・農村が守ってきた地域資源を可視化することを目的とする。

①農の営みが守る生物多様性

古来より続けられてきた農の営みが作り出す里地里山の風景がある。「里地里山」とは、環境省によると「原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域」であり、「農林業などに伴うさまざま人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されて」きたものと定義付けをしている。

農業に加え里地里山を利用・管理する農的な暮らしが守って来たものは多い。その一部ではあるが事例を紹介する。

ア 農村の生き物

里山の植物の中には農地が適正に管理されることが生育条件となっているものがある。例えば春先になると黄色い花を咲かせるフクジュソウである。

ミチノクフクジュソウは草刈りを定期的に行わなければ生育できない、まさに人の営みとともにある植物である。盛岡市北部の玉山地域には現在も多くこの植物が自生している。これは、地域の農業者等が農地の適切な管理を行っていることが要因である。玉山地域は芋田、巻堀、日戸、川又などの広範囲にわたって分布が残っていることが岩手県立大学島田直明教授の調査により確認されている。

【写真】ミチノクフクジュソウ



園芸種のフクジュソウを見かける機会は多いと思う。北国の盛岡において、雪解けの頃に顔をのぞかせる明るい黄色は春の訪れの象徴でもある。

自生種のミチノクフクジュソウはこの土地の固有種であり岩手県のレッドデータブックにも記載されている貴重な種である。

提供：島田直明教授

イ バッファゾーン確保による野生動物との共生

近年、盛岡でもニホンジカなどによる農産物被害が増加している。しばらく盛岡では生息が確認されていなかったイノシシも数年前から目撃されるようになった。こうした獣害の増加の背景には気候の変化や狩猟者の減少など様々な要因が考えられるが、耕作放棄などにより里地里山があることでバッファゾーン(緩衝帯)が維持できなくなっていることも一つ大きな要因として考えられている。バッファゾーンとは、農地近辺の里山林の林縁部を伐採などにより管理するなど、野生動物の隠れ場所がなく見通しの良い状態となる空間のことであり、このことでイノシシ等が農地や人里に寄り付きにくい環境になる。以前は農的な暮らしの中で里山は管理されてきたが、過疎化が進む中山間地域は里山の管理が不十分な状況が続いている現状がある。

野生動物の適正管理は盛岡のような農村と都市が近距離にある街では、今後農産物の害にとどまらず、人身被害が顕在化してくる可能性がある。そのような意味からも里地里山の管理は盛岡のまち全体の問題として取り組まなければならない。

②国土保全

盛岡市は約 3,364ha の水田が存在する(農林業センサス 2015)。国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構によると、1ha の水田で水を貯える高さを 10cm 上げると、1,000 立方メートル(1,000 トン)の雨水を一次的に貯留できるとしている。

全国で多発する豪雨災害に対応するため、大雨が降った際に水田に雨水をためて下流域の洪水を防ぐ「田んぼダム」など農地のダム機能に注目し調査研究に自治体乗り出す動きも見られ始めている。この田んぼダムは農林水産省の「多面的機能支払交付金(資源向上支払)」の助成項目にもなっている。農地の果たす役割への認識を向上した上で、このような既存制度を積極的に活用する体制を作っていくことも重要である。

③農村の技術と文化

農村は様々な技術と文化を伝えてきた。それは盛岡に限らずその土地固有の歴史でありアイデンティティである。特に、岩手のような寒冷で雪深い土地では様々な技術や文化が紡がれてきた。

現代の暮らしにそのような昔の文化を残していくことが必要であるかといった疑問が出るかもしれない。しかし、2011年3月11日に起きた東日本大震災において、電機水道などライフラインが途絶えた際、「アナログな技術」とされるものが改めて脚光を浴びた。また、同じく東日本大震災では沿岸部において多くの祭り、神楽などの伝統芸能も伝承の危機に立たされた。しかしそれらはまさしく土地のアイデンティティであり、それらを守り伝えていくことは復興の象徴であった。また、COVID-19の

蔓延により、生活の在り方が見直される中において、このような暮らしを受け継いでいきたいという人びとが多くなってきている。第2章の島根県の事例において半農半Xを実践する若者もその一人であった。一度途絶えた技術や文化を復活させることは大変な困難である。これらを守り未来へつないでゆく努力をしなければならない。

ア 農山村の郷土料理や保存食

・ウコギのホロホロ

盛岡の春の味のひとつがウコギのホロホロである。ウコギはカルシウムやビタミンが豊富に含まれているとされ、長い冬の終わりに食べるのにもってこいである。

また岩手はクルミを多く使用する文化がある。「美味しい」ことを表現するにあたって「クルミ味がする」という表現がある。

【写真】 ウコギのホロホロ



筆者撮影

春先になると盛岡のスーパーマーケットではウコギの新芽、味噌漬けの大根、クルミが並ぶ。

これはウコギのホロホロを作るための材料だ。これらを「ホロホロ」と刻んで合え、ご飯にかける。ほろ苦いウコギの風味が盛岡の春の味である。

・干し葉（ほすっぱ）・干し大根

盛岡の寒冷な気候では、その寒さを利用して干した野菜も保存食として多く作られている。干し葉は大根の葉を刻んでテニスボール程度の大きさに丸めて干し乾燥させたものである。厳寒で葉物野菜が取れない盛岡ではこのような乾物が冬の食卓で重宝されてきた。また大根の本体を切って干した干し大根も多く作られる。作り手によって串切りや丸型など様々な形が見られ汁ものなどに入れて使う。

【写真】 干し大根



筆者撮影

イ 手仕事

冬の厳しく長い岩手では、農閑期の手仕事も多く発達した。前述したとおり岩手はクルミが多く植生する土地である。それは食の利用に限らず、手仕事にも利用された。竹などの材料の他にクルミの皮を編んだカゴや細工などが多く伝えられている。また、ホウキグサを栽培し、ホウキを編む技術も残っている。

【写真】クルミの皮で編んだ馬（写真左）、ホウキグサでのホウキづくり（写真右）



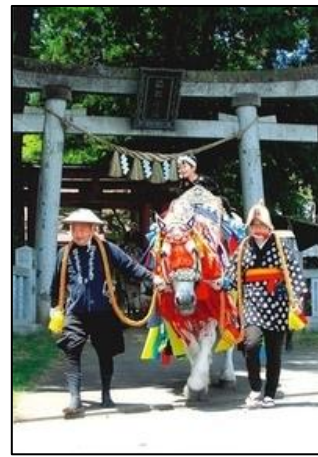
筆者撮影

④文化祭礼

ア チャグチャグ馬コ

盛岡市と滝沢市にまたがって行われる初夏の祭りチャグチャグ馬コは、色とりどりの装束をまとった100頭近くの農耕馬が、滝沢市の鬼越蒼前神社から盛岡市中心部の盛岡八幡宮までの約14kmを「チャグチャグ」と鈴の音を響かせながら行進する。古くから馬産地として名を馳せ、南部曲り家の茅葺き屋根の下で家族の一員として「馬コ（うまっこ）」を大事に扱ってきた南部盛岡地域ならではの祭りである。

【写真】チャグチャグ馬コ



出典：盛岡市ホームページ

一方で、現在において実際の農作業において農耕馬が使用されることはほとんどないことから、祭りに必要な馬の確保が難しくなっている。岩手県立大学総合政策学部の渋谷晃太郎教授は公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成による「農耕馬のホースワーク可能性に関する実証事業」の一環として、2019年に滝沢市の農地において「馬耕復活プロジェクト」を行っている。この農地で栽培されたスイカを購入することで売り上の一部が農耕馬存続の資金となる仕組みである。

【写真】馬耕の風景（滝沢市）と馬耕により栽培された滝沢の名物スイカ



筆者撮影

イ さんさ踊り

さんさ踊りは盛岡市を代表する夏の祭りである。その起源は、悪鬼の退散を喜んだ里人たちが「さんささんさ」と踊ったという三ツ石伝説に由来するものだが、元来は盛岡の農村と都市部の交流の象徴であった。伝統的なさんさ踊りは、お盆に農村部から都市部の家々を回って門付けを行うものであったという。

特定非営利活動法人「盛岡まち並み塾」では、盛岡町家の多の残る鉾屋町でお盆に黒川さんさによる門付けを行っている。

【写真】さんさ踊り発祥の地とされる三石神社



出典：盛岡さんさ踊り実行委員会ホームページ

ウ 神楽

盛岡をはじめ、岩手は神楽などの伝統芸能が多く残る土地である。それぞれの継承団体の規模は大きくないものの、その地域により多様な芸能が今でも受け継がれている。例えば見前神楽は地域の農業者が携わっており、伝統芸能による活動はその地域のアイデンティティを深めコミュニティ形成に役立っていると考えられる。

【写真】雀神社（湯沢）における見前神楽の奉納（写真左）、
駒形神社（盛岡市芋田）における巻堀神楽の奉納（写真右）



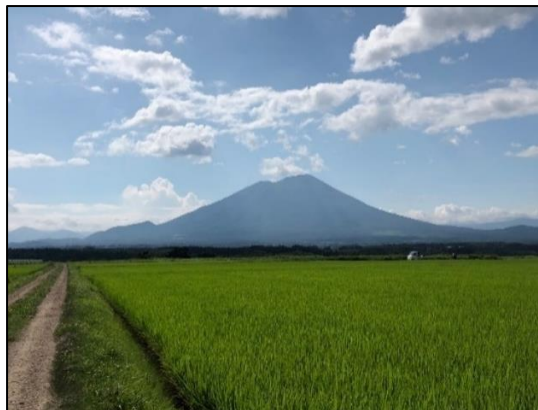
筆者撮影

⑤ 景観

盛岡は中心市街地から車を走らせると 20 分程度で農村風景が広がる。また、中山間部まで行くと棚田の風景が広がり美しい。伝統的な建築物が残る中心部と農山村による緩急ある風景が「盛岡らしさ」を形作るひとつの要素と言っても良いだろう。

このような景観は多くの芸術にもインスピレーションを与えてきた。盛岡とゆかりの深い童話作家である宮沢賢治もその作品の中で岩手における農業の営みや農村風景について多く描いている。盛岡の農業・農村が織りなす景観はこの土地に暮らす人々にとってのアイデンティティと言っても良いだろう。

【写真】上鹿妻の水田（写真左）、門前寺の初夏の水田（写真右）



筆者撮影

4 課題設定

第4章では「農業・農村の有する多面的機能」の概念を通じて、盛岡の地域資源について見てきた。このような地域資源を維持保全していくためにはどのような仕組みが必要だろうか。盛岡における地域特性を通じて、課題設定を行う。

盛岡は県内最大の都市でありながら、農村と都市が近距離で混在し、多様で豊かな農業・農村の地域資源を有している。また地理的に生産地と消費地が密接し近距離であることから「食と農のコンパクトシティ」とも呼べるだろう。農的な暮らしと都市的な暮らしを両方取り入れることができるのが盛岡の魅力であり、それゆえに都市住民は農業・農村の有する多面的機能の恩恵を他都市よりも直接的に受けていると考えられる。

盛岡の地域特性

「農村と都市が混在し、生産と消費が近距離で存在」

しかしながら、盛岡の農業・農村が維持保全してきた多面的機能に対する盛岡市民全体の認識はどの程度進んでいるだろうか。本調査研究において、アンケート等による定量化には至らなかったが、盛岡の魅力を語る上で農業・農村はアイデンティティのひとつであり、このような側面を無視することはできない。

地産地消という言葉は一般的に広く浸透しているが、一方で地域の農業を支えていくことが何を守り、どのような恩恵を受けているのかについて深めていく必要があるのではないだろうか。そのような認識が深化することで、例えば農業者が食材を加工し六次産業化を行う際にもロット数が少ないことで価格が割高になるが、そのような商品に対する理解や愛着も進むのではないだろうか。

また、農業・農村の有する多面的機能は規模の大小や経済性の高い低いに関わらず多様な農業形態が存在することで成り立っている。経営的な農業についてはすでに意欲ある農業者が取り組み、様々な事業や補助金があるが、経済効率の低い例えば自給的な農業や小規模な農業形態についてはどうだろうか。またそのような農的な暮らしに関わってみたいと感じている人びとにはどのような選択肢があるだろうか。

そこで盛岡の地域特性「農村と都市、生産者と消費者が近距離で混在すること」という視点から、都市住民がどのように盛岡の農業・農村に関わることができるのかという課題設定を行った。

第4章 都市から農業・農村を捉え直す—盛岡の事例から—

1 都市から農業・農村を捉え直す

前章では、農業・農村が維持保全してきた盛岡の地域資源について、「農業・農村の有する多面的機能」の視点を用いて具体事例を挙げた。この地域資源は、農業・農村のみならず都市部に住む住民も恩恵を受ける重要な公共財であり、国土保全や生物多様性といった具体的な恩恵に加え、郷土芸能や食文化など盛岡という街のアイデンティティを司る重要な意味をもつことの位置づけを行った。それゆえ「農村と都市、生産者と消費者の距離が近い」という地域特性が顕著な盛岡だからこそ、都市住民が農業・農村の価値をどのように再確認し、農業・農村問題を越えて盛岡の街全体の問題として捉えるかが重要であり、そのことが「持続可能なまち盛岡」の実現につながる可能性について指摘した。

本章では、前章の「盛岡の街全体の問題としての農業・農村問題」という視点を踏まえ、「都市から農村を捉え直す」ことを目的とする。盛岡の都市住民が農業・農村との関わりを模索する具体の事例を紹介し、これらから盛岡の都市住民がこれからどのように盛岡の農業・農村へ関わることができるのかについて可能性を示唆したい。

大都市圏から地方へ移住する田園回帰の流れについては第2章で述べたところだが、市外からの動きだけではなく盛岡に暮らす都市住民が積極的に農業・農村へ関わる様々な動きが活発化している。それらの個々の活動は決して大きなものではなくとも確実に根付いてきている。この活動が「小さなもの」であることに意義があるように思える。すなわち、必ずしも市場経済に価値基準を持たず、その意味で新しい価値観、ライフスタイルとしての選択、あるいは社会活動的な性格を持ちうるものと考えられるためだ。

大都市から新しいライフスタイルを求めて地方へ移住する流れも重要な視点であるが、本章では「盛岡の都市住民が盛岡の農業・農村にどのように目を向け、価値を再発見し、関わっていくか」をテーマに事例紹介を行う。関東などの大都市圏からの移住定住の流れを受け入れることも重要な課題ではあるが、ここでは地域内における人の循環といった視点から、足元の事例を見ていきたい。

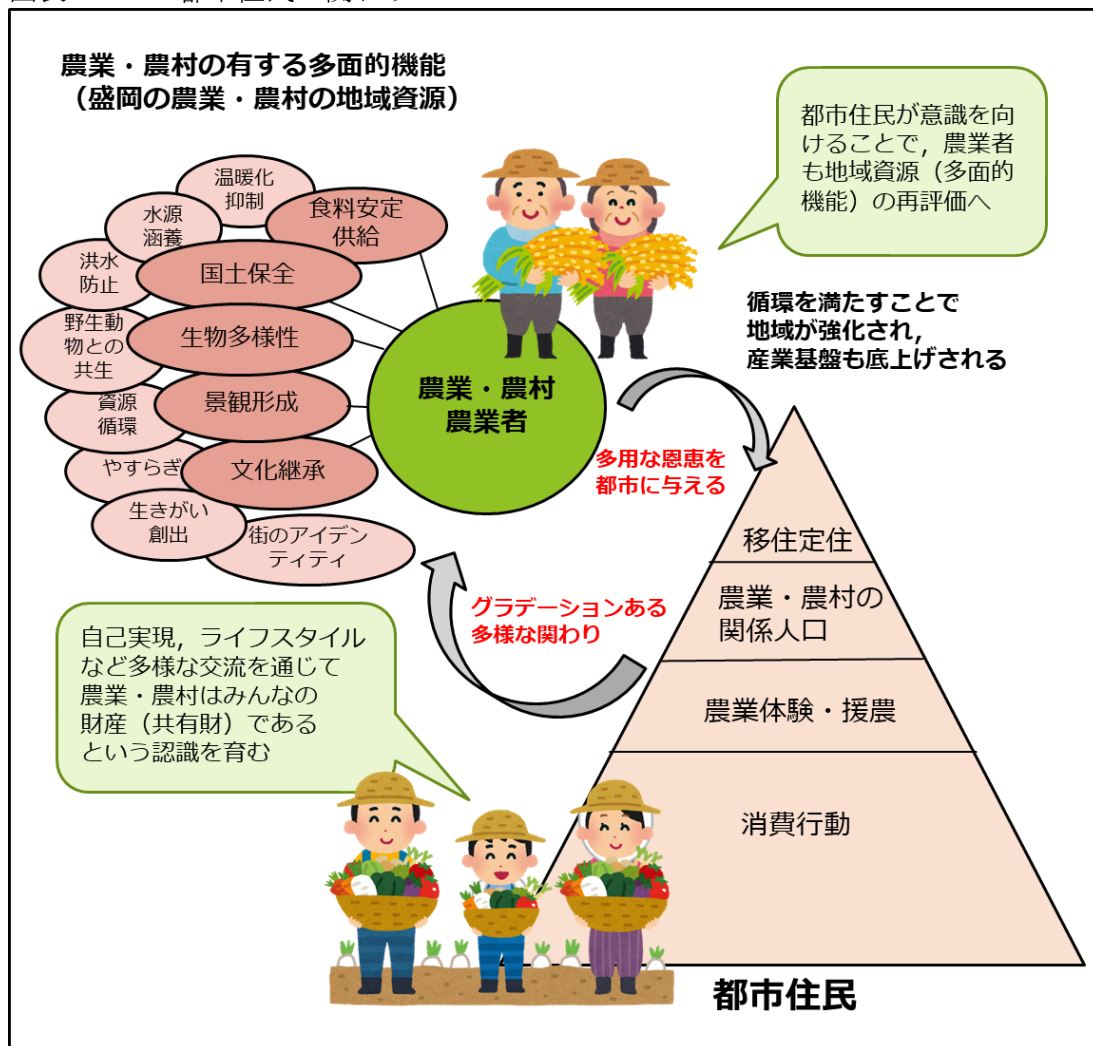
盛岡市都市部に在住する住民（自営業 40 代女性）は「コロナ禍において、食料問題について考えるようになった。流通がストップしたときに本当に大丈夫なのだろうか。すべてを自給自足することは現実的ではないが、現在の仕事（自営業）と並行して家庭菜園を行うようになったことが心の安定につながっている」と語った。

他にも盛岡市の中心市街地に住む 30 代男性も「自分にとっての理想の暮らしは地域に根ざした持続可能な生活」と語り、料理店勤務のかたわら、令和3年の春から友人たちと中山間地域で耕作放棄された水田を借りて、自給的な農業に挑戦する予定であるという。

2年間の調査研究の中では多くの人びとからコロナ禍を受けての「市場経済だけが価値基準ではないことをひしひしと感じる」という声や、SDGsへの関心の高まり

を受けて「サステイナブルな生活に興味がある」といった声を聞いた。本調査研究ではこれらの声をアンケート調査等により定量化するには至らなかったが、この盛岡でも新しいライフスタイルとして農業・農村に関わろうとする人びとの流れは確実に大きくなっている。彼らはその関わりの中で何を求め、何を達成しようとしているのか。その挑戦と意義について、本章では盛岡の都市部の小売店等が結ぶ農業体験や、オーナー制度を通じた地域との交わり、ライフスタイルとしての通い農、そして地域おこし協力隊が果たす農村と都市の結節点の役割等について紹介していく。

図表 4-1-1 都市住民の関わり



筆者作成

都市住民の農業・農村への関わり方には多様な手段があり、そこには関わり方の濃淡がある（図表 4-1-1）。その中で最も身近かつ厚い関わり方は消費による関わりだろう。数ある農産物のうち、より地域に近いものを購入し消費する「地産地消」という言葉はすでに一般的な用語であるが、地域で生産された農産物を積極的に選択し消費することは、地域内の経済循環を促すだけでなく農業・農村の有する多面的機能を維持保全していくことにつながることは前章で示したとおりである。その

ような消費行動から積極性を増していくと、農業の体験や援農といった深まりを見せ、さらに農業・農村の関係人口として関りを持っていくことになる。

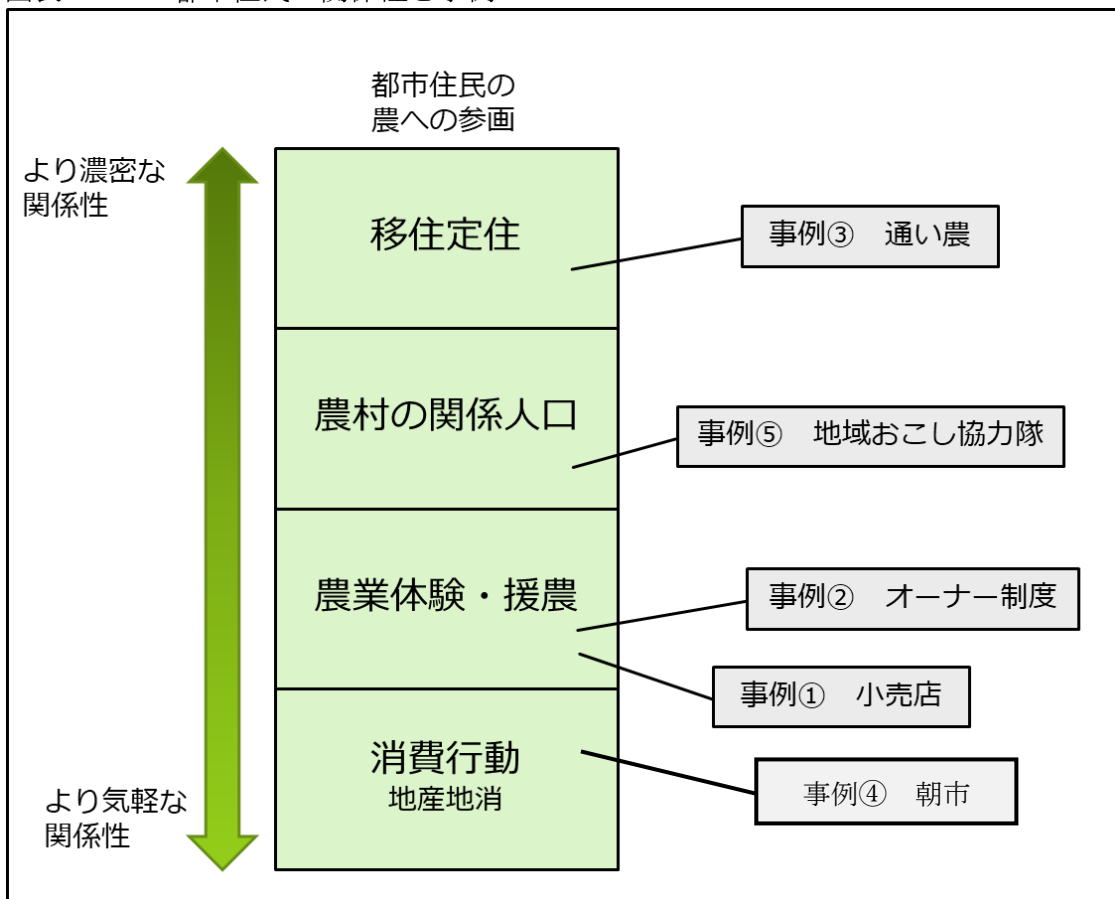
ここでアメリカの農村社会学者ライソンが提唱した「シビック・アグリカルチャー」という概念を紹介する。「シビック（市民の）・アグリカルチャー（農業）」とは、食と農のローカリゼーションを取り戻す運動のことである。すなわち、産業化とグローバル化の道を進んできた農業とフードシステムとは正反対の位置づけである「地域に根ざした農業と食料生産の再生」といった動きのことである。ライソンは「この動きは地域社会の社会経済発展にしっかりと結びついて」おり、「ファーマーズマーケット、市民菜園、地域支援型農業（CSA）」といった形態を指す。食のローカル化というと「すべての食料を地域内自給すること」という誤解があるが、従来型の農業や食品産業に対する経済面での挑戦となるものではない。

ライソンは「シビック・アグリカルチャーは、従来型の農業や食品産業に対けす経済面での挑戦となるものではないし、近い将来そうなることもない。（中略）既存の農業のなかにみられる社会・経済・環境破壊的な実施に対する持続可能なオルタナティブを代弁するものである。『シビック・アグリカルチャー』とは、単に新鮮で安全な地元産という点だけではなく、雇用機会の創出、アントプレナーシップ（起業家精神）の奨励、地域アイデンティティの強化といった面において、地域に立脚した農業と食料生産の活動に言及する用語である」と述べている。

この概念は第1章で世界の潮流として紹介したサステナビリティを求める動きに沿うものである。すなわち、既存の市場経済を価値基準とする農業のオルタナティブとして、地域に根ざした、つまり地域循環型の必ずしも市場経済に基盤を持たない農業・農村への関わり方を強化していくことが、長期的な目で見たときにその地域の食料主権を高め、またその地域の持続可能な発展を可能とする。農林水産省の食料・農業・農村基本計画が示す「産業政策と地域政策を車の両輪として」進めていくことにまさしく一致する。都市住民が自分の街の農業・農村に積極的に関わっていくことは生産者と消費者、農村の都市の乖離を小さくし、その街全体の食料主権を守っていくことにつながる。また、そのためには段階的に農業に参画していくアプローチを行政が整えていくことが重要であろう。

その上で、農業の形態が本来多様なものであると同様に、都市住民が農業・農村へアプローチする方法も多様なグラデーションがある。その様子を図表4-1-2に示した。繰り返しになるが、盛岡の街が持続的に発展するためには農業・農村の有する多面的機能の維持発揮が必要不可欠であり、盛岡のような農村と都市、生産と消費が混在する形の都市形態では都市住民自身が、地域の農業・農村に関わり守っていくことで街全体に何が必要かをはっきりと認識していくことが重要である。そのような視点から図表のとおり大きく4つの事例を取り上げ、都市住民の関わり方や盛岡だからこそ可能となる「農的ライフスタイル」について考察していく。

図表 4-1-2 都市住民の関係性と事例



筆者作成

2 盛岡の事例

(1) 街場の小さな店がつなぐ豊かな関係性

農業生産が盛んな街であると同時に岩手県内最大の消費地でもある盛岡市は、地元スーパーや産直施設などが盛岡の消費者と生産者をつなぐ役割を果たしているが、加えて飲食店などの店舗が地元の生産者の食材を通じて果たす役割は大きい。

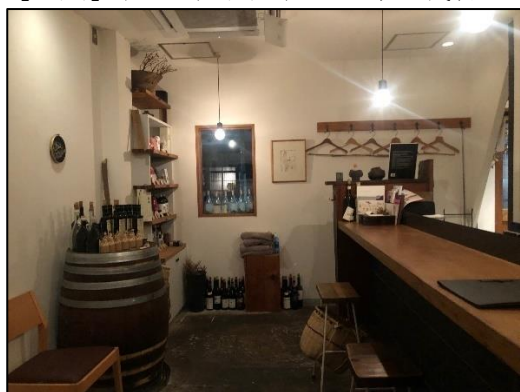
ここでは、盛岡市内の個人経営の店舗が、独自の考えにより生産者と消費者をつないでいるイタリア料理店の事例を紹介する。そこから、都市住民にどのような影響を与えているかについて考察していく。

① イタリア料理店Aの概要

市内中心に近い紺屋町にあるイタリア料理店Aは、その土地に根ざした食材を調理することにこだわりを持ち、使用する食材の生産者との関係性に価値を置いている。O氏（40代男性）が経営、シェフを勤める個人経営の飲食店である。店内は4人掛けのテーブル席とカウンター席があり、少人数で食事を楽しむための飲食店である。O氏の他にスタッフのS氏（30代男性）がスタッフとして勤務し、配膳や料理の説明などを行う。

COVID-19の蔓延による客足減少の影響はあるものの、生産者を支えるという意識から顔の見える生産者の食材を定期的に仕入れ料理として提供し続けている。料理を楽しむことに加え、そのような考えに賛同するリピーター客も多い。その取り組みの一環として、客を連れて花巻市東和の生産者を訪れ農業体験を行う取り組みを続けている。本調査では2020年にこの農業体験に同行し、稲の作付けと収穫の2回にわたり参与観察を行った。

【写真】店内（写真左）と地域の食材をふんだんに使用した料理（写真右）



筆写撮影



②客と生産者を訪れる取り組み

O氏は提供する料理の食材の生産者の一人である花巻市東和の農園Uに店の客

を連れて農業体験を行う取り組みを続けている。農園Uは、地域内の資源循環を意識したパーマカルチャー型の農園で、園主のS氏が1995年に20年以上放棄されていた農地を手入れしたことから始まった。資源循環とはつまり、従来の農業の多くが外国産などの他地域の資源を肥料などとして農地に投入するのに対し、地域内での資源を肥料として循環させていくことである。昨今、この外部から資源を大量に投入することによる本来の地質の変化や物質の偏向は環境問題の面からも問題があることが指摘されている。

農園Uのモットーは「循環と共生に満ちた空間での自然も人も搾取しない暮らし」である。そのため、大規模な作付けではなく、水稻のほかキビ、アワなどの雑穀、エゴマ、野菜、小麦、大豆など少量多品種の作付けを行うほか、養豚や養鶏も行っている。市場経済的な利潤を追求する農業というよりは、里山生態系や伝統的な文化を重要視した農と言えらるう。

そのため農業体験では、水稻の田植えも手植えで行うほか、収穫も手刈りで行っている。今回の農業体験で植えた品種は酒米としても使用される「亀の尾」であった。これは筆者の所感であるが、無農薬で行っているため慣行農法で行う水田よりも格段に生き物の数や種類が多いと感じた。

田植えでは10人ほどが参加した。参加人数はその年にもよって変動はあるものの、いずれもイタリア料理店Aの常連客でありこの農園Uの農産物を消費者として身近に感じる参加者がほとんどであえい、またこの農園Uの地域資源循環に対する理解も深い。これは元々そのような農業形態に興味を持つ者がイタリア料理店Aに集まる傾向にあることと、加えてイタリア料理店Aの日頃からの姿勢や情報発信、このような生産者を訪れる農業体験の取り組みにより参加者の理解が深まっていることと相互的な理由によるものだろう。

【写真】田植え（2020年6月）と稲刈り（2020年10月）の様子



筆者撮影

③ 農村と都市を結ぶ

参加者の中には、日常では農業と関係が薄い仕事をしながら、休日を利用して岩手県内の農業の手伝いに積極的に参加する者が多くいた。そのうちの一人、地方公務員

として勤務するK氏（40代女性）は、もともと東京の出身であったが、東日本大震災をきっかけの一つとして岩手県へ移住した。盛岡市内に在住しているが、休日にはこの農業体験に限らずSNSなどを通じて知り合った農業者の手伝いなどを日ごろから行っている。例えば紫波町のブドウ生産者から収穫の人手が足りないと聞けば同僚などに声をかけ、休日に農地を訪れている。K氏に声をかけられてブドウの収穫に訪れた同僚も、一過性ではなく継続的に参加を行っているようだ。

また、K氏の他にも農園Uでの農業体験の参加者は、普段は盛岡の都市部で直接的には農業に関わりのない仕事をしながらも、農的な暮らしを楽しむ人々ばかりであり、そのようなライフスタイルが求められていることを感じた。

そのような意味で、イタリア料理店Aは盛岡を中心とした農村と都市の結節点の一つであり、またこのような小さな結び目が多くあることが体験者同士の横のつながりを生み、都市住民における一過性ではない生活に根ざした農的ライフスタイルを提供していると言えるだろう。これは小規模かつ地域に根ざした農業を目指す農業者にとっても収穫期などの人手が必要なときに相互的に支え合う関係性にあると言えるだろう。彼らはすでに農業「体験」の枠を超えて、支え手の一角となりつつあるのではないだろうか。

また、「盛岡には農家レストランが少ない」という声を聞くことが多い。確かに数としては少ないものの、盛岡の都市部の飲食店ではすでに多くの店が盛岡あるいは岩手県内の小規模な農業者とつながりを持ち、農村と都市を結びつけていることがうかがえる。

加えてここで指摘したいことは、盛岡の都市住民が支えるのは必ずしも盛岡市内の農業者に限定されないことである。このようなライフスタイルを望む都市住民は盛岡だけではなく岩手県全体、ひいては日本の農業や文化に興味を抱いており、そのような関心から可能な範囲で積極的に足を農業の現場に運んでいる。よって盛岡の都市住民が農的なライフスタイルに今後さらに興味関心を抱き活動することは、盛岡の近隣の市町村に対してもプラスの影響を与えると考える。

(2) オーナー制度と多面的機能

オーナー制度とは、消費者等を募って農地の「オーナー」になってもらうことにより、その地域の農業の保全・存続に寄与する取り組みのことである。全国的に見ると棚田など小規模で生産性が小さいが、文化的あるいは景観的、生物資源的に意義の高い農地の存続の維持のために、このオーナー制度を導入する例などが多く見られる。

この制度は全国各地で導入されており、第2章で先進事例として紹介した世界農業遺産「能登の里山里海」における輪島市の白米千枚田でもオーナー制度を導入しており、田植えや収穫などの作業への参加や、収穫した米や輪島市の特産品を受け取ることができる。

【写真】 オーナー制度を導入する白米千枚田（石川県輪島市）



このような田は経済効率という視点から見ると非効率であるが、生物多様性やまた、夕暮れになると畔をライトアップすることにより多くの観光客が訪れる観光資源ともなっている。景観保全や生物多様性の面からみても多面的機能発揮の場となっている。

オーナー制度の利点のひとつは、消費者が農業への関わりを通じて、農業・農村が何を守っているのかへの気づきを得ることにある。都市住民が農業・農村を通じて地域の自然や文化、歴史と触れ合うグリーンツーリズムの一種であり、まさしく第3章で紹介した農業・農村の有する多面的機能を通じて非農業者が「農村が都市に与える恩恵」を実感する場の提供となっていると言えるだろう。

ここでは盛岡市羽場にある「さとう農園」のリンゴのオーナー制度に関する取り組みについて紹介していく。なお、本調査は岩手県立大学総合政策学部の菊池健太氏の卒業論文に係る調査が元となっており、菊池氏が独自に参与観察及びアンケート等により調査した結果に対し、筆者が同行した聞き取り調査の内容を加えて用いている。

① さとう農園の概要

さとう農園は盛岡市の南部に位置する羽場にある林檎栽培を中心とした農園であ

る。盛岡駅から車で約 15 分の距離である羽場は、盛岡市の中でも農村地帯が多く残り、水田のほか、奥羽山系から緩やかに広がる傾斜地を中心に林檎の栽培が盛んな地域でもある。

図表 4-2-1 さとう農園位置図



グーグルマップを筆者加工

さとう農園の現園主は農園の3代目であるS氏が行っており、S氏の母、祖母と三世代の女性が切り盛りする家族経営の農園である。S氏は盛岡市外でエステティシヤンの仕事を行っていたが、2015年に農園を継ぎ、現在は市内にエステサロンを構え、農業とエステティシヤンとしての仕事を両立している。農園を引き継いだ際、次の世代へ岩手の自然や大地を守りつなげていくことを基本理念「100年先の子供たちへ」を掲げ、化学肥料や除草剤を極力使用しない減農薬栽培や有機肥料を使用するな

どの取り組みを始めた。

平成30年頃から六次産業化にも力を入れ始め、盛岡市の六次産業化スタートアップ事業にも参加し、リンゴジュースのパウチや、乾燥リンゴの作成など積極的に取り組んでいる。

【写真】リンゴジュースのパウチ



出典：盛岡市ホームページ

【写真】 さとう農園の風景



② オーナー制度

オーナー制度は 2015 年に S 氏が近所や知人など身近な人に声をかけることから始まった。当初は 3 組からのスタートだったが、翌年には 10 組、そして現在は上限の 20 組まで増加している。S 氏はオーナー数をこれ以上増やすことは現時点では検討していないと言う。これは、「顔の見える関係性」を大切にしていきたいという理由からであり、オーナーと一緒に農作業や収穫、梱包を楽しんで行く上で、現在の農園の人数では 20 組が上限と考えるからだ。

価格：1 樹 1 口 30,000 円（リンゴの木 1 本のオーナー）

契約期間：1 年

対象品種：サンふじ

春先の 5 月から収穫までの 11 月の期間内に、年 5 回程度のイベントがある。

補償：リンゴ 150 個

【写真】 オーナーによる収穫の様子



撮影：岩手県立大学総合政策学部 菊池健太氏

オーナー制度に参加する人は、主に盛岡の都市住民が中心となっている。オーナーが自ら梱包したリンゴは遠方の親戚や知人に発送する人が多い。その際、写真のとおりリンゴの葉っぱを混ぜるなど、農園の楽しい雰囲気伝える工夫などを行う人もいるようだ。また、オーナーは家族や友人、大学生同士などで参加することが多い他、児童養護施設の子どもたちにリンゴの収穫体験をしてほしいとオーナー制度を寄付する形でオーナーになる人もいると言う。

③ 多面的機能に対する効果

年4回の農業体験として間引き（摘花）、葉摘み、玉まわし、収穫のイベントが催される。年度によって内容は変わるものの、他にも農園とオーナーでバーベキューなどのイベントも開催される。また、農業体験のイベントではつき立ての餅や郷土料理のふるまいなどを行ってきた。さらに収穫祭では地元の郷土芸能である「羽場さんさ踊り」の披露なども行う予定であったが、COVID-19の蔓延により2020年度は中止となった。しかし、農園の体験そのものだけではなく、その土地に根ざした郷土芸能、料理を通じて、農園が守るものを多面的に提供する場になっていると言えるだろう。

④ 補足1（菊池健太氏の考察）

岩手県立大学総合政策学部の菊池氏の卒業論文による考察についても触れる。菊池氏はさとう農園のオーナー制度がもたらす効果として「農業への関心や理解を高めることや、食の大切さを改めて感じる機会を創出しているといえる」としたうえで、さらに農園のある地域にもたらす効果として「遠方に住んでいるオーナーの家族や親せきなどに収穫したりんごを贈ることによって、岩手県および盛岡市の特産である『りんご』を多くの人々に知ってもらう機会を創出しているといえる。加えて収穫したりんごとともに、りんごの葉を入れることやさとう農園「りんごの木オーナー制度」のパンフレットや広報などを贈られることによって、地域の自然や農業を地域外の人々にPRする機会を創出しているといえる」としている。また、多面的機能についても「仮に、郷土料理の芋の子汁の提供や伝統芸能の羽場さんさ披露会が実施されていたならば、地域の郷土料理や伝統芸能などの地域の魅力をオーナーに発信していく効果をもたらしていたと推測」している。

(3) 通い農の可能性

農業というと、農地の近くに住みその地域の活動などを行いながら営農する形態が一般的なイメージではないだろうか。営農の傍らで地域の祭りや消防団などのイベントごとに関わるような地域のコミュニティと一体化した営農の在り方は一般的であり、また草刈りなどの共同作業や伝統文化の継承などの場となる重要な農業の形態である。しかし一方で多種多様な農の形態の中には、農地のある地域に居を構えず、都市部から農村地帯へ通いながら農業を営む形態がある。この形態を「都市部から農地のある農村へ通いながら営農する」という意味で「通い農」と呼ぶことにする。

ここで「通い農」の形態を取り上げる意味は、農村の生活と都市の生活の両立させる盛岡らしいライフスタイルの一例になると考えるためである。盛岡市羽場でミニトマトのハウス栽培などを主とした農業を営むS氏に聞き取り調査を行い、盛岡だからこそできる営農スタイルについて考察を行う。

① 対象者S氏の経歴

対象者のS氏（男性、40代後半）はサラリーマンを退職し、11年前に農業の世界へと飛び込んだ。出身は盛岡市で、現在は盛岡駅から徒歩20分圏内の市内中心部のマンションに住んでいる。

サラリーマンだった30歳頃、自身の体調を崩したことがきっかけで自分の身体とも向き合うようになった。その中で「自分の食べるものは自分で作ってみたい」という思いから農業に興味を持つようになっていく。雇用形態が不安定だったこともあり前職を退職し、派遣の仕事しながら市民農園で野菜の栽培やボカシ肥料の作成などを行うようになったが、将来のことを考えたときに「このまま派遣の仕事を行うよりは、農業の道を極めてみたい」という思いに至り、本格的に農業の道を選んだ。

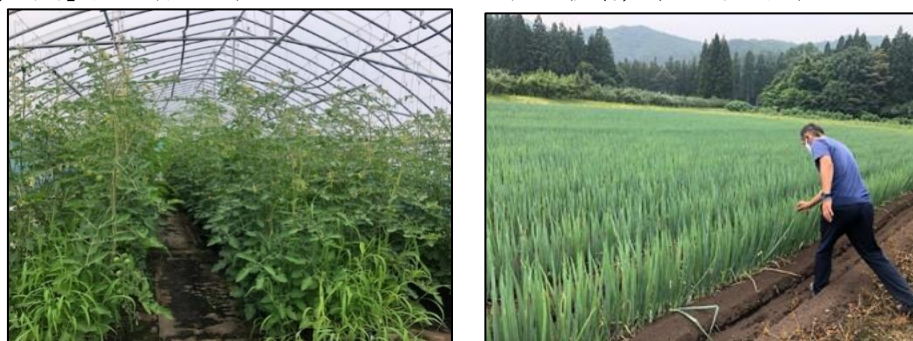
② 農業への取り組み

岩手県農業公社、岩手県普及改良センターなどの指導や、農業大学校での勉強を経て、市内太田のトマト生産者の元で2年間の研修を行う。農業に関心を持ったきっかけが前述のとおり自信の体調不良によるものだったため、身体に優しい有機農業でのスタートを希望したが、農薬を使用しないことは新規就農者にとってハードルが高かったことから慣行農法による営農をスタートした。

現在はミニトマトやネギを中心とした作付けを行っており、農協への出荷が基本である。ロットの少ないもの細々とした農産物は市内スーパーの産直コーナーへ出している。少量多品目の栽培は、東京などであれば珍しい野菜であっても高値で取引されるが、京野菜のようなブランドでないと盛岡ではなかなか難しいと感じている。

雇用について、通年採用で従業員を1人雇っているほか、季節採用が2人いる。通年採用を雇うことで、自分の他にもう一人全体の作業を通して見ることができる人がいることが作業における点検でも二重チェックの役割を果たしている。またその他に研修生も受け入れている。

【写真】畑の様子（左・ミニトマトのハウス栽培，右・ネギ畑）



筆者撮影

図表 4-2- 農地の概要

ミニトマト (ハウス栽培)	約2反歩2畝。借地。 スタートは1反。ハウスは人からもらった。その後、水はけの悪い隣の土地も借りないかと言われて借りる。ハウスは隣接しているが栽培方法は3種類ある。一部は時期をずらして高値で売れる秋に収穫できるようにしている。
ネギ	約4反歩。人から買わないかと言われて土地を買った。
ウド	ネギ畑のまわりに植えている。
葉物	約1反歩。後作として作付けしている。
少量多品目	メロンなど産直出荷用。小規模にやっている。
ブドウ	3年前に作付けし、今年から少量収穫できるようになった。

③ ライフスタイルとしての農業

身体を動かすことが好きで、自宅から農地へは約9kmの道のりを自転車で出勤することも多い。春先（2月中旬～5月下旬）は育苗ハウスの開け閉めがあるため早朝に出勤しなければならないことや、スナップエンドウは朝8時までに収穫を終えなければならないこともありその季節は大変であるが、基本的には朝早くの出勤は苦にならない。従業員の勤務時間は基本的に朝8時から夕方5時までであり、S氏は従業員の出勤の約1時間前に農地へ来るようにしているが、勤務後は趣味のテニスなどに打ち込むなど余暇も楽しんでいる。作業小屋の中にはシャワーやトイレも完備している。これにより夏場の作業で汗をかいたあとも体の疲れが格段に取れやすくなったと感じており、クオリティオブライフの向上を実感している。作業小屋では休憩時間に筋トレを行うなど、充実の時間を過ごしている。

さらに作業小屋の近くにはS氏の趣味のスペースがあり、そこではメダカなどの水生生物を飼育しており、農業の傍らライフスタイルとしても楽しんでいる様子が伺えた。

S氏は「農業を（ビジネスとして捉えるか）ライフスタイルとして捉えるかで様々

なものが変わってくる。自分は生き方としての農業を選択した。」と語る。経営の規模をどのラインにするかが重要であり、農業と一口に行っても個々のスタイルがある中で「自分はなにをしたいか」をはっきり持つことが大切であると答えた。

④ 地域との関係性

農地のある地域の近隣農家とは特に大きなつながりを持っていない。生産物を物々交換することもあるが、例えば同じマンションでも隣同士とは意外と接点は無いものであるように、畑をやっているも意外と接点がないと言う。むしろ同じミニトマトを生業としている仲間の存在が大きい。ミニトマトの生産部会長をやった経験からできた人脈もある。彼らは、同じ世代で時代を共有する仲間でありライバルである。

また、今後の農業経営の展望として、景色の良い畑の立地からカフェなどが出来たらよいと考えている。農家カフェの創設には様々な制約やハードルがあることが想定されるが、この発言から S 氏がこの地域を好ましく思っていることが伝わって来た。

【写真】作業小屋からの風景



農地は奥羽山系に続く緩やかな傾斜の途中にある。

調査に訪れた8月は暑さの厳しい日であったが、作業小屋の近くに立てられたパーゴラからは盛岡市内が一望でき、爽やかな風に心地よさを感じる場所である。

筆写撮影

⑤ 考察

聞取調査を依頼した当初、S氏には「自分は一代限りの農家なので参考になるかどうか」ということで調査の断りを受けていた。しかし、今後「ライフスタイルとしての農業」を目指す人が増えるとすれば、「先祖代々の農業」という在り方とは違った形態のモデルが必要だと考え調査を受けていただいた経緯がある。また、地域に住むのではなく都市部から通うという農業の在り方は、盛岡のような農村と都市の混在する街においては重要な視点であると考え。すなわち、S氏の事例は「盛岡におけるライフスタイルとしての農業」について考える上で、2つの視座を与えるものと考え。

一つ目は「親元就農などのバックボーンが無い状態で一代限りの就農を選択する」いわゆる第三者継承についてである。農業の後継者不足が叫ばれる中で、第三者継承の重要性については全国的にも議論されているところである。農業者の子供が必ずしも農業を受け継ぐ時代ではない中で、血縁関係のない、場合によっては縁もゆかりもない第三者を受け入れていく体制づくりが必要である。この第三者継承は全国的な事例を見たときに、ある程度規模の大きい経営への対策が主である。第三者継承を推進するために、農林水産省は2008年度から全国農業会議所を通じて農業経営継承事業を推進しており、農業経営の移譲希望者と継承希望者を募り、2週間程度の事前研修を通じてマッチングを行う。さらに進む見込みがあると判断すると、半年から1年の技術・経営継承実践研修を実施し、さらに経営継承の具体化をはかる場合は5年以内に経営継承を行う皆の合意書を作成する。そして、移譲者と継承者による共同経営を始める等、経営継承の準備に移っていく。多くの研究者が指摘しているように第三者継承は経営資産譲渡におけるリスクや困難さが課題となっている。

しかし、「生き方」、「ライフスタイル」といった選択肢から農業を選ぶ場合、産業的な中小規模のものだけではなく、小規模なものや自給的な範囲の営農にまで目を向けていくと、第三者継承への課題は違う様相を呈するのでないか。

そのために重要なものはマッチングなどの仲介となる組織や体制の構築であるが、そのためには地元で「顔が利く」、地元で根ざしたタイプの人材育成とネットワークの高い組織が必要である。S氏は岩手県農業公社などの組織を利用し、地元の農業者の元で研修を受け成功した事例の一つであるが、これを盛岡型のさらにローカルかつ自給的なものも含む小規模農業も視野を広げた受け入れ体制を構築していく必要があると考える。

二つ目は「従来のような地域との密接なつながりを持たず緩やかな関係性を築く」という新しいスタイルについてである。この「緩やかな」とい点にこそ、盛岡でライフスタイルとしての農業を行う際の大きなヒントがあるように思われる。農業に限らず、地方へ移住する場合のマイナス点として多く語られるポイントは「地域のしがらみ」である。農村的な暮らしに憧れて都市部から移住を試みるも、地域コミュニティに馴染めずに孤独を深めるといった悩みは全国的にも決して少なくはない。それは大都市圏から地方への移住に限らず、盛岡の都市部の生活に慣れた者が農村に関わろうと思った際にも無縁では無いだろう。「緩やか」に地域と関わっていく姿勢も新しい農的ライフスタイルの一つと考えていくべきだろう。

(4) 多面的機能の結節点としての朝市

多面的機能を守るための仕組みとして、盛岡における朝市の存在について事例紹介を行う。多品種・少量生産が求められる朝市や産直施設は、小さな農業の経済活動の場となり生物多様性保全につながることを期待できる場である。朝市・直売所は、その土地の農産物の販売の機能のみならず、物流や情報の拠点としても機能してきたことに目を向ける必要がある。対面販売方式をとる朝市などでは、現在も物の販売とともに、様々な情報のやり取りが行われている。旅行者や消費者などの買い手は、産品の特徴や調理方法、食文化、産地の様子などを聞くことで、盛岡の農業・農村の多面的機能への理解を深める。売り手もまた、消費者の反応に直に触れることで自らの住む土地への客観的な評価や他地域との違いを知ることができる。

また、市での販売収益は人手が入ることで維持・保全されてきた農村（里山里地）の経済活動を支える役割も持つものである。時代とともに販売スタイルや産品・商品は変わっても、物と情報が交換され、地域に根差した多様な資源を、広く、わかりやすく伝える場として、「朝市・直売所」などのファーマーズマーケットは必要な役割を果たしていると言えるだろう。

ここでは、盛岡を代表する二つの朝市を紹介する。一つは神子田の朝市であり、こちらは地元消費者のみならず観光客も多く集まる盛岡の観光資源でもある。もう一つは青山四丁目で開催される青山日曜朝市である。こちらは神子田とは打って変わり観光客はあまり見かけられない、青山界隈の住民がメインの利用者となっている地元志向の朝市である。

両朝市の共通点として、前述したような盛岡の農産物や食文化等を直接的に生産者から消費者へつなげる場となっている点である。一方、抱える課題にも共通するものがある。それは、出店する生産者の高齢化による出店者の減少である。産業的な農業では朝市の時間帯に出店することは大きな負担であることも多く、現在の朝市を支える店舗は自給的な農業や、少量多品目の生産体系の農業者等が多い。

しかしそのような視点で見ると、盛岡で半農半Xのようなライフスタイルとしての農業や自給的または小規模な農業を営む場合、朝市のような場を利用していくことも有効ではないだろうか。産業としての農業だけではなく、郷土の文化やライフスタイルをつなぐ農の場として重要度が増していくのではないかと考える。その萌芽はすでにあり、神子田の朝市では大学生が農業系のサークルで栽培した農産物を期間限定で出店販売することもあると言う。盛岡の農村と都市をつなぐ場として、発展的に活用していくことが可能ではないかと感じる。

① 神子田の朝市

盛岡市神子田町にある「神子田の朝市」は、盛岡を紹介する観光ガイドにも多く掲載される観光名所の一つでもあり「盛岡の朝の顔」と呼ばれている。朝5時頃から始まり、8時過ぎには閉店する店も多く、まさに早朝の市である。月曜が定休日、基本的にそ

れ以外の日は一年中開催されていることに大きな特徴がある。トタン屋根のついた区画が入口から奥まで続き、各区画に出店者が品物を並べている。

2020年1月に事務局で話を伺った。構成する生産者は中野地区が多いものの要件は盛岡市内ではなく盛岡地域としており、花巻市など広域の生産者を含んでいる。青物の野菜やリンゴなどの果樹のほか、豆類や米、自家製の漬物などの加工品、季節になると山菜やキノコなど様々なものが並ぶ。また、ひつつみなどの郷土料理や魚屋、ラーメン、お惣菜、餅菓子、生活用品店、花屋など農産物以外にも多くの店が並ぶ。

【写真】盛岡の朝の顔「神子田の朝市」

特に賑わいを見せる季節が山菜や野菜の苗が出回る初夏、そして秋のキノコの季節だ。採りたての山の恵みを直接購入することができ、また見慣れない食材も直接生産者に食べ方を聞くことができるのが楽しい。



筆写撮影

客足が特に多いのはトマトやキュウリなど、家庭で毎日食べる野菜が出回る季節だ。スーパーマーケットで出回るものよりも鮮度が良く、「毎日食べるものは新鮮なものが良い」という消費者が来ると言う。また、盛岡市内の産直施設なども朝市で買い付けを行うことがあるようだ。客の年齢層としては定年後の客が多いものの、観光ガイドに神子田の朝市も紹介されることが多くあり、観光客も増加傾向にある。しかし観光客は野

菜を買えないため瓶ウニやリンゴを発送することもあるようだ。

また、通年ではなく期間限定で出店することも可能となっている。前述したように近隣大学の学生がサークル活動で栽培した大根や人参を販売したこともある。その際は大学の友人達も訪れたが、一般客に盛況で完売したそうだ。また盛岡の高校生も授業の一環として出店したことがあると言う。こちらも応援の気持ちもあるだろうが大変好評で完売したとのことだった。このように、出店者にも新しい流れがあるようだ。

② 青山日曜朝市

青山日曜朝市は青山四丁目の家電量販店の敷地において、春から秋にかけて毎週日曜日に開催される朝市である。時間は神子田の朝市と同様、5時代から始まり7時頃には撤収している店も多い。神子田の朝市とは違い、青山日曜朝市は家電量販店の駐車場を使用しているため、テーブルやテントを張って仮設の店舗を使用している。野菜やリンゴなどの果樹を扱うお店、山菜等の季節の恵みに加え、味噌の専門店や魚屋、卵屋、精肉店、珈琲とマフィンなどの軽食を扱う店、盛岡の郷土食である薄焼き屋、キムチ屋、雑貨店など多彩な店舗が集まっている。

はっきりした資料は無いものの、その始まりは30から40年前からのようだ。盛岡市厨川で海産物と農産物を扱う店が有志で5、6軒集まり始まった。多いときで40から50店舗程度が軒を連ねたが、現在（2020年4月現在）は朝市の会員は16軒で、期間限定のスポット参加と呼ばれる店舗が4、5軒程度ということで、参加店舗は減少傾向にある。朝市開催が始まる時期に青山地区、厨川地区、滝沢市を中心に10,000枚ほどポストイングする。観光客も多く訪れる神子田の朝市と比較すると、より地域の生活に密着した朝市と見ることができるだろう。

しかし前述のとおり、参加店舗は減少の一途である。聞き取り調査を行った2020年の時点でも高齢化を理由に2店舗が撤退したところだと言う。神子田の朝市も同様だが、朝市という形態は、産業的な形態で農業を営む農業者、特に若い世代にとっては時間的な負担が大きく、新規出店者の増加ははかばかしくない。

聞き取り調査では「客の年齢層も高齢化している」ということであった。対面販売の魅力と言うものの、若い世代の多くはスーパーマーケットなどの量販店に行ってしまうのではないかということだった。数度通った筆者の印象ではあるが、確かに10から20代の若者世代はあまり多く見かけないものの、コロナ禍にあっても地元住民と見られる客が多数足を運んでおり、確かに比較的高齢の世代は多いものの、40代と思われる若い世代も多く、珈琲などを片手に日曜の朝を楽しむ様子が伺われた。青山日曜朝市は神子田の朝市と同様、駐車場が完備された朝市である。青山地区は盛岡市内でも特に人口が多い地域である。地元住民に密着しつつも、周知の仕方によってこの地区全体の観光資源として機能するのではないかという感想を抱いた。

【写真】 青山日曜朝市の様子



筆者撮影

地元の農産物の他にも魚屋や豆腐屋, 精肉店, 加えてキムチや味噌, 珈琲や軽食など多彩な店舗が並んでおり見て回るだけでもとても楽しい。出店者も常連客などとの会話を楽しんでいる様子が伺える。

(5) 農村と都市を結ぶ暮らし方ー地域おこし協力隊を事例としてー

全国各地の地域おこし協力隊の活躍が目覚ましい。盛岡市でも、この制度を平成29年度から導入し、令和2年に第一期の隊員が3年間の任期を終了した。

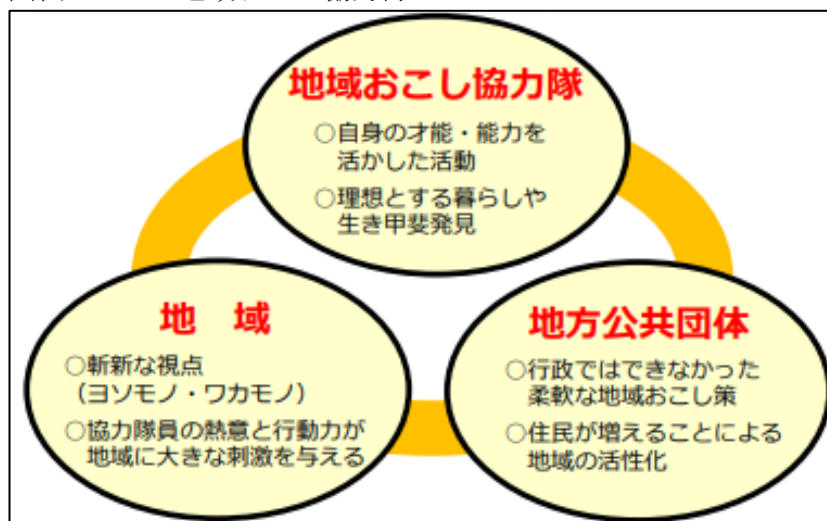
本調査では盛岡の農村を中心として活躍する5名の地域おこし協力隊（以下、「協力隊」）に聞き取り調査及び参加観察を行った。その結果から協力隊が盛岡の農村と都市の結節点として盛岡型のライフスタイルを提供している現状と、盛岡の都市部と行き来しながら農村の暮らしを満喫する隊員自身のライフスタイルの二つの視点から考察を行う。

① 制度概要

地域おこし協力隊は、関東地域などの都市地域から過疎地域などに移住した者が「地域協力活動」を行いながらその地域への定住・定着を図る取組である。「地域協力活動」とは、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などを指す。2009年に総務省の管轄事業として始まった。受け入れ地域は、原則として過疎債などを受けている条件不利地域や三大都市圏以外の地域である。住民票を移し、生活の拠点を移した者を、地方自治体が都市部の人材を非常勤・委託職員として採用し、定住を図る仕組みである。任期は1年から3年で、年間一人当たりの報酬は200万円、活動費200万円が上限となり、地方交付金として一括で自治体へ入る。募集は、自治体や協力隊事務局のウェブサイト等で呼びかけがメインであるが、人数・年齢などの条件は自治体によって差がある。

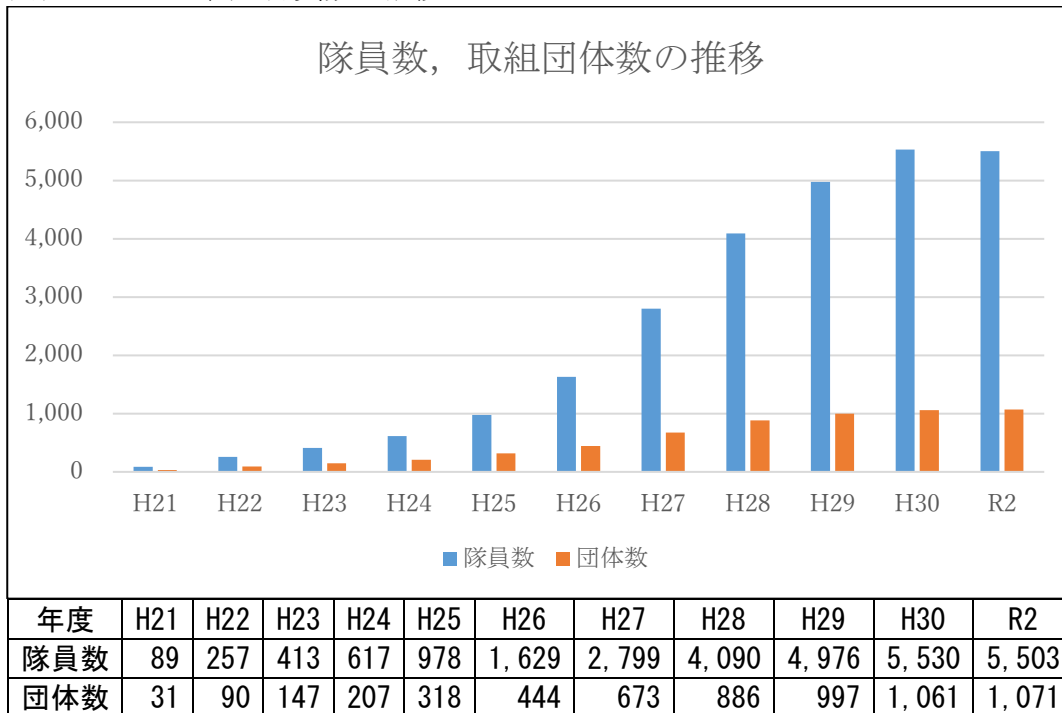
この制度は端的に言うと、地方に興味を持った都市住民がお試しで移住し、その土地の魅力を発信してもらうものである。全国の事例を見ると、退任後もその土地を気に入り定住する例や、あるいは関係人口として関わり続ける例が多くみられ、一定以上の効果を上げていると言えるだろう。

図表 4-2-2 地域おこし協力隊



出典：総務省ホームページ

図表 4-4-3 全国の隊員数の推移



出典：総務省発表の数値から筆者が作成

② 盛岡市の地域おこし協力隊

盛岡市では平成 29 年度より地域おこし協力隊を採用し、累計 17 名が任命されている。そのうち農山村振興を活動テーマの主とする者は 10 名で、中途退任者を除くと次の表で示す 8 名が該当する。

図表 4-2-4 盛岡市地域おこし協力隊のうち農山村を活動地とする者

	任期	活動地	活動テーマ
A	H29年7月～R2年5月	大ヶ生	農を軸とした大ヶ生ライフのモデル構築
B	H30年9月～R3年8月	大ヶ生	金山の里・大ヶ生地域における山里暮らしのモデル構築
C	H30年8月～R3年7月	藪川	極寒天国・藪川地域をもっと稼げる地域に
D	R1年7月～R4年6月	藪川	同上
E	R2年7月～R5年6月	梁川	森と川に育まれた暮らしに根付く「農」の継承支援
G	H29年7月～R2年6月	玉山	ユートランド姫神を軸とした玉山エリアの活性化
H	H29年7月～R2年4月	玉山	同上
I	R2年9月～R5年8月	猪去	ハンター×農業で切り拓く！ヒトと野生鳥獣が共存する地域づくり

注釈 1) 網掛けは任期終了した隊員（中途退任した 2 名は表から除いている）

注釈 2) A, B, E, I は農政課, C, D, G, H は産業振興課の配属

各々の活動する地区の位置図（概略）は次に示す図表（図表 4-2-4）のとおりである。本調査研究では 5 名（隊員 A～E）に対して聞き取り調査及び一部参与観察による調査を行い、隊員がどのようなライフスタイルを送っているのか、地域との関係性をどのように築いているか等について調査を行った。

図表 4-2-5 活動場所の概略図



グーグルマップに筆者加筆

ア 大ヶ生

・隊員A (40代女性)

A氏は平成29年7月に着任し、令和2年6月に任期終了した後も大ヶ生で活動が続いている。A氏は東京都の出身で、地域おこし協力隊に着任する以前はフリーランスで東京を拠点に映画の作成に携わる仕事を続けてきた。地方で行われた撮影をきっかけに「いろんな考え方や暮らしがある」ということを面白いと感じるようになったと言う。撮影を行う際に、設備がないことへの対処法を地元の人々が「無いなら作ろう」と知恵を出し合いながら鉄パイプなどのすでにある資源を使って対処する姿を見て「地方の方が東京よりも物事の動き方が大きい」と感じたそうだ。そのような流れから「映画撮影の準備の間だけ東京にいて地方で暮らしてみても良いだろう」と考え、宮城県仙台市に5年間在住したが、それでも映画撮影に関わることができた。「地方の暮らしも映画撮影もどちらも捨てずにやれた」という実感から「自分がやりたいと思う方向を伸ばしていこう」と考えたそうだ。そこから盛岡市での映画祭への参加をきっかけに盛岡と縁ができ、地域おこし協力隊に応募することとなった。

盛岡市の印象はについて、理想とのギャップは無かったかという質問に対し、A氏は「ちょうどよいと思った。盛岡という街は、地域・文化・教養があると感じた

ことが移住するフックになった。盛岡の街中も充実しているが、大ヶ生はそこから30分（車）で来ることができるのが良い。」とのことだった。また、『田舎暮らしをしたい』というよりは（大ヶ生の）人が面白くて圧倒された。大ヶ生のマネージャーのような存在になり、地域を底上げしていければ良い」と考えている。

また、このCOVID-19の蔓延による状況についても聞いたところ、「地域に根ざして（地域の魅力を）掘り直していく時期だと思う。」ということであった。A氏は、本来であれば任期終了後に農家民宿を通したワーキングホリデーの事業を立ち上げる計画をしていたが、東京などの大都市圏から人を呼びにくく当初の計画は断念せざるを得ない状況となった。そのような中でも、近隣の大学生を大ヶ生の農家とつなぐなど、可能な範囲で活動をしている。

【写真】古民家でのイベント（2019年7月）



大ヶ生の人びとや、主に街場へ住んでいる子や孫が参加。流しそうめんの後、近隣を流れる川（虫壁川）でホタルの観察会を行った。大ヶ生はヘイケボタル、ゲンジボタル、ヒメボタルの3種のホタルを観察することができる貴重な里山が残っている。

・ 隊員B（40代女性）

B氏はA氏の約1年2か月後に大ヶ生地域で活動を始めた。大ヶ生の地域おこし協力隊としては2人目であり、A氏と同様に東京の出身である。大学卒業後、会社に勤めていたが身体を壊したことをきっかけに退職し、珈琲豆焙煎店で働いていた。

以前より友人から「盛岡の雰囲気気に入るのではないかと」言われ気になる街であったが、実際に盛岡を訪れるきっかけは趣味の編み物を通じて盛岡の服飾小売店から講師として呼ばれたことだった。個人商店の多い街が好きで、盛岡の都市部に対し以前生活していた東京の西荻窪に似た雰囲気を感じていると言う。

B氏は大ヶ生地区にある古民家で生活をしている。「こあらかまど」と名付けられた古民家で様々なワークショップを開催している。音楽会、羊毛作家を講師に招いた小物づくり、地域の農家とともに栽培したホウキグサを使ったホウキづくりなど多様である。また、地域で自家用として出荷販売されていなかったブルーベリー

の畑をB氏が主体となって収穫し、盛岡や東京の喫茶店などで使用してもらう取り組みも行った。

【写真】 B氏のイベントでふるまわれた地元の料理



B氏の主催するイベントでふるまわれた季節の地元食材がふんだんに使われた料理。地元のお母さんが作ったもので、桜の花の塩漬けを使った美しいご飯や郷土料理のガンツキ(蒸しパン)、山菜などに参加者も大喜びであった。

筆写撮影

【写真】 盛岡市内及び矢巾町の喫茶店で提供されたブルーベリーのデザート



B氏のSNSより

イ 薮川

・ 隊員C (30代男性)

C氏は本州で一番寒い場所とされる市の北部、薮川地区において農業を通じた地域の活性化に取り組んでいる。出身は盛岡市だが、東京や東海地方で働いており、地域おこし協力隊にはUターンで戻ってきた。

地域おこし協力隊就任の初年度は、「薮川ホルモン (冬季限定)」を1620パック売るなど、行動派である。地域おこし協力隊の活動の中で大切にしていることは実際に自分の体を使って地域の人と交流することだと言う。「どんなに良い取り組みでも体をつかってアナログなやり方でないと地域の人がついてきてくれない。」との言葉どおり、C氏はジビエやトウモロコシのブランド化など様々な取り組みを計画・仕掛けを行っている。その一つが市民を対象としたトウモロコシ栽培の体験だ。2020年6月7日、外山森林公園近くの農地で行われたトウモロコシの栽培体験では、SNSのほか、ラジオ

や新聞掲載を通じて周知したところ、40人を超える参加があった。

参加者は盛岡市民が多く、家族連れや定年退職後に夫婦で参加している姿が見られた。そのうちの一人である60代女性も夫婦で参加しており、「昨日、新聞で募集を見てすぐに申し込みをした。普段盛岡の都市部で生活しているが農業体験に以前から参加したいと思っており、夫を誘って参加した。とても楽しい」と話していた。

【写真】 トウモロコシの栽培体験の様子（2020年6月）



筆者撮影

・ 隊員D（30代男性）

千葉県出身のD氏は、妻の出身地であるため以前から盛岡を訪れたことがあった。盛岡に初めてきたとき、市の中心部を流れる中津川で鮭の遡上を目撃し、身近に感じられる自然の豊かさ感動した。30代を迎えてから「何かに新しく挑戦したい」という思いがあり、趣味であるアウトドアに携われる仕事を考えたときに、妻の地元である盛岡の移住を考えた。ふるさと回帰センターで仕事を探しているときに地域おこしの募集を見つけた。

D氏は19歳から14年間警察官として働いてきた。地域おこし協力隊の仕事は日々楽しいが、実は行っていることは「駐在時代と変わらない」と言う。その真意は「地域に入って地域のためにやっていくのは同じこと。広く浅くではなく地域にどっぷりとかかることが大切。」ということだった。そのため、最初の一年はまず地域の人々に自分の人柄を知ってもらうことに努めた。

C氏と同様に薮川地区の地域おこし協力隊とし就任したが、岩洞湖を活かしたアウトドアなどの提案をしていきたいと言う。就任前に薮川を訪れた際、隠れた観光資源としての可能性を感じたと言う。2019年の冬に薮川観光協会と組んでイグルー、焚火、焼きマッシュマロのプランを提示したところ800人程度が訪れた（土日で100人）。水上コテージ、水上キャンプを企画してみたい。「アウトドアをやるならこの場所」という認識を広めていく予定だ。

また、盛岡の都市部、特にファミリー層にも岩洞湖の楽しさを知って欲しいと言う。ふらりと手ぶら日帰りで来ることができる「市民の遊び場」として広めていく予定だ。

ウ 梁川

・ 隊員E（20代女性）

E氏は千葉県出身で、2020年7月から盛岡市の東部である梁川地区を拠点とし

て活動を始めた。梁川地区における地域おこし協力隊はE氏が1人目である。結婚を機に夫の職場のある盛岡へ同年4月に移住してきた。これまで海外を訪れる機会が多かったが、日本の文化や食などはあまり目を向けて来なかったと言う。しかし、岩手県を訪れてカルチャーショックを感じた。自然が身近にあることや、郷土の文化や薪のある暮らし、また食についても素材の新鮮さに驚いたそうだ。東京ではお金を出せば美味しい物を食べることができるが、この素材の新鮮さは地方ならではのと感じた。盛岡市の地域おこし協力隊を決めた理由のひとつに、前述の大ヶ生地区で活動する女性2人（A氏、B氏）の存在も大きかったと言う。2人の楽しそうな様子や、薪を扱う手慣れた様子を「かっこいい」と感じたそうだ。

地域おこし協力隊の活動はCOVID-19の影響により必ずしも順調とは言えない。例年催されていた地域の運動会や協議会も中止となったことも活動に制限を与えている。しかしその中でも地域に伝わる民俗芸能への参加や、小さな集まりへの参加を通じて着実に地域の暮らしに馴染みつつあるようだ。

今後は地域の記録を行っていきたいと言う。若い世代や地域外に対し、地域の暮らしの知恵、手仕事、昔のこと、地域のお年寄りが「たわいもない」と考えているようなことでも実は貴重な生活事を記録し、ワークショップなどを通じて伝えていく立場を目指している。

③ 結節点としての効果

これらの事例から、地域おこし協力隊はイベント等を通じて都市住民への農業体験、農村文化の提供の場になっている、あるいはなり得ることが分かる。

特に盛岡市の地域おこし協力隊が当初から入った大ヶ生地域についてA氏とB氏について見ていくと、農村と都市の関わり方については2つの特徴があると考えられる。一つは「小さな関係性を大切にしている」ということだ。前述したB氏の企画するワークショップ（羊毛の小物づくり、ホウキづくり等）は1回の定員を3、4人程度に絞っており決して規模が大きい物ではない。しかし、そのことにより大ヶ生地域の暮らしを交えて丁寧に地域の魅力を伝えることに成功している。参加者は古民家の暮らしを珍しく思い様々な質問を行い、それに対し地域おこし協力隊や地元の住民が答える。このことにより、二つ目の特徴である「生活に根ざした形の体験」をすることができる。つまり、これまでの農業体験に多く見られるような一過性の「点としての」農業・農村体験ではなく、「面として」生活の一部として体験を取り込むことができる。COVID-19の蔓延という状況もあり、参加者は盛岡の都市住民を中心とした近隣市町村からが多いが、このことがまさに盛岡という都市から近距離で存在する農村に入ることによって、自分の暮らす街の一部として農村を見ることにつながるのではないかと考えられる。

また、地域おこし協力隊のつくる場は盛岡にとどまらず岩手県内を中心とした農業・農村で様々な活動を行う人びとのネットワークの拠点になっている。小規模ながら人のつながりを生むまさに結節点として機能し始めていると言ってよいだろう。

3 考察

ここで紹介した事例はあくまで盛岡で行われている一部であり、調査分析としては不十分ではある。しかし、盛岡の都市住民の中には地域の農と関わりたいという思いや、半農半Xのように自身が直接的に農業に関わらないまでも、都市に住みながら農的なライフスタイルを送りたいというニーズが高まっていると言えるのではないだろうか。そしてその拠点は大きな仕組みではなく、有機的かつ生活に直結するような小さなつながりが大きな役割を果たしているように感じる。すなわち、大きなイベントのような仕組みではこぼれ落ちてしまうような、農村と都市の双方の声をすくい上げることで、都市に暮らす者の生活に根ざす形での関わり方を実現している。

また、地域おこし協力隊の事例の中で紹介したE氏によると「農村の過疎化、疲弊によって、農村地域からは『関係人口でもいいから関わって欲しい』という願いが聞かれる。」と言う。

農村と都市が近距離で混在する盛岡であるからこそ、盛岡の都市住民が農業・農村に対し関わっていくことが重要であり、一過性のイベントとして終わらせず、グリーンツーリズムを越えて生活の中で農業、農村に日常的に段階的に関わっていく仕組みが農村と都市の双方から望まれていることではないだろうか。そしてそれこそが盛岡だからこそ可能な盛岡型ライフスタイルの実現である。

そのためには、第3章で示した盛岡の地域資源について再度考え、体系化していくことが必要だ。盛岡の農業・農村が守られることで都市を含む盛岡の街全体のどのようなものが守られているかを明確化していくことで、盛岡の農村と都市の交流が活発化すると考える。そのように都市を巻き込んで農業・農村に関わる主体を多くしていくことが、盛岡の小さな農業のみならず、産業的な農業そのものを底上げし、多面的機能を維持発揮し、盛岡という街の持続可能性を高めることにつながるだろう。

第5章 政策提言－新しい力で未来を拓く－

1 農政の役割

(1) 行政が多様な農を支える意味

ここまで見てきたとおり、農業の形態は本来多種多様なものである。農地の規模の大小、産業的なものや自給的なもの、慣行農法や減農薬、有機農業など規模や方法も様々ある。しかし第1章で述べたように、戦後農政は経済政策としての農業の推進が主流であったため経済効率が指針となっていたが、その一方で自給的農業や兼業などの小規模な農家などの農は脈々と続いてきており、地域のアイデンティティをつないできた。第2章の先進事例のとおり、日本各地でも多様な農の在り方を農政に取り入れるための取り組みが試みられている。その広がり第2章で示した事例のみならず、全国で多様な展開が広がっている。また、第3章で示したように、農業・農村の有する多面的機能が維持発揮される場合は、農の形態の多様性の中にこそある。大規模な形態だけではなく、例えば中山間地域の規模拡大が難しい不形成の田畑を保全・存続させることに意味がないかということそれは違う。多面的機能の視点から見れば、このような農業は環境保全に多大な貢献を果たしていることは多くの研究において示されているところであり、また同様にその土地の固有の文化、例えば食文化や郷土芸能を守りつないできた場でもある。このように第3章ではその多様な農業形態を維持保全することは盛岡における食料生産のみならず、盛岡のアイデンティティと深く結びついていることを示した。そして第4章では多様な農業形態のうち、小さな農業・なりわいとしての農の維持には盛岡に住む都市住民のグラデーションある参画が重要であることを、盛岡における4つの事例から分析を行った。

本報告書では、農業の多様性が農村の地域資源を守り、それらが盛岡の持続可能性を担保するものという視点でここまで進めてきた。これまで産業政策に重心を置いていた農業政策を自覚的に地域政策にも力を入れていくことで、農業全体のバランスを保つことができると考える。

本調査研究は決して「強い農業」、「稼ぐ農業」を否定するものではない。しかし多面的機能が維持されることは農業の結果による副次的な産物であり、本来そのコストはその恩恵を受ける街全体が負うべきものであり、公共財としての側面をもっと重要視していく必要があると考える。農業者とともに行政が主体となり、その価値を非農業者つまり都市住民に伝え、リスクを分かち合うシステムを構築していく必要があるのではないだろうか。

第4章の盛岡市内の事例で取り上げたとおり、小さな関係性から魅力的な取り組みが数多く生まれている。しかし、それらの価値を盛岡市民あるいは旅行者など全体に明示するとともに体系化しつなげていくことは行政も積極的に担うべき役割であるだろう。第4章では盛岡における農業体験への参加の事例についても触れたが、COVID-19の蔓延などを通じた価値観の変化も相まって、盛岡市内にも余暇で農業・農村と触れ合いたい、地元のことをもっと知りたいといった要求は増えてきていると感

じる。これについては、筆者の力不足により定量化できていない部分であるが、第2章でも触れたとおり田園回帰を欲する流れは全国と同様に盛岡にもあると見てよいと考える。そこで最終章である本章では、「産業的な農業の推進」に傾きすぎた農政に揺り戻しをかけ地域政策としての農政とのバランスを調整することで、農業・農村を通じた盛岡全体の持続可能な維持発展に寄与する政策を提言していく。

(2) 盛岡市農政

盛岡市の農政は、農政課（主に旧盛岡市域と都南地域）と産業振興課（主に玉山地域）の二つが中心に担っている。また、農政課内には「食と農の連携推進室」が設置され、地産地消をベースとした農産物の付加価値の増大や、生産者・事業者・消費者が一体となった「美食王国もりおか」の実現を図ってきた。また、地産地消の推進とともに、カナダ・ビクトリアや台湾・花蓮市への「盛岡りんご」の市長のトップセールスの実施や「盛岡産農畜産物の輸出促進に向けた基本方針」を策定している。

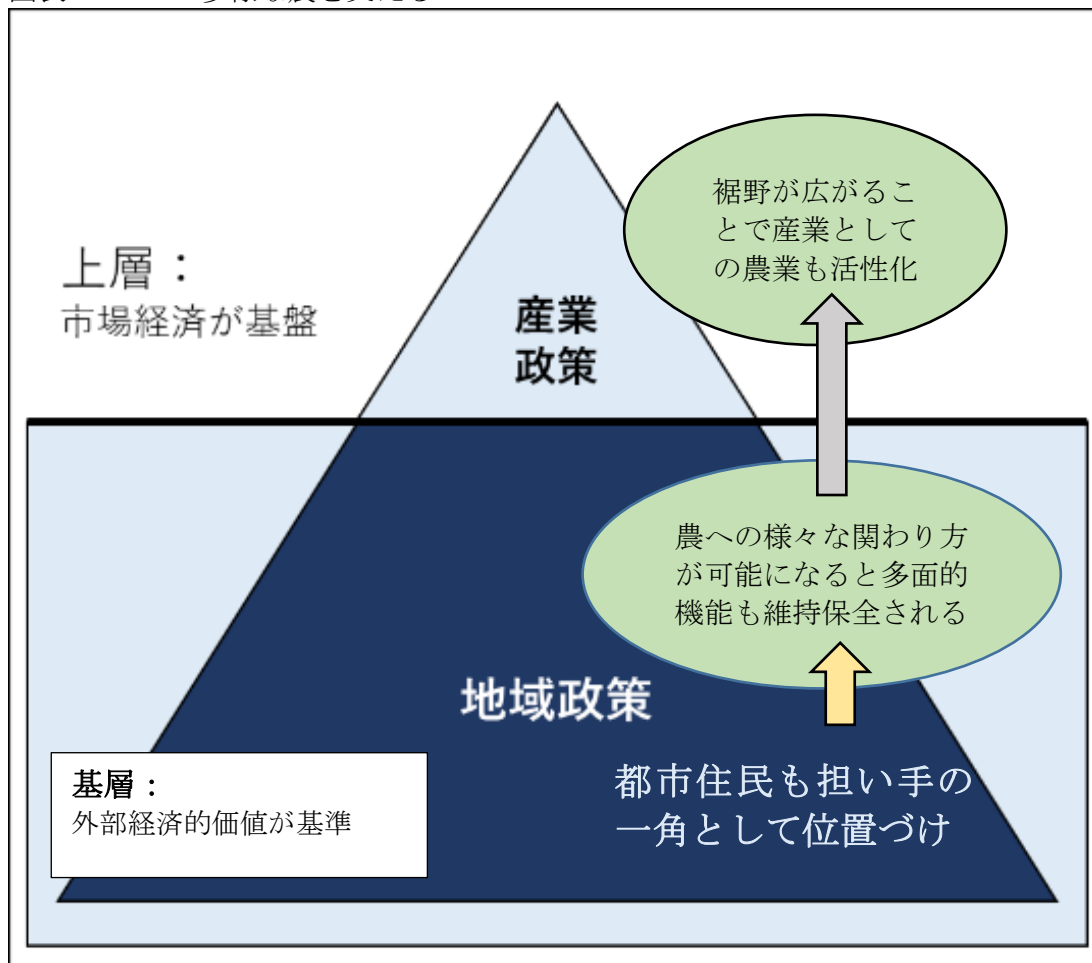
令和2年度からは、新たに「未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト」に農業を位置づけ、本市の食と農を支える人材の育成・確保や農畜産物の生産性の向上を図るため、新規就農支援事業、食と農のバリューアップ推進事業の充実強化に努めるとともに、スマート農業導入促進事業、盛岡りんご担い手バックアップ事業、輸出支援事業等の新規事業に取り組んでいる。

盛岡市農政は国の政策を主流としながら、盛岡の特産品の付加価値化にも着手し、農業者を支援する一定の役割を果たしてきたと言えるだろう。

一方で、本調査研究が主題としてきた「農業・農村の有する多面的機能の価値の共有」や「小規模農業が支えてきたものの評価」については途上であると考えられる。確かに、地産地消の推進、市民農園の活用やグリーンツーリズム等への対応もこれまで行ってきたが、多面的機能の維持発揮に関する施策は、国の施策である日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）に頼るところが大きく、その他の施策は体系化されずに散在している状況であるように思う。この点を整理していくことで市民農園やグリーンツーリズム等への認識理解はより深まるのではないかと考える。

盛岡市農政における個々の施策や取り組みは魅力的なものが多いものの、多面的機能の概念が農業者、非農業者そして農政課内で十分に共有されているとは言い難い状況である。ここまで第1章から第4章までを通じて、規模の経済（スケールメリット）を重視する農業政策の中で盛岡の農業・農村の有する多面的機能について十分な議論がされてこなかった点と、加えて多面的機能の維持発揮のためには多様な農業形態が存在すること、特に小規模農業の在り方や農地の維持管理が必須であることについて述べてきた。盛岡の農業・農村が有する多面的機能の再評価を行い、街全体の農業・農村に対する認識を上げることで盛岡市農政の他の事業への価値が上がっていくのではないかと考える。

図表 5-1-1 多様な農を支える



多様な農(非産業的なものを含む)の在り方を支えることが産業政策としての農業の下支えにもなり、農業全体を強化することにつながる。

筆者作成

2 政策提言

(1) 新しい力

本報告書のテーマ副題は「新しい力で盛岡の未来を拓く」である。盛岡の未来を拓くための「新しい力」とは何であるべきだろうか。また、「新しい力」が拓く「盛岡の未来」はどのような姿であるべきか。本調査研究では「新しい力」という言葉に二重の意味付けを行った。それは「小さな農業」と「都市住民」である。

「小さな農業」とは、これまで農業政策の中心からは外れてきた自給的な農業形態や、第1章の世界の潮流として挙げた「小農の権利宣言」における生業（なりわい）としての農業、つまり直接農業に関わらずとも農村に暮らし地域を支える行為も含むものである。この小さな農業は、特に効率化が望みにくい中山間地域等の農地において里山生態系や文化的資源など多様な地域資源を守ってきた。これらを再評価する必要があると考える。

次に「都市住民」について考える。これは「農村と都市が混在する盛岡」だからこそ設定し得る「力」である。繰り返しになるが、盛岡の都市で暮らす人々にも農的な暮らしを求める流れがある。農業・農村体験は多くあるが、農村と都市が混在する盛岡だからこそ、たまに訪れるイベントとしての「点としての農業・農村」ではなく都市暮らしをしながらも生活の中で「面として」関わっていくことできる可能性が眠っている。

「新しい力」とは

① 小さな農業

自給的あるいはそれに近い農業形態。また、直接的に農業を行わなくとも農村で暮らし地域を支えることも含む。

② 都市住民

「農村と都市が混在する盛岡」だからこそ成立する力。一過性の点としてではなく、生活の中で面として盛岡の農業・農村に関わることができる。

盛岡の農業・農村における多面的機能を維持発揮するためには、大規模な農業だけではなくこれまで農業政策の中心には据えられてこなかった「小さな農業」を再評価し、多様な農業形態を作ることが必要である。そしてその非産業的な農業形態を支える力として、盛岡の都市住民を担い手として考えていくべきだ。

この関係性を整理し参画のための仕組みを構築していくことが、この調査研究における最終的な目的であり政策提言である。

(2) 政策提言

農業・農村問題を通じて「持続可能なまち盛岡」を実現するための提言を行う。まず提言における二つの基本的な方向性を示す。一つは「盛岡の農業・農村の多面的機能の整理と周知」である。これは「新しい力」の一つとして挙げた都市住民が、農業・農村問題の当事者として参画することへの必要不可欠な条件である。盛岡の農業・農村を守ることで、街全体のどのような機能保全が担保されているのか明確化することに他ならない。つまり、これらを明示していくことは「都市住民側の価値基準の解像度を上げる」ことにつながるだろう。

二つ目は「ちいさな拠点」を作ることである。これは新しく施設を作ることの意味する物ではない。農村と都市、農業者と非農業者を結ぶ場の必要性を訴えるものであり、重要になるものは「地域を知り、地域の外と内を結ぶ人材」である。現状では第4章で事例として提示した地域おこし協力隊が農業・農村と都市を結ぶ結節点の一つとして機能し始めているものの、それをロールモデルとして発展させ継続性のある形に落とし込んでいく必要があると考える。

政策提言

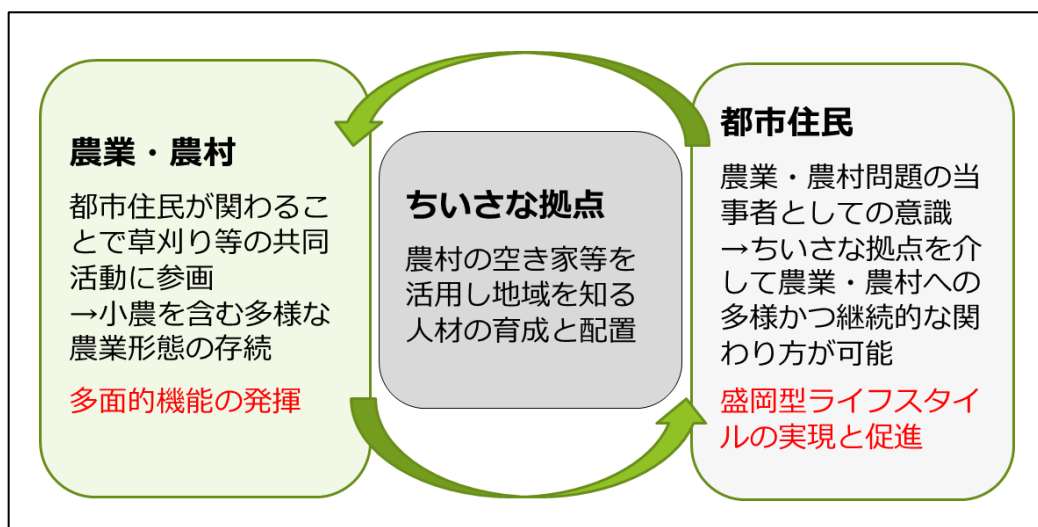
① 盛岡の農業・農村の多面的機能の整理と周知

農業・農村を「公共財」として位置づけし、多面的機能を明確化することで盛岡の街全体の持続可能性を図る。

② 「ちいさな拠点」

「農村と都市が混在する盛岡」だからこそ成立する力。一過性の点としてではなく、生活の中で面として盛岡の農業・農村に関わることができる。

図表 5-2-1 政策提言



筆者作成

さらにこの拠点を活かした交流により、「盛岡型ライフスタイル」を提案していくことができるのではないかと考える。盛岡型ライフスタイルは第4章の考察でも触れたとおり、盛岡の都市住民が小さな農業を通じ、一過性ではなく暮らしの中で面として盛岡の農業・農村に関わることである。第2章で先進事例として紹介した島根県の半農半Xに近いものがあるが、さらに盛岡の地域特性「農村と都市が混在する」という距離的な近さを活かして暮らしながら生活の一部として盛岡の農業・農村、特に「小さな農業」に関わっていくことのできるスタイルと定義する。なお、本報告書における「ちいさな拠点」と内閣府が人口減少や高齢化が著しい中山間地域等への対策として一示す「小さな拠点」は主旨が通じる部分もあるものの別の概念として提示していることを補足する。

また日本型直接支払制度の発展的活用についても触れたい。日本型直接支払制度は中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の3制度の総称である。国の農業政策であり、農村地域の草刈りや水路清掃などの共同活動に対し交付金交付を行っている。特に中山間地域等直接支払や多面的機能支払は農村地域の共同活動などに補助を行っており、この制度が地域存続のために果たしてきた役割は非常に大きい。この制度の中には農村地域の活動と都市住民をつなぐことで受けられる交付金の加算措置が存在するが、農村の高齢化や過疎化などの疲弊が相まって現状として上手く機能していない部分が多々あり、発展的制度の活用の余地があると考えられる。この点についても「小さな拠点」によって農村の内と外をつなぐことにより解決していくことに期待したい。

加えて、盛岡の農業・農村の多面的機能を効果的に発揮していくためには、マスタープランなどにより、重点的に維持管理すべき場所を明記することも有効ではないかと考える。これは、第3章でも述べた獣害対策にもつながっていく。農村と都市の近い盛岡だからこそ、農村や里山が荒廃することは都市に野生動物が頻出し、人身被害に結びついていく可能性もある。草刈りなどにより緩衝地帯（バッファゾーン）を整備することは都市での暮らしを農村の整備を通じて守っていくことである。

また、このような視点については、大学等の専門機関との連携は必須である。盛岡の農業・農村が守ってきた地域資源を未来に存続させていくための時間はそれほど多く残っていないだろう。だからこそ有識者との連携を通じて、効果的に対処をしていかなければならない。

その上で、上記の提言を有効かつ円滑に進めるためには、盛岡市役所内における体制についても強化していく必要があると考える。第2章で先進事例として紹介した石川県の世界農業遺産「能登の里山里海」では、農政分野と環境分野を俯瞰的に見るために自然共生室を設置し、市の単独予算により専門員を配置、また金沢大学能登学舎と連携する取り組みを実施していた。盛岡市の農政においてこのような室を設置すべきかまでは内部での検討が必要であるが、いずれにせよ現行体制では環境分野や文化振興的な分野と農業政策との統合が不十分であると考えられる。盛岡の農業・農村における多面的機能の維持発揮を考えた場合、里山生態系、生物多様性の維持に関して環

境保全の視点は不可欠であるし、文化的な視点さらなる強化が必要である。この連携をどのように行っていくかが大きな課題である。

しかしここまで提言した政策展開こそが盛岡の農の可能性を、ひいては街全体の持続可能性を拓いていくものだろうと考える。

【写真】盛岡近郊自然歩道（他部署との連携の案）

環境企画課では盛岡の自然を知るための散策路として「盛岡近郊自然歩道」を市内に9コース設置しているが、これは都市部と農村の間を歩く魅力的な散策路である。イギリスでは「歩く権利法」に基づいて住民が農村などを歩く「フットパス」と呼ばれる道が張り巡らされている。このような既存の施策を環境部門と農政部門から再評価することで、「盛岡型フットパス」として農村と都市の交流理解を深めることはできないだろうか。



筆写撮影

【写真】祭りと農業・農村の深いつながり（他部署との連携の案）

農耕儀礼など祭りごとは盛岡のアイデンティティである。加えて他市町村で活動する民俗芸能の継承団体も盛岡の神社の例大祭などで舞う機会が多くあり、岩手県の要として重要な街である。農業・農村と商工観光の視点から盛岡の農耕儀礼についてもさらに積極的に考えていくことが望ましい。



筆写撮影



おわりに

本報告では、農業・農村問題における当事者を「農業・農村の有する多面的機能の恩恵を受けるすべての住民」として設定し、その観点から「盛岡の農業・農村問題を都市問題として捉え直す」ことを試みた。本調査研究のテーマ副題にある「新しい力」とは何かということ問う2年間であった。それは第5章で記したとおり、絶対的多数である「農業者以外」である。盛岡のような都市と農村、生産地と消費地が近距離で混在するコンパクトな街においてこそ新たな関係性を生み出せるのではないかという意識からこの課題設定に至った。

この「農村と都市の関係性」という視点自体は決して真新しいものではない。むしろ語り尽くされたものという意見もあるだろう。農村と都市の関係性をいかに構築していくかという課題は、産消提携運動が活発だった1970年代から現在に至るまで繰り返論じられてきたものであるし、このCOVID-19の蔓延によりますます先の見通しにくい社会にあっても、ローカルに根ざすことを目指す様々な試みが日本各地で行われている。むろん盛岡市でも農業体験や農村文化を通じた交流、地産地消の推進などすでに数多くの魅力的な取り組みが実施されている。

しかし敢えて今回テーマの中心に「農村と都市」を据えた理由は、「農業・農村を支えることで社会全体の『何が』守られているのか」という点まで現状の農業政策が踏み込んでいる事例が少ないと感じたからである。もちろん個々の事例ではそこまで踏まえていることも多いが、一方でそのメッセージを受け取る都市住民（消費者）の意識がそこまで追いついていないのではないかと考えた。そして農業・農村の有する多面的機能を住民全体に総合的に可視化するための仕組みを構築していくことは行政の役割ではないのだろうか。その点を丁寧に捉え直さないことには、多くの素晴らしい取り組みが「地産地消」、「食べて応援」といったフェイズから次のステージ、つまり当事者意識を持った段階には進めないのではないかと思う。本調査研究では、都市圏などからの移住者、いわゆる田園回帰の流れを盛岡にどう引き込むかという課題には積極的に踏み込まなかった。それはまず盛岡に住む住民が盛岡の農業・農村に対する理解を深めていくことが重要だと考えたためである。もちろん、移住者が地域の魅力を再発見、発信しそのことで地元住民が地域をあらためて見つめ直す機会を得るということは十分にあるだろう。しかしながら、現在の住民がその価値を見直すことが先決ではないかと考える。そして地域住民がその価値、魅力をはっきり見出すとき、地域の課題がより鮮明になり、ひいては観光客や関係人口などにつながっていくものと考えた。

また、本報告では「農業・農村の有する多面的機能」という概念をキーワードとして使用したが、実際のところ「持続可能な開発目標（SDGs）」をメインの概念とするか否かについては最後まで迷いがあった。それほどまでに多面的機能とSDGsの理念が重複するところは多い。今回は農業が主題であるということから多面的機能をキーとなる概念に据えたが、世界の潮流である持続可能性を農業・農村の視点からとらえ直していくことは今後の都市問題の解決に重要かつ決定的な視点であり、またCOVID-19の世界的蔓延下において、環境問題に取り組むことは緊急度を増している。イタリアの物

理学者パオロ・ジョルダーノは著書「コロナの時代の僕ら」の中で次のように述べている。「環境に対する人間の攻撃的な態度のせいで、今度のような新しい病原体と接触する可能性は高まる一方となっている」。農業問題は人間の活動の中で環境破壊と直結する問題であり、その生産基盤は自然との共生の問題に帰結する。広い視野から考えるとこのような未知の疫病の蔓延、異常気象などと無関係ではいられない。そのような現状において持続可能な多様性に満ちた農業形態を盛岡から発信していくことは、地方都市から世界の課題に挑むものであると考える。

報告書の課題

多様な農業形態について考える際、本来であれば集落営農などについても触れるべきであったと思う。集落営農が担い手不足の現状においてどのように新規就農者を受け入れ育て、地域の農業やコミュニティに影響を与えているかについての考察が不足している。また、ICT技術についてもこの報告では含んでいない。農業・農村の担い手、農業形態の多様化について論じる際、ICT技術等は過疎が進む農村の活性化や、力の弱い高齢者や女性などの心強い味方となり得るだろう。加えて、定量的な調査が不足しており、聞き取り調査に対しても学術的な手法を取り入れられたとは言い難い部分がある。

これらの点については全て筆者の力不足によるものであるが、今後の農政の実務の中で補っていきたいと思う。

謝辞

最後に、本調査研究の実施にあたり、多くの方より多大なる御協力、御助言、御指導をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

盛岡をはじめとする様々な地域の農業者の方々、食や流通、暮らしを通じて地域の農や文化に携わる方々に農業・農村の実態と可能性を御教示いただきました。

視察先である島根県、和野町、吉賀町、秦野市、笠間、JAはだの、笠間クラインガルテン、金ヶ崎町、石川県、珠洲市及びそれぞれの地域の皆さまには多忙の中で時間をいただき事業内容に加えその土地の持つ豊かさや魅力について御教示いただきました。

また岩手大学農学部、岩手県立博物館の先生方には御指導とともに叱咤激励をいただきました。

そして2年間にわたって本調査研究を支え手頂いた岩手県立大学の先生方及び研究・地域連携研究センターの皆さまに感謝を申し上げます。

本報告書の不足については今後の実務の中でお返ししていきたいと思っております。

《参考》
報告書発表資料

令和元・2年度研究 研究成果報告



盛岡の農業の現状と 課題解決に向けた施策について ～新しい力で盛岡の未来を拓く～



盛岡市まちづくり研究所
共同研究員 土井 梓

目的

盛岡の地域特性

「生産地と消費地，農村と都市が近距離で混在」



農業・農村と都市の関係性を再構築し，
「持続可能なまち盛岡」の実現を提言

小規模な農業の再評価

盛岡だからこそ可能な
農的ライフスタイル

農業・農村が都市にも
たらす恩恵を明示

農業・農村と
都市を結ぶ場

目次

第1章 農業・農村の現状と課題

第2章 多様な農を模索する農政－先進事例－

第3章 盛岡の農業・農村における地域資源

第4章 都市から農業・農村を捉え直す－盛岡の事例から－

第5章 政策提言－新しい力で未来を拓く－

3

第1章 日本の農業・農村の現状

◆ 農業・農村の現状

戦後農政：大規模化，効率化

産業としての農業支援に重心

◆ 「強い農業」がもたらした恩恵と課題

農村は近代化したが生産と消費の乖離を生んだ

食料自給率の減，農業従事者の減，耕作放棄地の増加
農業離れに歯止めがかけられない
→大規模化，効率化しても安価な輸入品は勝てず，所得が向上しない

4

第1章 日本の農業・農村の現状

◆世界の潮流

国連「小農の権利宣言」(2018年12月採択)

- ・小さな農業形態が「地域に根ざす存在であり、地域の景観とアグロエコロジカル(農業生態的)なシステムを保全する」
- ・農村部の非農家世帯(ex: 伝統工芸の職人)も権利の対象

国連「持続可能な開発目標(SDGs)」(2015年9月採択)

- ・「環境と調和した持続可能な農業の推進」の重要性

世界のキーワードは「**持続可能性**」

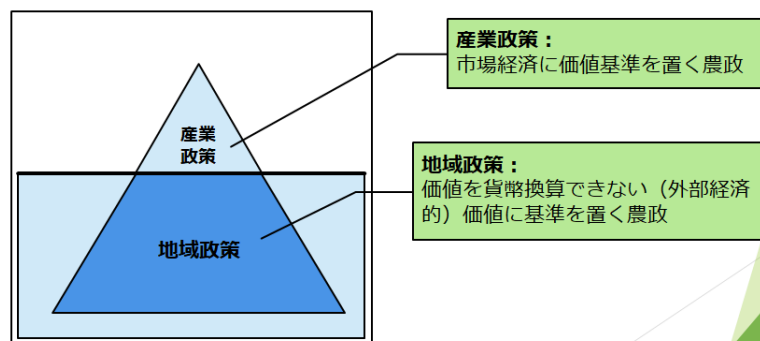
→小さな農業形態が守ってきた地域資源が再評価される時代

5

第2章 多様な農を模索する農政—国内事例—

◆食料・農業・農村基本計画の改訂(2020年3月)

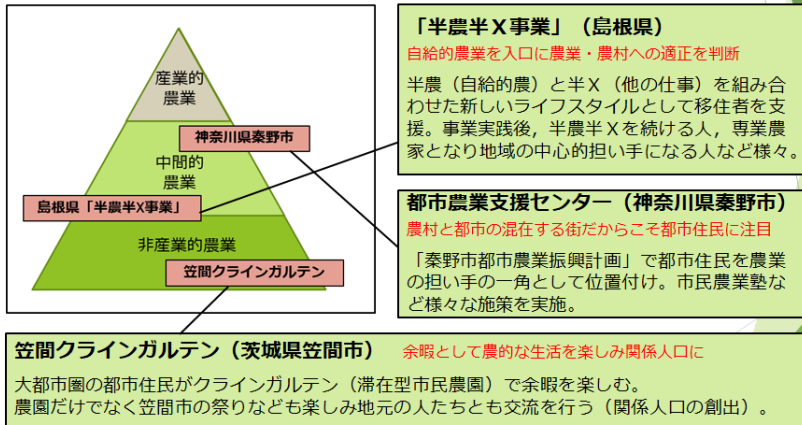
「産業政策と地域政策を車の両輪として推進」



6

第2章 多様な農を模索する農政—国内事例—

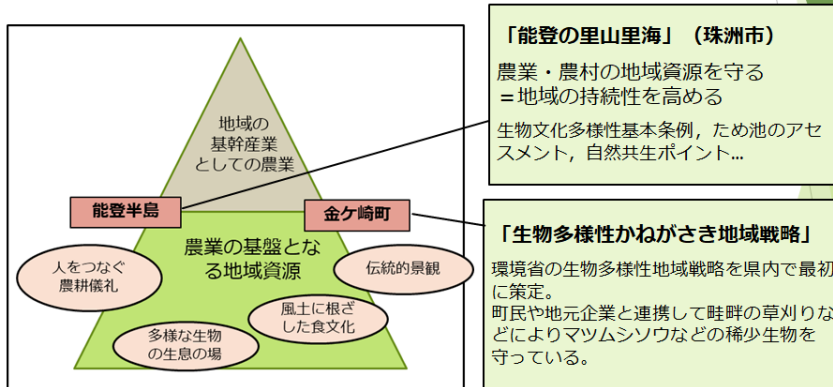
◆ 国内事例① – 農への段階的な参画（島根県，秦野市，笠間市） –



7

第2章 多様な農を模索する農政—国内事例—

◆ 国内事例② – 持続可能な農により地域を守る（能登半島，金ケ崎町） –



8

第3章 農業・農村の多面的機能の 視点からみた盛岡の地域資源

◆ 盛岡の農業・農村

農業就業人口：4,544人（全体の3%）

農業産出額：192億7千万円

岩手県内4位，東北管内15位

※いずれもH27農林業センサスより

盛岡の地域特性

「農村と都市が混在し，生産と消費が近距離で存在」

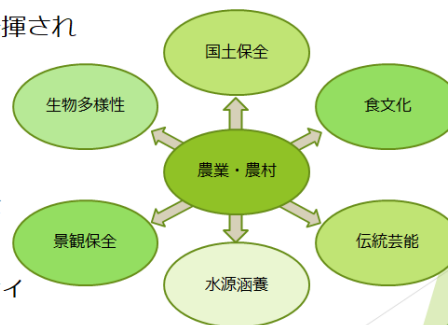
9

第3章 農業・農村の多面的機能の 視点からみた盛岡の地域資源

「農業・農村の多面的機能」

農地を適正管理することで発揮される副次的な恩恵

- 国土保全
- 水源涵養
- 里山里地の生物多様性保全
- 豊かな景観
- その土地のアイデンティティ
(食文化，祭りなどの継承) ...



10

第3章 農業・農村の多面的機能の 視点からみた盛岡の地域資源

◆ 盛岡の農業・農村における地域資源



写真提供：岩手県立大学総合政策学部
島田直明教授



写真出典：盛岡市ホームページ

生物多様性

農業の営みなど里地里山を利用・管理する農的な暮らしが守って来た生態系は多くある。岩手県のレッドデータブックにも記載されるミチノクフクジュソウは草刈りなど農地の適切な管理により生育が維持されてきた。

文化継承

チャグチャグ馬コは農耕馬を大切にする盛岡市と滝沢市にまたがる農耕儀礼である。農耕馬の減少から祭りに必要な馬の確保が難しくなっているが、県立大学の「馬耕復活プロジェクト」などにより、馬耕で作ったスイカの売り上げを存続資金にするなどの試みがある。

11

第3章 農業・農村の多面的機能の 視点からみた盛岡の地域資源



景観保全

中心部から車で20分も走ると広がる農村風景は、盛岡のまち並みに緩急をつけ安らぎを与えている。

国土保全

多発する豪雨災害を受け、全国でも水田の貯水能力を活かす「田んぼダム」に注目する動きが始まっている。専門機関によると1haの水田で貯水の高さを10cm上げると1haの雨水を一時的に貯められるとする。（盛岡の水田は約3,364ha）



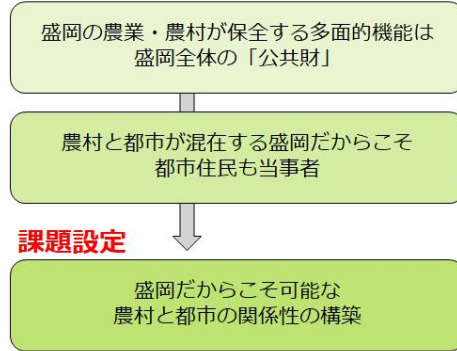
朝市・産直・ファーマーズマーケット

多面的機能を利用保全するためには朝市や産直などの役割も重要。旅行者や消費者は、対面の販売により商品の特徴、調理方法、食文化、産地の様子などを理解を深める。地域に根ざした多様な資源を広く、分かりやすく伝える場。

12

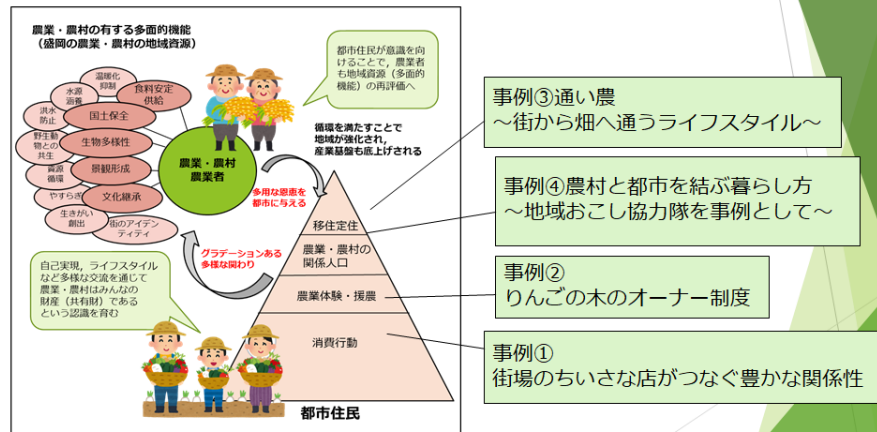
第3章 農業・農村の多面的機能の 視点から見た盛岡の地域資源

◆ 都市全体の問題としての農業・農村問題



出典：国土地理院
上田堤の航空写真。
住宅地とリンゴ畑が混在している風景

第4章 都市から農業・農村を捉え直す —盛岡の事例から—



第4章 都市から農業・農村を捉え直す

—盛岡の事例から—

◆ 事例①街場のちいさな店がつなぐ豊かな関係性

市内中心部にあるイタリア料理店では客を連れて生産者の元を訪れる取り組みを実施。

小規模な取り組みであるがゆえに、一過性ではない有機的なつながりを構築している。



◆ 事例②オーナー制度

市内羽場の農園ではりんごの木のオーナー制度を通じて様々なイベントを実施。

地域の自然や文化（地元のさんさ踊り、食文化）を都市住民に伝える役割も果たしている。



写真提供：岩手県立大学総合政策学部 菊池健太郎

15

第4章 都市から農業・農村を捉え直す

—盛岡の事例から—

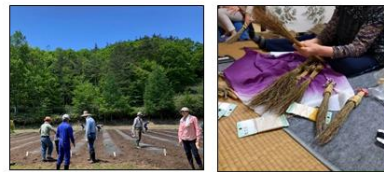
◆ 事例③通い農～街から畑へ通うライフスタイル～

会社員を退職後、農業に興味を持ち市内中心部の自宅から9kmほど離れた農地でトマトやネギの栽培を行っている。専業農家であるが、ライフスタイルの姿勢を持ち、楽しみながら農業を行っている。



◆ 事例④農村と都市を結ぶ暮らし方～地域おこし協力隊～

農村の文化や農業体験のイベントを企画することで農村と都市の結節点の役割を果たす。一方で、自身も農的なライフスタイルと盛岡の都市の両方を楽しむモデルとして成立している。



16

第5章 政策提言—「新しい力」で未来を拓く—

盛岡の持続可能な未来を支える「新しい力」

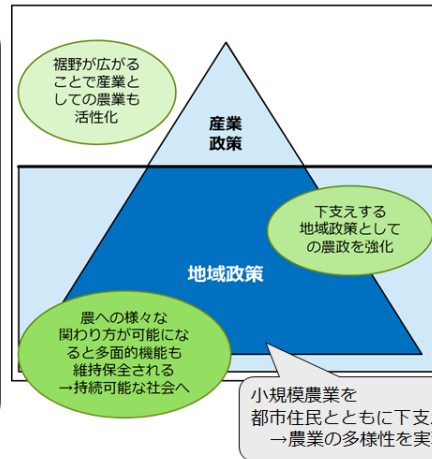
① 小規模の農業

これまで政策の中心に据えられてこなかった「小さな農」が果たす役割を再評価。

「小さな農」= 自給的農，なりわいとしての農村暮らしも含む

② 都市住民

農業・農村問題を盛岡の街全体の問題として捉えることで，都市住民を支え手の一角として位置付け。



17

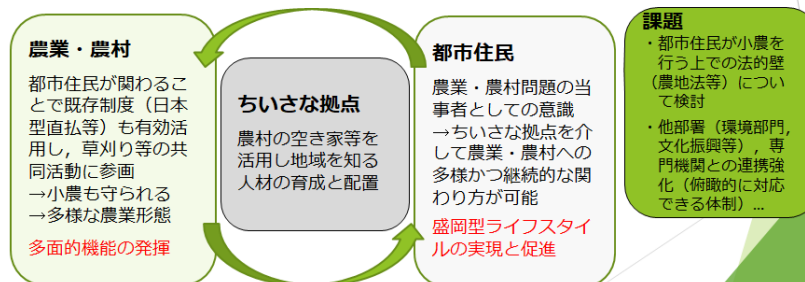
第5章 政策提言—「新しい力」で未来を拓く—

① 盛岡の農業・農村の多面的機能の明確化と周知

→ 都市住民もまた農業・農村問題の当事者である

② 「ちいさな拠点」の創設

→ 都市住民が暮らしの中で積極的に関わることが可能な場の創設



18

参考文献・資料

- 1) 農民運動全国連合会「国連家族農業の10年 コロナで深まる食と農の危機を乗り越える」かもがわ出版, 2020年
- 2) 門田一徳「農業大国アメリカで広がる『小さな農業』 進化する産直スタイル『C S A』」家の光協会, 2019年
- 3) 小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン編「よくわかる国連『家族農業の10年』と『小農の権利宣言』」農文協ブックレット, 2019年
- 4) 藤山浩「シリーズ田園回帰①田園回帰1%戦略 地元にとりもどす」農文協, 2015年
- 5) 沼尾波子「シリーズ田園回帰④交響する都市と農山村 対流型社会が生まれる」農文協, 2016年
- 6) 大森彌・小田切徳美・藤山浩編著「シリーズ田園回帰⑧11ヶ国の動向と日本の展望」農文協, 2017年
- 7) 生源寺眞一「現代日本の農政改革」東京大学出版会, 2006年
- 8) トーマス・ライソン「シビック・アグリカルチャー 食と農を地域にとりもどす」農林統計出版, 2012年
- 9) 鈴木宜弘「現代の食料・農御業問題～誤解から打開へ～」創森社, 2008年
- 10) 塩見直紀「半農半Xという生き方 [決定版]」ちくま文庫, 2014年
- 11) 深澤竜人「市民がつくる半自給農の世界」農林統計協会, 2014年
- 12) 植田今日子「存続の岐路に立つむら ダム・災害・限界集落の先に」昭和堂, 2016年
- 13) 武内和彦「世界農業遺産一注目される日本の里山里地」祥伝社新書, 2013年
- 14) 橋本卓爾・山田良治・藤田武弘・大西敏夫 編「都市と農村 交流から協働へ」日本経済評論社, 2011年
- 15) 星勉・石井圭一・安藤光義 著/星勉 監修「我が国の水田農業を考える(上巻) EUの直接支払制度と日本への示唆」筑波書房, 2014年
- 16) 鈴木宜弘・姜薈・大仲克俊・竹島久美子・星勉・曲木若葉・安藤光義 著/星勉 監修「我が国の水田農業を考える(下巻) 構造展望と大規模経営体の実証分析」筑波書房, 2015年
- 17) 和泉真理 著/市田知子 監修「ヨーロッパ農業の多角化 それを支える地域と制度」筑波書房, 2016年
- 18) 筒井一伸・尾原浩子 著/関司直也 監修「移住者による継業 農山村をつなぐバトンリレー」筑波書房, 2018年
- 19) 和泉真理「ブレクジットと英国農政 農業の多面的機能への支援」筑波書房, 2019年
- 20) 田中輝美 著/小田切徳美 監修「よそ者と創る新しい農山村」筑波書房, 2017年
- 21) 関司直也 著/筒井一伸 監修「農村からなりわい就農へ 田園回帰時代の新規就農アプローチ」筑波書房, 2019年
- 22) 西山未真 著/小田切徳美 監修「農村と都市を結ぶソーシャルビジネスによる農山村再生」筑波書房, 2015年
- 23) 筒井一伸・嵩和雄・佐久間康富 著/小田切徳美 監修「移住者の地域起業による農山村再生」筑波書房, 2014年
- 24) 関司直也 著/小田切徳美 監修「地域サポート人材による農山村再生」筑波書房, 2014年
- 25) 橋口卓也 著/小田切徳美 監修「中山間直接支払制度と農山村再生」筑波書房, 2016年
- 26) 季刊地域No.18「特集 地域おこし協力隊をむらにとりこむ」農文協, 2014年
- 27) 季刊地域No.26「特集 小農の使命—むらに農家を増やすこと」農文協, 2016年

- 28) 季刊地域No.33「特集 継業 むらに必要な職業 誰が、どう継ぐ？」農文協, 2018年
- 29) 季刊地域No.44「兼業農家 多業農家が増殖中！」農文協, 2021年
- 30) 農林水産省「食料・農業・農村白書 平成30年版」農林統計協会 2019年
- 31) 農村経営研究会 2015年第二回定例研究会イベントレポート「『シビック・アグリカルチャー』とローカリゼーション」
- 32) 富山和子「水と緑と土 伝統を捨てた社会の行方 改版」中公新書, 2010年
- 33) 村上敦「フライブルクのまちづくり ソーシャル・エコロジー住宅地ヴォーバン」学芸出版社, 2007年
- 34) 西田栄喜「小さい農業で稼ぐコツ」農文協, 2016年
- 35) 波多野豪・唐崎卓也「分かち合う農業CSA～日欧米の取り組みから～」創森社, 2019年
- 36) 東正則「日本発 農業のある都市モデル—地域共存型農業による安全快適福祉都市—」農林統計出版, 2014年
- 37) 内田樹, 藤山浩, 宇根豊, 平川克己「『農業を株式会社化する』という無理 これからの農業論」一般社団法人家の光協会, 2018
- 38) 饗庭伸「都市をたたむ—人口減少時代をデザインする都市計画」共栄書房, 2015
- 39) 久松達夫「小さくて強い農業をつくる」晶文社, 2014
- 40) 荒木一視, 林紀代美「食と農のフィールドワーク入門」昭和堂, 2019
- 41) 佐藤啓二, 今仲清「一門一答新しい都市農地制度と税務—生産緑地の2022年問題への処方箋—」株式会社ぎょうせい, 2019年
- 42) 市川康夫「多機能化する農村のジレンマ」勁草書房, 2020年
- 43) 大元鈴子「ローカル認証 地域が創る流通の仕組み」清水弘文堂書房, 2017年
- 44) 佐藤一子「シリーズ田園回帰⑦地域文化が若者を育てる 民俗・芸能・食文化のまちづくり」農文協, 2016年
- 45) 宇沢弘文「社会的共通資本」岩波書店, 2000年
- 46) 鷲谷いづみ「<生物多様性>入門」岩波書店, 2010年
- 47) 鈴木宜弘, 天笠啓祐, 山岡淳一郎, 色平哲郎「TPPで暮らしはどうなる？」岩波書店, 2013年
- 48) 和泉真理 著/図司直也 監修「農業を守る英国の市民」筑波書房, 2017年
- 49) 藤山浩, 森山慶久, 甲斐かおり「図解でわかる田園回帰1%戦略『地域人口ビジョン』をつくる」農文協, 2018年
- 50) 季刊地域No.41, 農文協, 2020年
- 51) 季刊地域No.39, 農文協, 2019年
- 52) 季刊地域No.38「特集水路・ため池・川—地域の水辺防災と恵み」農文協, 2019年
- 53) 季刊地域No.42「特集雑木とスギの知られざる値打ち」農文協, 2020年
- 54) 岸康彦「食と農の戦後史」日本経済新聞社, 1996年
- 55) 森永卓郎「森永卓郎の『マイクロ農業』のすすめ」農文協, 2021年
- 56) 内山節「半市場経済」角川新書, 2015年

令和元年度研究報告書

令和3年3月 発行

編集・発行 盛岡市まちづくり研究所

〒020-0611

岩手県滝沢市菓子 152-89

岩手県立大学地域連携棟内